

第1節 初動体制の確立

所 管 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班 総務局…人事動員班
 地区支部

1 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、金沢市災害対策本部の組織体制及び所掌事務等を定める。なお、発災直後の初動期においては、甚大な被害が発生し、道路・交通網の断絶、停電・通信途絶、職員参集が困難など、業務継続に支障が生じる恐れがある。こうした中で災害応急対策など必要不可欠な業務を継続させるため、具体的な行動を示す防災マニュアルを策定しており、本計画と合わせて活用を図ることとする。

2 組織体制の時系列対応

(1) 時系列活動区分

災害が発生した場合、初期段階でとるべき緊急措置と、時間の経過とともに変化する状況に応じた的確な応急対策を、機動的、弾力的に行うため、以下に例示する活動区分に留意して、時系列的な本部体制を組織する。

緊急時においては、情報、設備、人員等を最大限に活用し、的確な意思決定と確実な応急対策を実施できる一貫した防災体制を構築する。

表3-1-1 時系列活動区分

段 階	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第1段階	警戒期	気象情報覚知～	気象、水位監視等の活動を行う。
第2段階	初動期	発災～3日目程度	市民の生命、財産を保護し、消火・救出救護、避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第3段階	收拾期	3日後～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ人心の安定を図るための活動を行う。
第4段階	復旧期	11日目程度以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

表3-1-2 災害時の応急対策の流れ

	時間経過	考え方	応急対策
警戒期	発災前 (気象情報覚知～)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・発信 警戒体制の確立 注意報・警報等の発令 避難所の開設準備、開設（福祉避難所を含む） 応急活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報・災害情報等の収集・伝達・発信 警戒区域等への巡視、警戒 災害対策体制の準備・確立 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域等の発令、伝達 避難所の開設 水防活動の開始
	時間経過	考え方	応急対策

第1節 初動体制の確立

所 管 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班 総務局…人事動員班
 地区支部

1 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、金沢市災害対策本部の組織体制及び所掌事務等を定める。なお、発災直後の初動期においては、甚大な被害が発生し、道路・交通網の断絶、停電・通信途絶、職員参集が困難など、業務継続に支障が生じる恐れがある。こうした中で災害応急対策など必要不可欠な業務を継続させるため、具体的な行動を示す防災マニュアルを策定しており、本計画と合わせて活用を図ることとする。

2 組織体制の時系列対応

(1) 時系列活動区分

災害が発生した場合、初期段階でとるべき緊急措置と、時間の経過とともに変化する状況に応じた的確な応急対策を、機動的、弾力的に行うため、以下に例示する活動区分に留意して、時系列的な本部体制を組織する。

緊急時においては、情報、設備、人員等を最大限に活用し、的確な意思決定と確実な応急対策を実施できる一貫した防災体制を構築する。

表3-1-1 時系列活動区分

段 階	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第1段階	警戒期	気象情報覚知～	気象、水位監視等の活動を行う。
第2段階	初動期	発災～3日目程度	市民の生命、財産を保護し、消火・救出救護、避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第3段階	收拾期	3日後～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ人心の安定を図るための活動を行う。
第4段階	復旧期	11日目程度以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

表3-1-2 災害時の応急対策の流れ

	時間経過	考え方	応急対策
警戒期	発災前 (気象情報覚知～)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・発信 警戒体制の確立 注意報・警報等の発令 避難所の開設準備、開設（福祉避難所を含む） 応急活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報・災害情報等の収集・伝達・発信 警戒区域等への巡視、警戒 災害対策体制の準備・確立 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域等の発令、伝達 避難所の開設 水防活動の開始
	時間経過	考え方	応急対策

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

初動期	発災～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・消火・救助・救出 ・避難所の開設（福祉避難所を含む） ・被災状況の把握 ・広域応援要請 ・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の安全確保（救助・救急・医療） ・水防活動 ・災害対策体制の確立 ・災害情報の収集・連絡 ・避難所の開設、管理運営 ・広域応援要請（自衛隊、消防、警察、他自治体など） ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害関連情報の広報 ・緊急輸送道路の通行確保・交通規制 ・障害物除去 ・遺体の収容、搬送 ・道路、河川、橋梁等の被害把握、復旧 ・緊急支援活動の立ち上げ（給水、食料、生活必需品） ・防疫、検水、食品検査対応 ・ごみ、し尿処理 ・要配慮者の保護・避難生活支援
	24時間～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤施設、ライフラインの復旧促進 ・避難所の高機能化 ・他自治体等からの応援職員受入れ ・義援金品の受入れ ・建築物等応急復旧 ・がれきの処理 ・衛生管理
収拾期	3日後～10日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・公有財産管理 ・窓口行政機能の回復 ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入、運用 ・り災証明書の発行 ・救護、防疫巡回活動（感染症予防、消毒） ・避難所等衛生監視 ・災害対策金銭事務 ・生活困窮者の保護、支援 ・動物保護 ・復旧・復興体制の立上げ（震災復興本部）等
	11日目程度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援 ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス、心的外傷後ストレス障害のケア開始 ・被災者生活再建支援法認定事務 ・災害弔慰金支給、援護資金貸付 ・中小企業の災害時融資、相談等 ・復旧・復興に係る業務 ・がれきの広域処理 ・仮設住宅の建設

初動期	発災～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・消火・救助・救出 ・避難所の開設（福祉避難所を含む） ・被災状況の把握 ・広域応援要請 ・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の安全確保（救助・救急・医療） ・水防活動 ・災害対策体制の確立 ・災害情報の収集・連絡 ・避難所の開設、管理運営 ・広域応援要請（自衛隊、消防、警察、他自治体など） ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害関連情報の広報 ・緊急輸送道路の通行確保・交通規制 ・障害物除去 ・遺体の収容、搬送 ・道路、河川、橋梁等の被害把握、復旧 ・緊急支援活動の立ち上げ（給水、食料、生活必需品） ・防疫、検水、食品検査対応 ・ごみ、し尿処理 ・要配慮者の保護・避難生活支援
	24時間～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤施設、ライフラインの復旧促進 ・避難所の高機能化 ・他自治体等からの応援職員受入れ ・義援金品の受入れ ・建築物等応急復旧 ・がれきの処理 ・衛生管理
収拾期	3日後～10日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・公有財産管理 ・窓口行政機能の回復 ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入、運用 ・り災証明書の発行 ・救護、防疫巡回活動（感染症予防、消毒） ・避難所等衛生監視 ・災害対策金銭事務 ・生活困窮者の保護、支援 ・動物保護 ・復旧・復興体制の立上げ（震災復興本部）等
	11日目程度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援 ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス、心的外傷後ストレス障害のケア開始 ・被災者生活再建支援法認定事務 ・災害弔慰金支給、援護資金貸付 ・中小企業の災害時融資、相談等 ・復旧・復興に係る業務 ・がれきの広域処理 ・仮設住宅の建設

（2）組織編成の基本

① 危機管理監の設置

危機管理監は、自然災害・大規模な事故及び、事件等の様々な事態に対する市民の安全安心に関する事項を掌理し、その事態が発生した場合においては、局長及びその他の職員を指揮監督する。

② 職員の配置

この計画は、金沢市内において災害が発生した場合又は災害発生のおそれが大きくなった場合に、災害対策本部を中心とした体制に移行できる体制を基本とする。

この場合、職員は原則として動員・配備体制に基づき各所属等に参集し、災害対

（2）組織編成の基本

① 危機管理監の設置

危機管理監は、自然災害・大規模な事故及び、事件等の様々な事態に対する市民の安全安心に関する事項を掌理し、その事態が発生した場合においては、局長及びその他の職員を指揮監督する。

② 職員の配置

この計画は、金沢市内において災害が発生した場合又は災害発生のおそれが大きくなった場合に、災害対策本部を中心とした体制に移行できる体制を基本とする。

この場合、職員は原則として動員・配備体制に基づき各所属等に参集し、災害対

策本部等の事務に従事する。

なお、災害状況等必要に応じて、地区支部の設置及び地区支部要員の配置など臨機の措置をとるものとする。

③ 災害対策本部準備室

第1次配備又は第2次配備体制（表3-1-5参照）の場合、危機管理課を中心として災害対策本部準備室を設置することとし、初期情報の収集、体制の増強、災害対策本部への移行準備を指揮する。また、状況により安全安心政策会議や危機管理連絡会議の開催の連絡を行う。

④ 大規模災害の対応

金沢市内において大規模な災害が発生した場合には、災害発生直後から数日間程度の「初動期組織体制」と、その後の「収拾期・復旧期組織体制」に区分した組織体制を整えるものとする。

この場合、職員は、初動期にあつては指定された配備基準に基づき、災害対策本部又は地区支部に自主参集し、災害対策本部又は地区支部の事務に従事する。また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

収拾期、復旧期への時間経過とともに、地区支部体制の縮小を図るものとする。

災害対策本部の部局相互間においても、初動期、収拾期、復旧期の時間経過に応じた連携、協力体制をとるものとし、機動的、弾力的対応に努める。

（3）安全安心政策会議等の開催

災害対策本部が設置される前の段階として、状況に応じて「安全安心政策会議」又は「危機管理連絡会議」を開催し、災害応急対策にかかる体制等の調整を行う。

① 安全安心政策会議

市長は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、情報の共有と対応体制の決定や各部局の総合調整を行うため、「安全安心政策会議」を開催する。この政策会議は市長が召集し、副市長以下各局長及び企業局長、教育長、消防長、議会事務局長、市立病院事務局長で構成し、危機管理監が総括する。

表3-1-3 安全安心政策会議

役 割	① 事態についての情報収集及び対処方針の決定 ② 事態が発生している他の自治体との情報共有及び支援等の方針決定
設 置 場 所	災害対策本部室
構 成	副市長、各局長等
事 務 局	危機管理課
主 宰	市長

② 危機管理連絡会議

危機管理監は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、関係部局の連携による機能的な対応措置を実施するため、関係課の所属長で構成する「危機管理連絡会議」を開催することができる。

策本部等の事務に従事する。

なお、災害状況等必要に応じて、地区支部の設置及び地区支部要員の配置など臨機の措置をとるものとする。

③ 災害対策本部準備室

第1次配備又は第2次配備体制（表3-1-5参照）の場合、危機管理課を中心として災害対策本部準備室を設置することとし、初期情報の収集、体制の増強、災害対策本部への移行準備を指揮する。また、状況により安全安心政策会議や危機管理連絡会議の開催の連絡を行う。

④ 大規模災害の対応

金沢市内において大規模な災害が発生した場合には、災害発生直後から数日間程度の「初動期組織体制」と、その後の「収拾期・復旧期組織体制」に区分した組織体制を整えるものとする。

この場合、職員は、初動期にあつては指定された配備基準に基づき、災害対策本部又は地区支部に自主参集し、災害対策本部又は地区支部の事務に従事する。また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

収拾期、復旧期への時間経過とともに、地区支部体制の縮小を図るものとする。

災害対策本部の部局相互間においても、初動期、収拾期、復旧期の時間経過に応じた連携、協力体制をとるものとし、機動的、弾力的対応に努める。

（3）安全安心政策会議等の開催

災害対策本部が設置される前の段階として、状況に応じて「安全安心政策会議」又は「危機管理連絡会議」を開催し、災害応急対策にかかる体制等の調整を行う。

① 安全安心政策会議

市長は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、情報の共有と対応体制の決定や各部局の総合調整を行うため、「安全安心政策会議」を開催する。この政策会議は市長が召集し、副市長以下各局長及び企業局長、教育長、消防長、議会事務局長、市立病院事務局長で構成し、危機管理監が総括する。

表3-1-3 安全安心政策会議

役 割	① 事態についての情報収集及び対処方針の決定 ② 事態が発生している他の自治体との情報共有及び支援等の方針決定
設 置 場 所	災害対策本部室
構 成	副市長、各局長等
事 務 局	危機管理課
主 宰	市長

② 危機管理連絡会議

危機管理監は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、関係部局の連携による機能的な対応措置を実施するため、関係課の所属長で構成する「危機管理連絡会議」を開催することができる。

表 3 - 1 - 4 危機管理連絡会議

役割	①事態についての情報収集及び対処方針の決定 ②関係部局、県や関係機関との連絡調整
設置場所	災害対策本部室
構成課	企画調整課、広報戦略課、総務課、人事課、文化政策課、産業政策課、農業水産振興課、農業基盤整備課、市民協働推進課、福祉政策課、障害福祉課、健康政策課、子育て支援課、環境政策課、緑と花の課、建築指導課、道路建設課、道路管理課、河川水防課、危機管理課、教育総務課、生涯学習課、警防課、企業局安全対策室、その他の関係課
事務局	危機管理課
主宰	危機管理監

表 3 - 1 - 4 危機管理連絡会議

役割	①事態についての情報収集及び対処方針の決定 ②関係部局、県や関係機関との連絡調整
設置場所	災害対策本部室
構成課	企画調整課、広報戦略課、総務課、人事課、文化政策課、産業政策課、農業水産振興課、農業基盤整備課、市民協働推進課、福祉政策課、障害福祉課、健康政策課、子育て支援課、環境政策課、緑と花の課、建築指導課、道路建設課、道路管理課、河川水防課、危機管理課、教育総務課、生涯学習課、警防課、企業局安全対策室、その他の関係課
事務局	危機管理課
主宰	危機管理監

3 災害対策本部及び金沢市防災会議

3 災害対策本部及び金沢市防災会議

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2規定に基づき、金沢市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2規定に基づき、金沢市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

この場合関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び金沢市防災会議に通知する。

この場合関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び金沢市防災会議に通知する。

イ 本部室は、第二本庁舎2階（災害対策本部室）に開設する。また、災害の規模が大きい場合で災害対策本部室での設置が困難であるときは、本部室を第一本庁舎新館7階全員協議会室に開設する。庁舎が使用不能のときは、市消防局に開設し、通信機器の確保、災害対策本部の代替機能の確保を図る。

イ 本部室は、第二本庁舎2階（災害対策本部室）に開設する。また、災害の規模が大きい場合で災害対策本部室での設置が困難であるときは、本部室を第一本庁舎新館7階全員協議会室に開設する。庁舎が使用不能のときは、市消防局に開設し、通信機器の確保、災害対策本部の代替機能の確保を図る。

ウ 市長は、災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めるときは、本部を解散する。

ウ 市長は、災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めるときは、本部を解散する。

(2) 金沢市防災会議での総合調整

(2) 金沢市防災会議での総合調整

金沢市防災会議は、市が本部を設置したときは、必要に応じ連絡員室を設置し、相互間における災害応急対策の総合調整を図る。

金沢市防災会議は、市が本部を設置したときは、必要に応じ連絡員室を設置し、相互間における災害応急対策の総合調整を図る。

金沢市防災会議の関係委員は、連絡員室が設置されたときは、その所属機関から職員を派遣し、連絡員室に常駐させるものとする。

金沢市防災会議の関係委員は、連絡員室が設置されたときは、その所属機関から職員を派遣し、連絡員室に常駐させるものとする。

【参照】資料 16 金沢市防災会議条例 資料 17 金沢市防災会議委員名簿

【参照】資料 16 金沢市防災会議条例 資料 17 金沢市防災会議委員名簿

4 本部の組織及び運営

4 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、「金沢市災害対策本部条例」及び「金沢市災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。その概要は、次のとおりである。

本部の組織及び運営は、「金沢市災害対策本部条例」及び「金沢市災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。その概要は、次のとおりである。

(1) 組織

① 本部

本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

ア 本部長

- ・ 本部長は、市長が当たる。
- ・ 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

- ・ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

- ・ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部室員

- ・ 本部室員は、市民その他関係団体から情報を収集するとともに、関係班の応急対策の実施状況を確認し必要な連絡調整を行う。

オ 本部連絡員

- ・ 本部連絡員は、各局の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各局の長に伝達する。

カ 地区支部要員

- ・ 地区支部要員は、本部長の命を受け、避難所の解錠等、初動期における活動に従事する。

② 部

本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

ア 部に部長及び本部員を置く。

イ 部長は、本部長が本部員のうちから指名する。

ウ 部長は、部の事務を掌理する。

③ 現地災害対策本部

本部長は、災害が地域的に限定され個別対応が求められ必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

現地災害対策本部は、災害現地の状況に沿った迅速な対応の強化を図るため、本部との連携を密に確保しつつ、現地関係機関との調整のもと、災害対策業務を遂行するものとする。

ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

④ 地区支部

本部長は、必要と認めるときは、本部長が定める市の区域ごとに本部の地区支部を置くことができる。

【参照】資料 18 金沢市災害対策本部条例

資料 19 金沢市災害対策本部運営要綱

(1) 組織

① 本部

本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

ア 本部長

- ・ 本部長は、市長が当たる。
- ・ 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

- ・ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

- ・ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部室員

- ・ 本部室員は、市民その他関係団体から情報を収集するとともに、関係班の応急対策の実施状況を確認し必要な連絡調整を行う。

オ 本部連絡員

- ・ 本部連絡員は、各局の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各局の長に伝達する。

カ 地区支部要員

- ・ 地区支部要員は、本部長の命を受け、避難所の解錠等、初動期における活動に従事する。

② 部

本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

ア 部に部長及び本部員を置く。

イ 部長は、本部長が本部員のうちから指名する。

ウ 部長は、部の事務を掌理する。

③ 現地災害対策本部

本部長は、災害が地域的に限定され個別対応が求められ必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

現地災害対策本部は、災害現地の状況に沿った迅速な対応の強化を図るため、本部との連携を密に確保しつつ、現地関係機関との調整のもと、災害対策業務を遂行するものとする。

ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

④ 地区支部

本部長は、必要と認めるときは、本部長が定める市の区域ごとに本部の地区支部を置くことができる。

【参照】資料 18 金沢市災害対策本部条例

資料 19 金沢市災害対策本部運営要綱

（２）本部の所掌事務

本部の所掌事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 気象情報、災害状況その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達
- イ 県災害対策本部等への要請、報告等
- ウ 災害応急対策を実施すべき者に対する警戒区域の設定等の指示
- エ 住民等に対する避難の指示
- オ 避難者等の救護
- カ 交通確保、緊急輸送の実施
- キ 被災者等に対する食料、飲料水及び生活必需品の確保、配分
- ク 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること
- ケ 防災関係機関との連携
- コ 自主防災組織等との連携
- サ 消防非常災害警備要綱及び水防計画に基づく消防・水防活動
- シ その他災害応急対策の基本に関する事項

【参照】資料４ 金沢市災害対策本部の事務分掌
（金沢市災害対策本部運営要綱 別表第１）

（３）[追加]

（３）地区支部要員の任命

地区支部要員は、職務内容に緊急性があることから、各地区支部の近隣に居住する職員（対策本部等の初動体制で必要となる職員、市立病院、消防職員、消防団員等の職員を除く。）とし、事前に任命する。

なお、地区支部要員の構成は、原則、支部長、副支部長、避難所解錠要員、支部員、校舎管理員とし、支部長にあっては原則、課長補佐級の職員とし、その他の要員についても職員をもって充てる。

（４）地区支部の設置と事務分掌

地区支部は、大規模な災害が発生した場合に、災害初期において迅速かつ効果的に情報収集等の災害応急対策を行うための配備体制として編成する。

① 地区支部の設置

- ア 地区支部は、本部と自主防災組織等との連携を図る観点から、原則として地区の防災拠点（拠点避難所）となる各小学校（地区によっては公民館等所定の場所）に設置する。
- イ 同一地区内に中学校、公民館、市営体育館等の屋内指定避難所がある場合は、状況に応じて地区支部要員を配置し、地区支部において情報を収集、伝達し、一元化することで地区全体として緊密に連携した応急対策活動を実施する。

（２）本部の所掌事務

本部の所掌事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 気象情報、災害状況その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達
- イ 県災害対策本部等への要請、報告等
- ウ 災害応急対策を実施すべき者に対する警戒区域の設定等の指示
- エ 住民等に対する避難の指示
- オ 避難者等の救護
- カ 交通確保、緊急輸送の実施
- キ 被災者等に対する食料、飲料水及び生活必需品の確保、配分
- ク 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること
- ケ 防災関係機関との連携
- コ 自主防災組織等との連携
- サ 消防非常災害警備要綱及び水防計画に基づく消防・水防活動
- シ その他災害応急対策の基本に関する事項

【参照】資料４ 金沢市災害対策本部の事務分掌
（金沢市災害対策本部運営要綱 別表第１）

（３）プロジェクトチームの設置

市防災マニュアルは災害対策本部各班の業務について規定しているが、あてはまらない業務や人員を必要とする業務などが生じた場合は、部局横断型のプロジェクトチームを立上げ対応する。

~~（３）~~ **（４）地区支部要員の任命**

地区支部要員は、職務内容に緊急性があることから、各地区支部の近隣に居住する職員（対策本部等の初動体制で必要となる職員、市立病院、消防職員、消防団員等の職員を除く。）とし、事前に任命する。

なお、地区支部要員の構成は、原則、支部長、副支部長、避難所解錠要員、支部員、校舎管理員とし、支部長にあっては原則、課長補佐級の職員とし、その他の要員についても職員をもって充てる。

~~（４）~~ **（５）地区支部の設置と事務分掌**

地区支部は、大規模な災害が発生した場合に、災害初期において迅速かつ効果的に情報収集等の災害応急対策を行うための配備体制として編成する。

① 地区支部の設置

- ア 地区支部は、本部と自主防災組織等との連携を図る観点から、原則として地区の防災拠点（拠点避難所）となる各小学校（地区によっては公民館等所定の場所）に設置する。
- イ 同一地区内に中学校、公民館、市営体育館等の屋内指定避難所がある場合は、状況に応じて地区支部要員を配置し、地区支部において情報を収集、伝達し、一元化することで地区全体として緊密に連携した応急対策活動を実施する。

【参照】資料 12 金沢市指定避難場所一覧表

② 地区支部要員の配置

ア 地区支部要員は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（本章第 15 節「避難誘導」参照）が発令された場合、又は大規模な災害が発生した場合において、緊急に避難所を開設し、及び運営する必要が生じた場合、事前に指定された各避難所に参集する。

イ 地区支部要員による地区支部の活動は概ね 48 時間以内とし、その後、部局体制による地区支部運営に移行する。

ウ 地区支部要員は、避難所となる学校の管理者等と十分協力し、連携体制をとる。

エ 本部長は、必要と認める場合、避難所となる市施設職員並びに（公財）金沢市福祉サービス公社、（公財）金沢市スポーツ事業団、（公財）金沢市文化振興財団、（公財）金沢まちづくり財団、金沢美術工芸大学及び公民館などの避難所となる施設職員を地区支部応援要員として協力を要請する。

③ 事務分掌（活動内容）

地区支部が所掌する主な事務は、次のとおりであり、災害発生直後において地区内の災害情報の収集・伝達を図り、本部及び自主防災組織、学校管理者、避難所自治会等と連携して活動を実施する。

ア 災害情報の収集・伝達活動

- ・ 地区内の情報収集、伝達
 - ・ 避難所開設状況の報告
 - ・ 避難者への広報活動
- 災害の情報、本部からの指示・伝達事項の周知

イ 医療救護活動

- ・ 医療救護所が設置された場合の補助活動

ウ 二次災害による避難誘導

- ・ 避難所に二次災害の危険が迫った場合には他の避難所への避難を誘導

エ 避難所の運営

- ・ 施設の被害状況の確認
 - ・ 避難者の誘導、施設使用箇所の指定
 - ・ 避難テント、仮設トイレ等の設営
 - ・ 避難者数等の把握と報告、避難者名簿の作成
 - ・ 食料、飲料水、生活必需物資の請求、受取り、配布
 - ・ 避難所等の生活環境及び衛生状況の管理
 - ・ 地区内の避難所の取りまとめ、生活状況等の把握及び報告
 - ・ 避難者の要望、苦情相談
- ・ 避難所自治会、自主防災組織、ボランティア等との調整、協議 など

オ その他

- ・ 死体の検案、安置
- ・ その他本部が指示する事項

④ 地区支部の廃止

災害応急対策の進行及び他の自治体、ボランティア等の支援体制の確立等に応じ

【参照】資料 12 金沢市指定避難場所一覧表

② 地区支部要員の配置

ア 地区支部要員は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（本章第 15 節「避難誘導」参照）が発令された場合、又は大規模な災害が発生した場合において、緊急に避難所を開設し、及び運営する必要が生じた場合、事前に指定された各避難所に参集する。

イ 地区支部要員による地区支部の活動は概ね 48 時間以内とし、その後、部局体制による地区支部運営に移行する。

ウ 地区支部要員は、避難所となる学校の管理者等と十分協力し、連携体制をとる。

エ 本部長は、必要と認める場合、避難所となる市施設職員並びに（公財）金沢市福祉サービス公社、（公財）金沢市スポーツ事業団、（公財）金沢市文化振興財団、（公財）金沢まちづくり財団、金沢美術工芸大学及び公民館などの避難所となる施設職員を地区支部応援要員として協力を要請する。

③ 事務分掌（活動内容）

地区支部が所掌する主な事務は、次のとおりであり、災害発生直後において地区内の災害情報の収集・伝達を図り、本部及び自主防災組織、学校管理者、避難所自治会等と連携して活動を実施する。

ア 災害情報の収集・伝達活動

- ・ 地区内の情報収集、伝達
 - ・ 避難所開設状況の報告
 - ・ 避難者への広報活動
- 災害の情報、本部からの指示・伝達事項の周知

イ 医療救護活動

- ・ 医療救護所が設置された場合の補助活動

ウ 二次災害による避難誘導

- ・ 避難所に二次災害の危険が迫った場合には他の避難所への避難を誘導

エ 避難所の運営

- ・ 施設の被害状況の確認
 - ・ 避難者の誘導、施設使用箇所の指定
 - ・ 避難テント、仮設トイレ等の設営
 - ・ 避難者数等の把握と報告、避難者名簿の作成
 - ・ 食料、飲料水、生活必需物資の請求、受取り、配布
 - ・ 避難所等の生活環境及び衛生状況の管理
 - ・ 地区内の避難所の取りまとめ、生活状況等の把握及び報告
 - ・ 避難者の要望、苦情相談
- ・ 避難所自治会、自主防災組織、ボランティア等との調整、協議 など

オ その他

- ・ 死体の検案、安置
- ・ その他本部が指示する事項

④ 地区支部の廃止

災害応急対策の進行及び他の自治体、ボランティア等の支援体制の確立等に応じ

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

て、本部の指示に基づき、避難所の収束等をめどに、順次、地区支部を廃止する。

て、本部の指示に基づき、避難所の収束等をめどに、順次、地区支部を廃止する。

(5) 避難所解錠要員の派遣と事務分掌

~~(5) (6) 避難所解錠要員の派遣と事務分掌~~

避難所解錠要員は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（本章第15節「避難誘導」参照）が発令された場合、担当する避難所へ向かい、主に下記の活動を実施する。

避難所解錠要員は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（本章第15節「避難誘導」参照）が発令された場合、担当する避難所へ向かい、主に下記の活動を実施する。

- ア 避難所の施設の解錠
- イ 避難所の損傷状況の確認
- ウ 初動期における周辺の情報収集
- エ 災害対策本部との連絡
- オ 避難者受け入れ
- カ 地区支部設置後は、災害対策本部の指示を受け、活動に従事する

- ア 避難所の施設の解錠
- イ 避難所の損傷状況の確認
- ウ 初動期における周辺の情報収集
- エ 災害対策本部との連絡
- オ 避難者受け入れ
- カ 地区支部設置後は、災害対策本部の指示を受け、活動に従事する

- 【参照】資料 48 避難所解錠要員に関する要綱
資料 49 避難所解錠要員の職務に関する要領

- 【参照】資料 48 避難所解錠要員に関する要綱
資料 49 避難所解錠要員の職務に関する要領

(6) 防災アドバイザーの委嘱

~~(6) 防災アドバイザーの委嘱~~

平常時における防災施策の重要性並びに災害発生時における的確かつ迅速な対応を実践するため、学識経験者等の防災アドバイザーを設置し、危機管理体制の強化を図る。

~~平常時における防災施策の重要性並びに災害発生時における的確かつ迅速な対応を実践するため、学識経験者等の防災アドバイザーを設置し、危機管理体制の強化を図る。~~

5 動員・配備体制

5 動員・配備体制

(1) 配備体制基準

(1) 配備体制基準

各部局は、災害時に直ちに即応できるよう、平素から所要の配備体制を確立しておくものとする。

各部局は、災害時に直ちに即応できるよう、平素から所要の配備体制を確立しておくものとする。

職員は、各課等で定めるもののほか、表3-1-5の配備体制基準に基づき、動員指令により速やかに参集し、又は動員指令を待たずに自主参集する。

職員は、各課等で定めるもののほか、表3-1-5の配備体制基準に基づき、動員指令により速やかに参集し、又は動員指令を待たずに自主参集する。

表3-1-5 配備体制基準（金沢市災害対策本部運営要綱 別表第4）

表3-1-5 配備体制基準（金沢市災害対策本部運営要綱 別表第4）

配備体制	配備基準	配備内容
第1次配備	次の各注意報がひとつ以上発表された場合。 ①大雨 ②洪水 ③高潮 ④大雪	情報収集、防除活動のため、土木局配備計画に基づく体制とする。
	・次の各警報がひとつ以上発表された場合。 ①大雨 ②洪水 ③高潮 ④大雪 ⑤暴風（暴風雪） ・局地的な災害が発生した場合	気象警報発表時刻と同時に災害対策本部準備室を設置し、注意報発表時の構成員のほか、各課の配備計画に基づく増員体制とする。

配備体制	配備基準	配備内容
第1次配備	次の各注意報がひとつ以上発表された場合。 ①河川氾濫 ②大雨 ③土砂災害 ④高潮 ⑤大雪	情報収集、防除活動のため、土木局配備計画に基づく体制とする。
	・次の各警報がひとつ以上発表された場合。 ①河川氾濫 ②大雨 ③大雪 ④暴風（暴風雪） ・局地的な災害が発生した場合	気象警報発表時刻と同時に災害対策本部準備室を設置し、注意報発表時の構成員のほか、各課の配備計画に基づく増員体制とする。

第2次配備	水防警報河川で水防警報「出動」が発表され、広域的な避難指示の発令が予測される場合。 [追記]	気象警報発表時の構成員のほか、防災班及び各課の配備計画に基づく増員体制とする。（安全安心政策会議を開催できる体制）
第3次配備	・特別警報が発表された場合 ・相当規模の災害が発生し、又は発生が予測される場合。	災害対策本部を設置し、全職員が総力をあげ、災害応急対策活動を行う。必要に応じて、地区支部を設置し、地区支部要員を派遣する。

第2次配備	水防警報河川で水防警報「出動」が発表され、広域的な避難指示の発令が予測される場合。 次の各警報がひとつ以上発表された場合。 ① 土砂災害 ② 高潮	気象警報発表時の構成員のほか、防災班及び各課の配備計画に基づく増員体制とする。（安全安心政策会議を開催できる体制）
第3次配備	・特別警報が発表された場合 ・相当規模の災害が発生し、又は発生が予測される場合。	災害対策本部を設置し、全職員が総力をあげ、災害応急対策活動を行う。必要に応じて、地区支部を設置し、地区支部要員を派遣する。

(2) 本部職員配備体制

- ア 各配備体制の職員配備は、第1編「震災対策計画」に基づく災害対策本部職員配備体制表に準じて、災害状況等により適時適切な配備措置をとるものとする。
- イ 各部局、地区支部は、適時に職員の配備状況を本部に報告する。

【参照】資料 20 災害対策本部職員配備体制表
資料 21 職員配備状況報告書

(3) 動員計画

① 勤務時間内

職員は、次の動員指令により配備体制基準等に基づきあらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

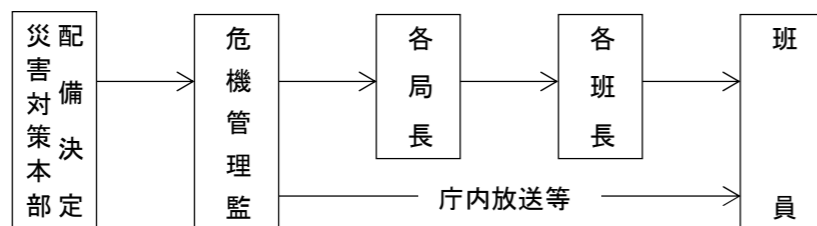


図3-1-1 勤務時間内動員の連絡系統

ア 連絡の方法

- ・ 庁内放送、有線電話、同報防災無線等

イ 庁内放送文

- ・ 金沢市内で大規模な災害が発生した場合に放送する。

危機管理課より連絡します。
只今、金沢市で大規模な災害が発生しました。
各局は、直ちに災害応急活動を実施せよ。
(以下、繰り返し)

② 勤務時間外（自主参集）

職員は、動員指令又はテレビ・ラジオ情報等により災害の発生を知ったときは、配備体制基準等に基づいて所属部署に参集（自主参集）し、あらかじめ定められた任

(2) 本部職員配備体制

- ア 各配備体制の職員配備は、第1編「震災対策計画」に基づく災害対策本部職員配備体制表に準じて、災害状況等により適時適切な配備措置をとるものとする。
- イ 各部局、地区支部は、適時に職員の配備状況を本部に報告する。

【参照】資料 20 災害対策本部職員配備体制表
資料 21 職員配備状況報告書

(3) 動員計画

① 勤務時間内

職員は、次の動員指令により配備体制基準等に基づきあらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

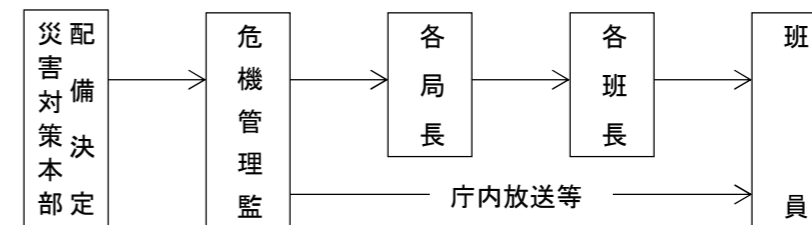


図3-1-1 勤務時間内動員の連絡系統

ア 連絡の方法

- ・ 庁内放送、有線電話、同報防災無線等

イ 庁内放送文

- ・ 金沢市内で大規模な災害が発生した場合に放送する。

危機管理課より連絡します。
只今、金沢市で大規模な災害が発生しました。
各局は、直ちに災害応急活動を実施せよ。
(以下、繰り返し)

② 勤務時間外（自主参集）

職員は、動員指令又はテレビ・ラジオ情報等により災害の発生を知ったときは、配備体制基準等に基づいて所属部署に参集（自主参集）し、あらかじめ定められた任

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

務を遂行する。

(4) 参集時の留意事項

- ① 参集者の服装及び携行品
 応急活動に便利で安全な服装とし、手拭、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。
- ② 参集途上の情報収集及び報告
 職員は、参集途上において可能な限り災害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 消防局の配備体制

金沢市消防非常災害警備要綱、非常災害時等における招集及び体制に関する要領により配備する。

6 意思決定手続き

本部長（市長）に事故がある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

表 3 - 1 - 6 本部長の職務の代理順位

代理順位	職 名
第 1 位	副本部長（第 1 副市長）
第 2 位	副本部長（第 2 副市長）

7 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

職員は、自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。
 また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

8 災害救助法の適用

災害救助法に定める救助の概要は、次のとおりである。

務を遂行する。

(4) 参集時の留意事項

- ① 参集者の服装及び携行品
 応急活動に便利で安全な服装とし、手拭、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。
- ② 参集途上の情報収集及び報告
 職員は、参集途上において可能な限り災害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 消防局の配備体制

金沢市消防非常災害警備要綱、非常災害時等における招集及び体制に関する要領により配備する。

6 意思決定手続き

本部長（市長）に事故がある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

表 3 - 1 - 6 本部長の職務の代理順位

代理順位	職 名
第 1 位	副本部長（第 1 副市長）
第 2 位	副本部長（第 2 副市長）

7 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

職員は、自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。
 また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

8 災害救助法の適用

災害救助法に定める救助の概要は、次のとおりである。

（１）適用基準（災害救助法施行令第１条第１項）

- ア 住家が滅失した世帯の数が、本市の区域内で 150 世帯以上に達したとき
- イ アの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が 1,500 世帯以上で、本市の被害世帯の数が 75 世帯以上に達したとき
- ウ ア、イの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が 7,000 世帯以上に達した場合で、市町の被害世帯が多数であり、かつ特に救助を必要とするとき又は、災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
- エ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
（注）被害世帯の換算は、次のとおり。
 - i 住家の全壊（焼）又は流失は、1 世帯を滅失 1 世帯とする。
 - ii 住家の半壊又は半焼は、2 世帯を滅失 1 世帯と換算する。
 - iii 住家の床上浸水、土砂のたい積等は、3 世帯を滅失 1 世帯と換算する。

（２）適用手続

- ア 市長は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し又は達する見込みであるときは、直ちに知事に対し状況を報告し、災害救助法による救助の要請を行う。
- イ 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に協議又は報告し、市長及び関係機関に指示する。
- ウ 市長は、災害救助法が適用され知事から委任されている救助を実施したときは、その状況を直ちに知事に報告する。
- エ 知事は、救助を行うため必要があると認めるときは、災害救助法に定めるところにより、従事命令又は協力命令、施設の管理・使用、物資の保管・収容を行うことができる。

（３）救助項目

救助項目は次のとおりであり、その実施はそれぞれの災害応急対策計画に定めるところによる。なお、石川県災害救助法施行細則により、ク以外の項目は、市長に委任されている。

- ア 避難所の設置
- イ 炊出し及び食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服寝具その他生活必需品の給与
- オ 医療及び助産
- カ 救出
- キ 障害物の除去
- ク 住宅の応急修理、応急仮設住宅の設置
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の捜索・処理、埋葬

（１）適用基準（災害救助法施行令第１条第１項）

- ア 住家が滅失した世帯の数が、本市の区域内で 150 世帯以上に達したとき
- イ アの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が 1,500 世帯以上で、本市の被害世帯の数が 75 世帯以上に達したとき
- ウ ア、イの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が 7,000 世帯以上に達した場合で、市町の被害世帯が多数であり、かつ特に救助を必要とするとき又は、災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
- エ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
（注）被害世帯の換算は、次のとおり。
 - i 住家の全壊（焼）又は流失は、1 世帯を滅失 1 世帯とする。
 - ii 住家の半壊又は半焼は、2 世帯を滅失 1 世帯と換算する。
 - iii 住家の床上浸水、土砂のたい積等は、3 世帯を滅失 1 世帯と換算する。

（２）適用手続

- ア 市長は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し又は達する見込みであるときは、直ちに知事に対し状況を報告し、災害救助法による救助の要請を行う。
- イ 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に協議又は報告し、市長及び関係機関に指示する。
- ウ 市長は、災害救助法が適用され知事から委任されている救助を実施したときは、その状況を直ちに知事に報告する。
- エ 知事は、救助を行うため必要があると認めるときは、災害救助法に定めるところにより、従事命令又は協力命令、施設の管理・使用、物資の保管・収容を行うことができる。

（３）救助項目

救助項目は次のとおりであり、その実施はそれぞれの災害応急対策計画に定めるところによる。なお、石川県災害救助法施行細則により、ク以外の項目は、市長に委任されている。

- ア 避難所の設置
- イ 炊出し及び食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服寝具その他生活必需品の給与
- オ 医療及び助産
- カ 救出
- キ 障害物の除去
- ク 住宅の応急修理、応急仮設住宅の設置
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の捜索・処理、埋葬

第2節 事前措置・応急措置

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班
- 総務局…人事動員班
- 土木局…河川・がけ地対策班

※変更無し

第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等

所 管 気象台 石川県 消防局

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象、水象等についての注意報、警報、**追記**、特別警報、更には噴火警報等の情報等を発表する。市は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

2 予報、注意報、警報の細分区域

表3-3-1 予報、注意報、警報の細分区域

石川県	一次細分区域	二次細分区域
	加 賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
	能 登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から概ね20海里〔約37km〕以内の水域）	

注）一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

注）大雨や**洪水**などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町
 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

3 種類及び発表基準

（1）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等

所 管 気象台 石川県 消防局

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象、水象等についての注意報、警報、**危険警報**、特別警報、更には噴火警報等の情報等を発表する。市は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

2 予報、注意報、警報の細分区域

表3-3-1 予報、注意報、警報の細分区域

石川県	一次細分区域	二次細分区域
	加 賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
	能 登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から概ね20海里〔約37km〕以内の水域）	

注）一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

注）大雨や**土砂災害**などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町
 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

3 種類及び発表基準

（1）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報、警報、注意報等の種類及び発表の基準

大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発令された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

表 3-3-2 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

表 3-3-3 予報、注意報種類及び発表基準

種類	発表基準	
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風が吹くと予想される場合

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報、危険警報、警報、注意報

気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、都道府県内の市町村ごと（*）に発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨の警報等が発令された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

表 3-3-2 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
危険警報	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

表 3-3-3 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要
(警戒レベル相当情報)

警報等の名称等		概要
レベル5 特別警報 (警戒 レベル5に 相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表

高潮特別警報	風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

種 類		発 表 基 準		
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
			暴風雪警報	雪を伴った暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
			大雨警報 ※3 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数が 13 ・土壌雨量指数が 102 に到達すると予想される場合高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で 25cm 以上、山地で 55cm 以上になると予想される場合
		地面現象警報 ※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり、なだれ等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		高潮警報	東京湾平均海面上の 1.3m 以上(東京湾平均海面とは海拔 0m のこと) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当	

レベル4 危険警報 (警戒レベル4に相当)	※4 レベル5 氾濫特別警報 ※3	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表
	レベル4 土砂災害危険警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表
レベル3警報 (警戒レベル3に相当)	レベル4 氾濫危険警報 ※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表
	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがある場合に発表
レベル2注意報 (警戒レベル2)	レベル3 土砂災害警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表
	レベル3 氾濫警報 ※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表
	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表
レベル2注意報 (警戒レベル2)	レベル2 土砂災害注意報 ※4	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表
	レベル2 氾濫注意報 ※3	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表
	レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。有義波高が5m以上になると予想される場合
	浸水警報 ※1	大雨、洪水等による浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達すると予想される場合（括弧内が複合基準値） ・犀川流域＝30.6・安原川流域＝7.3 ・十人川流域＝8.4（13、8.2） ・伏見川流域＝12.5（14、9.0）・高橋川流域＝9（8、8.1） ・大野川流域＝18.1（8、15.2）・金腐川流域＝8.8 ・森下川流域＝19.2・浅野川流域＝20.6（12、12.1）高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
水適防合 活す 動 る の も 利 用 ※ に2	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ

種 類		発 表 基 準	
注 意	一 般 の 利 用 に 適 合 す る	気 象 注 意 報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上（ただし、輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上）海上で15m/s以上になると予想される場合
		注 意 報	風雪注意報 雪を伴った強風によって被害が予想される場合具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上（ただし、輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上）海上で15m/s以上になると予想され、雪を伴う場合

- ※2 洪水予報河川を対象
- ※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2 氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3 氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4 氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5 氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。
- ※4 土砂崩れ注意報はレベル2 土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3 土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4 土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5 土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に

報	もの	大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数が 8 又は土壌雨量指数が 86 に到達すると予想される場合避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。			加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
		大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 15cm 以上 山地で 35cm 以上になると予想される場合			高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合			濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で 100m 以下海上で 500m 以下になると予想される場合			落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度 40% 以下で、実効湿度 65% 以下になると予想される場合			空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
		なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24 時間の降雪の深さが 50cm 以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ・積雪が 100cm 以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5℃ 以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃ 以上になると予想される場合）			「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
		着氷（雪）注意報	主として通信線、送配電線に対する着雪と船舶を対象とする着氷による被害が起こると予想される場合			著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
						著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
						融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
						霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
				低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。		

注 意 報		種 類		発 表 基 準	
注	一般の 利用に 適合す るもの の 報	気象 注意報	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合具体的には、次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想される場合	
		注	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合具体的には、次の条件に該当する場合である。 夏期において最低気温17℃以下が2日以上継続すると予想される場合、冬期において最低気温-4℃以下になると予想される場合	
意	一般の 利用に 適合す るもの の 報	地面現象注意報 ※1	気象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		高潮注意報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
報	一般の 利用に 適合す るもの の 報	波浪注意報	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
		融雪注意報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
		浸水注意報 ※1	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	
		洪水注意報	レベル5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
			レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
			レベル4 氾濫危険警報又はレベル4 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	
			水防活動用の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	
			水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報 大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 レベル4 大雨危険警報 大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。 レベル5 大雨特別警報 大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
			水防活動用津波警報	津波警報 津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 津波特別警報(大津波警報の名称で発表) 津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
			水防活動用高潮警報	レベル3 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 レベル4 高潮危険警報 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。 レベル5 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
			水防活動用洪水警報	レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報 大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 レベル4 氾濫危険警報又はレベル4 大雨危険警報 大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	

意 報 注	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の		<p>る場合</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>流域雨量指数又は複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによるもの）が以下の基準値に到達すると予想される場合（括弧内が複合基準値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犀川流域 = 24.4（8、19.5） ・安原川流域 = 5.8（8、4.6） ・十人川流域 = 5.1（7、8） ・伏見川流域 = 10（8、5.8） ・高橋川流域 = 7.2（8、5.8） ・大野川流域 = 12.9（8、10.3） ・金腐川流域 = 7（7、4.1） ・森下川流域 = 15.3（8、12.2） ・浅野川流域 = 16.4（9、10.9） <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
		水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ
		水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ
		水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ

（注）1 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。 2 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。 3（1）※1 この注意報、警報は標題を用いなくて、その注意報事項及び警報事項を、気象注意報、警報に含めて行う。（2）※2 水防活動

	レベル5 氾濫特別警報又はレベル5 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれ著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	レベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

（3）警報等の発表基準

警報等の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。

表3-3-4 雨に関する金沢市の50年に一度の値（令和4年3月24日現在）

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細区分	市町村等をまとめた地域	二次細区分	R48	R03	SW1
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213

の利用に適合する注意報、警報は一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用いて行い水防活動用の語は用いない。 4 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。 5 ※3 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 6 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。 7 表面雨量指数は、降雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。 8 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。 9 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。 10 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常 の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意上の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準 で運用することがある。

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38>

表3-3-5 金沢市の50年に一度の積雪深と既往最深積雪（令和3年10月28日現在）

都道府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
石川県	金沢	136	181

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。

注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。

注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意

参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf#page=6>

表 3-3-6 金沢市の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

令和 8 年 5 月 28 日 現在

金沢市	府県予報区	石川県	
	一次細分区域	加賀	
	市町村等をまとめた地域	加賀北部	
特別警報	レベル 5 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1-1 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1-2 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル 5 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-1 の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル 5 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 5 高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険警報	レベル 4 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1-3 の対象格子において別紙 1-1 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1-4 の対象河川の格子において別紙 1-2 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 4 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 2 時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）

	レベル4 高潮	水位（高潮予報 区間に限る）又 は潮位	別紙4のレベル4 高潮危険警報の基準値に到達 することが予想される場合（基準値に到達するこ とが予想される場合に、おおむね6時間前までに 発表）	
警報	レベル3 大雨	表面雨量指数基 準	別紙1-1のレベル3 大雨警報の基準値に到達 することが予想される場合	
		流域雨量指数基 準	別紙1-2のレベル3 大雨警報の基準値に到達 することが予想される場合	
		複合基準*1	別紙1-2のレベル3 大雨警報の基準値に到達 することが予想される場合	
	レベル3 土砂 災害	60分雨量及び土 壌雨量指数基準	別紙2-2のレベル4 土砂災害危険警報の基準 値に到達することが予想される場合（おおむね3 ～6時間先に基準値に到達することが予想され る場合に発表）	
	レベル3 高潮	水位（高潮予報 区間に限る）又 は潮位	別紙4のレベル4 高潮危険警報の基準値に到達 することが予想される場合（基準値に到達するこ とが予想される場合に、おおむね12時間前まで に発表）	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25cm
		山地	12時間降雪の深さ 55cm	
波浪	有義波高	5.0m		
注意報	レベル2 大雨	表面雨量指数基 準	別紙1-1のレベル2 大雨注意報の基準値に到 達することが予想される場合	
		流域雨量指数基 準	別紙1-2のレベル2 大雨注意報の基準値に到 達することが予想される場合	
		複合基準*1	別紙1-2のレベル2 大雨注意報の基準値に到 達することが予想される場合	
	レベル2 土砂 災害	60分雨量及び土 壌雨量指数基準	別紙2-3のレベル2 土砂災害注意報の基準値 に到達することが予想される場合	
	レベル2 高潮	水位（高潮予報 区間に限る）又 は潮位	別紙4のレベル4 高潮危険警報の基準値に到達 することが予想される場合（基準値に到達するこ とが予想される場合に、おおむね18時間前まで に発表）	
強風	平均風速	陸上	12m/s*2	

	風雪	平均風速	海上	15m/s	
			陸上	12m/s* ² 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm	
			山地	12時間降雪の深さ 35cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）			
	低温	夏期：最低気温17℃以下 下が2日以上継続冬期：最低気温-4℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
レベル5 氾濫特別警報・レベル4 氾濫危険警報・レベル3 氾濫警報・レベル2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、金沢市に係る河川予報区名及び基準観測所名	別紙3				

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。

参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun_new/ishikawa/kijun_1720100.pdf

【特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表の解説】

(1) 本表は、気象・土砂災害・土潮・土浪に関する特別警報の指標及び危険警報土警報土注意報の発表基準を一覧表に示したものである。地震動土津浪土火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
------------	---------

	<p>(2) 特別警報土危険警報土警報土注意報の定義は以下のとおりである。特別警報土危険警報土警報土注意報（河川氾濫に関するものを除く。）は、気象要素が本表の指標又は基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。ア 特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 危険警報：重大な害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 警報：重大な害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報 エ 注意報：害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報</p> <p>(3) 大雪、浪の警報土注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(4) 表中において、発表官署が警報土注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない特別警報土危険警報土警報土注意報についてはその欄を斜線で、また現象による害が極めて稀であり、害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報土危険警報土警報土注意報についてはその欄を空白で、それぞれ示している。</p> <p>(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない危険警報土警報土注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の危険警報土警報土注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(7) 大雨に関する特別警報土危険警報土警報土注意報の表面雨量指数の基準値は市町村等の域内において単一の値をとり（別紙1-1）、流域雨量指数の基準値は河川ごとに1km四方の格子毎に設定している（別紙1-2）。ただし、レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子は別紙1-3を、流域雨量指数基準における対象河川の格子は別紙1-4を参照のこと。レベル3大雨警報土レベル2大雨注意報の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している（別紙1-2）。</p> <p>(8) 砂災害に関する特別警報土危険警報土注意報の60分雨量及び砂壌雨量指数の組み合わせの基準値は・1km・四方の格子毎に設定している（別紙2-1～2-3）。</p> <p>(9) 河川氾濫に関する特別警報土危険警報土警報土注意報は、河川予報区単位で発表する。河川氾濫に関する特別警報土危険警報土警報土注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該市町村に係る河川予報区名及び基準観測所名を別紙3に示している。</p>
--	---

(10) 潮・に関する特別警報土危険警報の基準値に用いる・位又は水位(※)は一般に潮さを示す「標潮」で表す。「標潮」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国砂地理院による潮さの基準面あるいは・MSL (平均・位) 等を用いる。 ※・位に浪の打上げ潮を加えた海面の潮さ。潮・予報海岸に指定された海岸では、・位と水位のいずれかの基準値に達すると予想される場合に潮い方の警戒レベルの相当情報を発表する。

※別紙 1 - 1 ~ 別紙 3 については、以下の気象庁ホームページを参照すること。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun_new/ishikawa.html

(4) 土砂災害、浸水、洪水の危険度分布等

危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。最大 6 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル	<p>短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に

		<p>相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
	洪水キキクル	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
	流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	
	(参考) 大雨キキクル	<p>浸水キキクルと洪水キキクルを重ね合わせたもの。</p>	

（４）早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（５）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（６）石川県気象防災情報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「石川県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「〇〇県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生可能性が高まった場合には、線状降水帯発生2～3時間前を目標に、予測情報として「石川県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

エ．気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間大雪となることが見込まれる場合には、「石川県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

（５） 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って、注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

（６） 記録的短時間大雨情報

石川県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

（７） 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、加賀地方を対象に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認すること

オ． 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（７） 全般気象解説情報、北陸地方気象解説情報、石川県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

ができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が加賀地方を対象に発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

4 水防法に定める水防警報

ア 知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報が石川県県央土木総合事務所より発表される。（河北潟については、津幡土木事務所より発表される。）

表 3 - 3 - 3 水防警報が発表される河川

河川名	区域	
	起 点	終 点
犀 川	大桑町 浅野川放水路合流点	海
安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点
伏見川	窪2丁目 窪大橋	犀川合流点
高橋川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点
大野川	湊1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋
浅野川	田上本町 浅野川放水路	大野川合流点
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門
金腐川	東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点
森下川	車町 車橋	河北潟合流点
津幡川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟合流点
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟合流点

イ 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必

4 水防法に定める水防警報

ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報が金沢河川国道事務所長又は石川県県央土木総合事務所長より発表される。（河北潟については、津幡土木事務所長より発表される。）

表 3 - 3 - 3 水防警報が発表される河川

(ア) 国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区域	
	起 点	終 点
手取川	左岸 白山市広瀬町ルの部10番の2地先 右岸 白山市白山町タ23番地先	海まで

(イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区域	
	起 点	終 点
犀 川	大桑町 浅野川放水路合流点	海
安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点
伏見川	窪2丁目 窪大橋	犀川合流点
高橋川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点
大野川	湊1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋
浅野川	田上本町 浅野川放水路	大野川合流点
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門
金腐川	東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点
森下川	車町 車橋	河北潟合流点
津幡川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟合流点
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟合流点

イ 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必

要な警報を発表する。

〔段階〕

- i 準備…水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの
 - ii 出動…水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの
 - iii 状況…水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの
 - iv 解除…水防活動の解除を通知するもの
- ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

表 3 - 3 - 4 水防警報発表の基準

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
犀川 ※1	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90m	2.50m
	示野橋	袋島町	示野橋	2.70	3.20
安原川	長池	野々市市長池	長池	1.00	1.40
	安原大橋	中屋町	安原大橋	1.60	2.20
伏見川	山科	山科3丁目	山科	0.40	0.60
	米泉	米泉町	米泉	1.60	2.00
高橋川	四十万田橋	南四十万3丁目	四十万田橋	0.40	0.50
	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90	1.40
大野川	機具橋	湊3丁目	機具橋	0.70	0.80
浅野川 ※2	天神橋	材木町	天神橋	1.30	1.70
	芝原橋	羽場町	芝原橋	1.80	2.10
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	貯木場(内)	0.80	0.90
	潟端	津幡町潟端	潟端	0.80	0.90
	八田	才田町	八田	0.80	0.90
金腐川	御所通学橋	御所町	御所通学橋	1.80	2.00
	金腐川橋	大浦町	金腐川橋	2.20	2.80
森下川	薬師	河原市町	薬師	2.10	3.10
	森本大橋	北森本町	森本大橋	2.30	2.80

注) ※1 犀川の水防警報(準備)については、以下の基準のいずれかで発表される。

要な警報を発表する。

〔段階〕

- i 準備…水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの
 - ii 出動…水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの
 - iii 状況…水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの
 - iv 解除…水防活動の解除を通知するもの
- ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

表 3 - 3 - 4 水防警報発表の基準

(ア) 国土交通大臣の指定した河川の水防団待機水位、氾濫注意水位

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
手取川	鶴来	白山市鶴来 大国町	鶴来	0.90m	1.40m

(イ) 知事の指定した河川の水防団待機水位、氾濫注意水位

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
犀川 ※1	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90m	2.50m
	示野橋	袋島町	示野橋	2.70	3.20
安原川	長池	野々市市長池	長池	1.00	1.40
	安原大橋	中屋町	安原大橋	1.60	2.20
伏見川	山科	山科3丁目	山科	0.40	0.60
	米泉	米泉町	米泉	1.60	2.00
高橋川	四十万田橋	南四十万3丁目	四十万田橋	0.40	0.50
	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90	1.40
大野川	機具橋	湊3丁目	機具橋	0.70	0.80
浅野川 ※2	天神橋	材木町	天神橋	1.30	1.70
	芝原橋	羽場町	芝原橋	1.80	2.10
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	貯木場(内)	0.80	0.90
	潟端	津幡町潟端	潟端	0.80	0.90
	八田	才田町	八田	0.80	0.90
金腐川	御所通学橋	御所町	御所通学橋	1.80	2.00
	金腐川橋	大浦町	金腐川橋	2.20	2.80
森下川	薬師	河原市町	薬師	2.10	3.10
	森本大橋	北森本町	森本大橋	2.30	2.80

注) ※1 犀川の水防警報(準備)については、以下の基準のいずれかで発表される。

- ① 下菊橋において、氾濫注意水位(2.5m)に達するか又は達するおそれがある時
 - ② 示野橋において、氾濫注意水位(3.2m)に達するか又は達するおそれがある時
 - ③ 犀川ダムの60分雨量が50mm以上を観測した時
- ※2 浅野川の水防警報（準備）については、以下の基準のいずれかで発表される。
- ① 天神橋において、氾濫注意水位(1.7m)に達するか又は達するおそれがある時
 - ② 芝原橋が氾濫注意水位(2.1m)に達した時
 - ③ 芝原橋の60分雨量が50mm以上を観測した時

エ 水防法第13条第2項に基づき、知事は、県管理である犀川水系及び大野川水系の下表の河川において、避難判断水位等への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位情報周知河川）に指定している。

水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

(1) 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該水位を管内に有する土木総合事務所長が発表する。

(2) 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所が発表する。

(3) 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所が発表する。

表3-3-5 水位情報周知河川

水系名	河川名	観測所名	所在地	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位
犀川	高橋川	四十万田橋	金沢市南四十万3丁目	0.4m	0.5m	0.6m	0.80m
		馬替	金沢市馬替2丁目	1.4m	1.6m	1.8m	2.14m
	犀川	下菊橋	金沢市清川町	2.5	2.6	2.8	3.20
		示野橋	金沢市袋畠町	3.2	3.3	3.7	4.60
	伏見川	山科	金沢市山科3丁目	0.6	0.6	0.9	1.60
		米泉	金沢市米泉町	2.0	3.1	3.5	4.20
	安原川	長池	野々市市長池	1.4	1.7	2.1	2.54
		安原大橋	金沢市中屋町	2.2	2.5	2.9	3.70
大野川	浅野川	天神橋	金沢市材木町	1.7	1.9	2.2	2.70
	大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	0.8	1.0	1.1	1.20
	河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目	0.9	1.1	1.2	1.30
		潟端	津幡町潟端	0.9	1.1	1.2	1.30
		八田	金沢市八田町	0.9	1.1	1.2	1.30
	金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	2.0	2.1	2.5	3.10
		金腐川橋	金沢市大浦町	2.8	3.1	3.3	3.74
	森下川	薬師	金沢市河原市町	3.1	3.8	4.0	4.33

- ① 下菊橋において、氾濫注意水位(2.5m)に達するか又は達するおそれがある時
 - ② 示野橋において、氾濫注意水位(3.2m)に達するか又は達するおそれがある時
 - ③ 犀川ダムの60分雨量が50mm以上を観測した時
- ※2 浅野川の水防警報（準備）については、以下の基準のいずれかで発表される。
- ① 天神橋において、氾濫注意水位(1.7m)に達するか又は達するおそれがある時
 - ② 芝原橋が氾濫注意水位(2.1m)に達した時
 - ③ 芝原橋の60分雨量が50mm以上を観測した時

エ 水防法第13条第2項に基づき、知事は、県管理である犀川水系及び大野川水系の下表の河川において、避難判断水位等への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位情報周知河川）に指定している。

水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

(1) 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該水位を管内に有する土木総合事務所長が発表する。

(2) 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所が発表する。

(3) 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所が発表する。

表3-3-5 水位情報周知河川

水系名	河川名	観測所名	所在地	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位
犀川	高橋川	四十万田橋	金沢市南四十万3丁目	0.4m	0.5m	0.6m	0.80m
		馬替	金沢市馬替2丁目	1.4m	1.6m	1.8m	2.14m
	犀川	下菊橋	金沢市清川町	2.5	2.6	2.8	3.20
		示野橋	金沢市袋畠町	3.2	3.3	3.7	4.60
	伏見川	山科	金沢市山科3丁目	0.6	0.6	0.9	1.60
		米泉	金沢市米泉町	2.0	3.1	3.5	4.20
	安原川	長池	野々市市長池	1.4	1.7	2.1	2.54
		安原大橋	金沢市中屋町	2.2	2.5	2.9	3.70
大野川	浅野川	天神橋	金沢市材木町	1.7	1.9	2.2	2.70
	大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	0.8	1.0	1.1	1.20
	河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目	0.9	1.1	1.2	1.30
		潟端	津幡町潟端	0.9	1.1	1.2	1.30
		八田	金沢市八田町	0.9	1.1	1.2	1.30
	金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	2.0	2.1	2.5	3.10
		金腐川橋	金沢市大浦町	2.8	3.1	3.3	3.74
	森下川	薬師	金沢市河原市町	3.1	3.8	4.0	4.33

	森本大橋	金沢市北森本町	2.8	2.9	3.6	4.90
--	------	---------	-----	-----	-----	------

	森本大橋	金沢市北森本町	2.8	2.9	3.6	4.90
--	------	---------	-----	-----	-----	------

[追記]

オ 手取川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の第2項の既定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、指定河川洪水予報を発表する。

また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

(1) 指定河川 洪水予報の発表基準

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報等及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2及び3～5に相当する。

指定河川洪水予報の名称と概要

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況

	が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

(2) 指定河川 洪水予報の発表基準

河川名	対象区間（直轄管理区間）
手取川	左岸 石川県白山市広瀬町ルの部 10番の2地先～海まで 右岸 石川県白山市白山町タ 23番地先～海まで

(3) 基準点と基準水位

河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m

(4) 洪水浸水想定区域の指定

河川名	氾濫した場合に浸水が想定される区域
手取川	金沢市、白山市、小松市、能美市、野々市市、川北町

5 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- ア 火災警報は、市の区域を対象として市長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- イ 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して市が定める。
- ウ 火災気象通報は、金沢地方気象台が行う。
- エ 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。
- ・ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になる見込みのとき。
 - ・ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速11m/sを超える見込みのとき。
 - ・ 気象官署（金沢、輪島）における平均風速13m/s以上の風が1時間以上連続

5 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- ア 火災警報は、市の区域を対象として市長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- イ 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して市が定める。
- ウ 火災気象通報は、金沢地方気象台が行う。
- エ 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。
- ・ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になる見込みのとき。
 - ・ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速11m/sを超える見込みのとき。
 - ・ 気象官署（金沢、輪島）における平均風速13m/s以上の風が1時間以上連続

して吹く見込みのとき。

- ・ ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。

6 土砂災害警戒情報

ア 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、金沢市を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、第60条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

なお、市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

イ 土砂災害警戒情報の発表対象、発表基準は次のとおりである。

発表対象	石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎に発表される。
発表基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、石川県監視基準に達した時、協議して発表する。

ウ 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・ 震度5強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合。

エ 詳細情報については、石川県砂防課が提供する「土砂災害情報システム」および気象庁が提供する「防災情報提供システム」（インターネット）から確認するものとする。

オ 土砂災害警戒情報の留意点として、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生、地質、風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知、予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

して吹く見込みのとき。

- ・ ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。

6 土砂災害警戒情報

ア 市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、金沢市を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する情報と一体として、「レベル4土砂災害危険経緯法」の名称を用いて通知等が行われる。市は、レベル3土砂災害警戒情報に基づき避難所開設の準備を開始し、レベル4土砂災害危険警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、第60条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

なお、市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

イ 土砂災害警戒情報の発表対象、発表基準は次のとおりである。

発表対象	石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎に発表される。
発表基準	土砂災害警戒情報の発表は、レベル4土砂災害危険警戒情報の発表とそれぞれ一体的に行われる。 土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行われる。

ウ 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・ 震度5強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合。

エ 詳細情報については、石川県砂防課が提供する「土砂災害情報システム」および気象庁が提供する「防災情報提供システム」（インターネット）から確認するものとする。

オ 土砂災害警戒情報の留意点として、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生、地質、風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知、予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
-------------------	----------------

カ 国又は県は、大規模な土砂災害が急迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、市が適切に住民の避難指示を行えるよう、必要な緊急調査を実施し、土砂災害が想定される地区及び時期に関する情報を提供する。

7 **その他の警告等**

市長は、本節**3**から**6**以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

カ 国又は県は、大規模な土砂災害が急迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、市が適切に住民の避難指示を行えるよう、必要な緊急調査を実施し、土砂災害が想定される地区及び時期に関する情報を提供する。

7 **その他の警告等**

市長は、本節**3**から**6**以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

<p style="text-align: center;">第4節 災害予警報の伝達体制</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; padding: 2px;">所 管</td> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班 <input type="checkbox"/> 総務局…情報発信班 </td> </tr> </table>	所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班 <input type="checkbox"/> 総務局…情報発信班	<p>※変更無し</p>
所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班 <input type="checkbox"/> 総務局…情報発信班		

第5節 災害予警報別の伝達

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班 <input type="checkbox"/> 総務局…情報発信班
-----	---

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、図3-5-1「気象警報等伝達系統図」に示すとおり、関係機関に速やかに伝達する。

ア 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行われる。

イ 県は、石川県総合防災情報システム、FAX通信網により速やかに市へ伝達する。

市は、本計画に定めるところにより直ちに住民及び関係機関へ周知する。

ウ 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

エ 西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し、市へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

表3-5-1 警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同 略 号	警報解除の種類	同 略 号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

オ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

カ その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

表3-5-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	FAX
金沢ケーブル(株)	南町2-1	224-1114	224-8300

第5節 災害予警報別の伝達

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班 <input type="checkbox"/> 総務局…情報発信班
-----	---

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、図3-5-1「気象警報等伝達系統図」に示すとおり、関係機関に速やかに伝達する。

ア 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行われる。

イ 県は、石川県総合防災情報システム、FAX通信網により速やかに市へ伝達する。

市は、本計画に定めるところにより直ちに住民及び関係機関へ周知する。

ウ 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

エ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

オ その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

表3-5-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	FAX
金沢ケーブル(株)	南町2-1	224-1114	224-8300

旧_R7.5 末時点

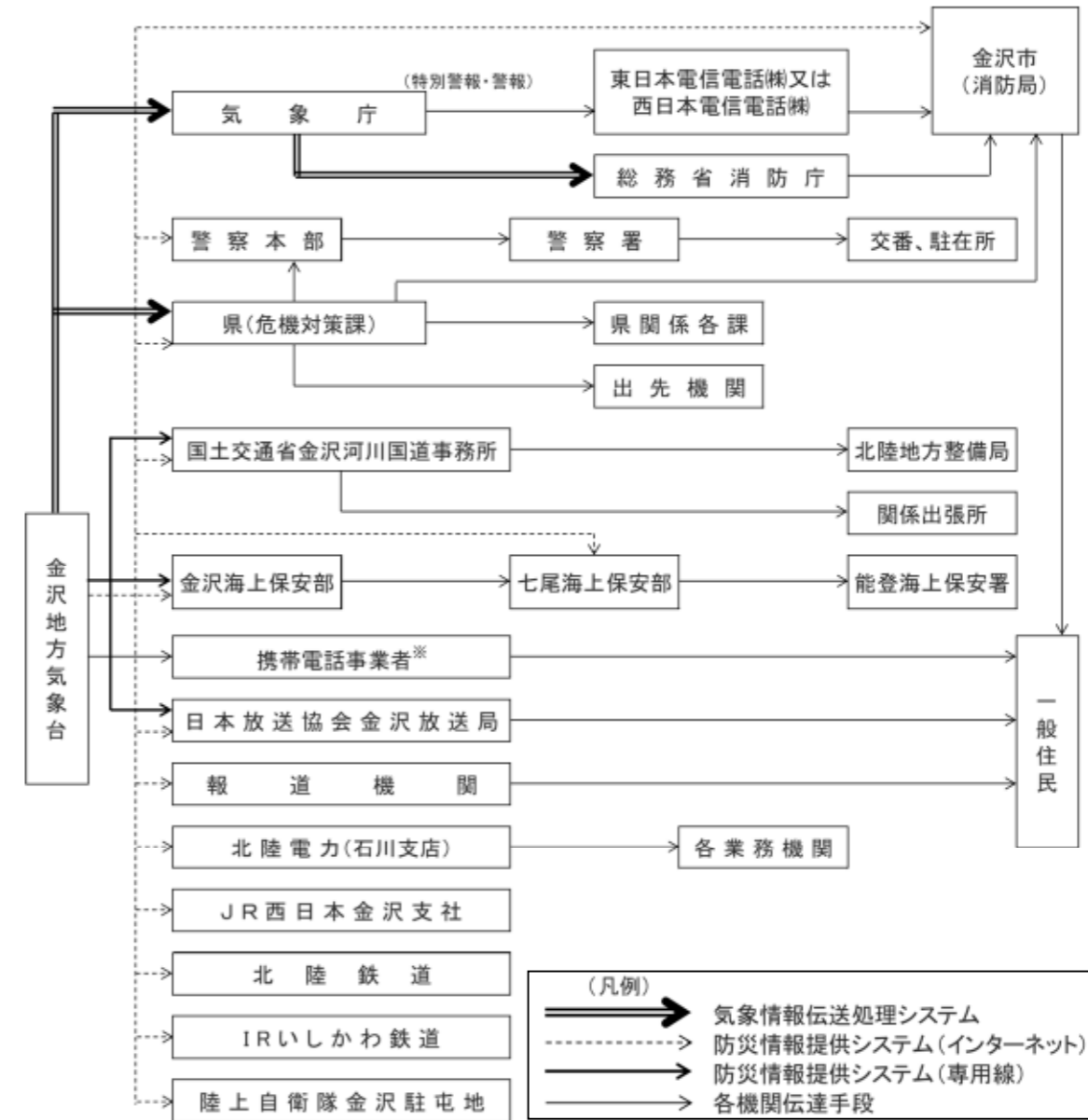
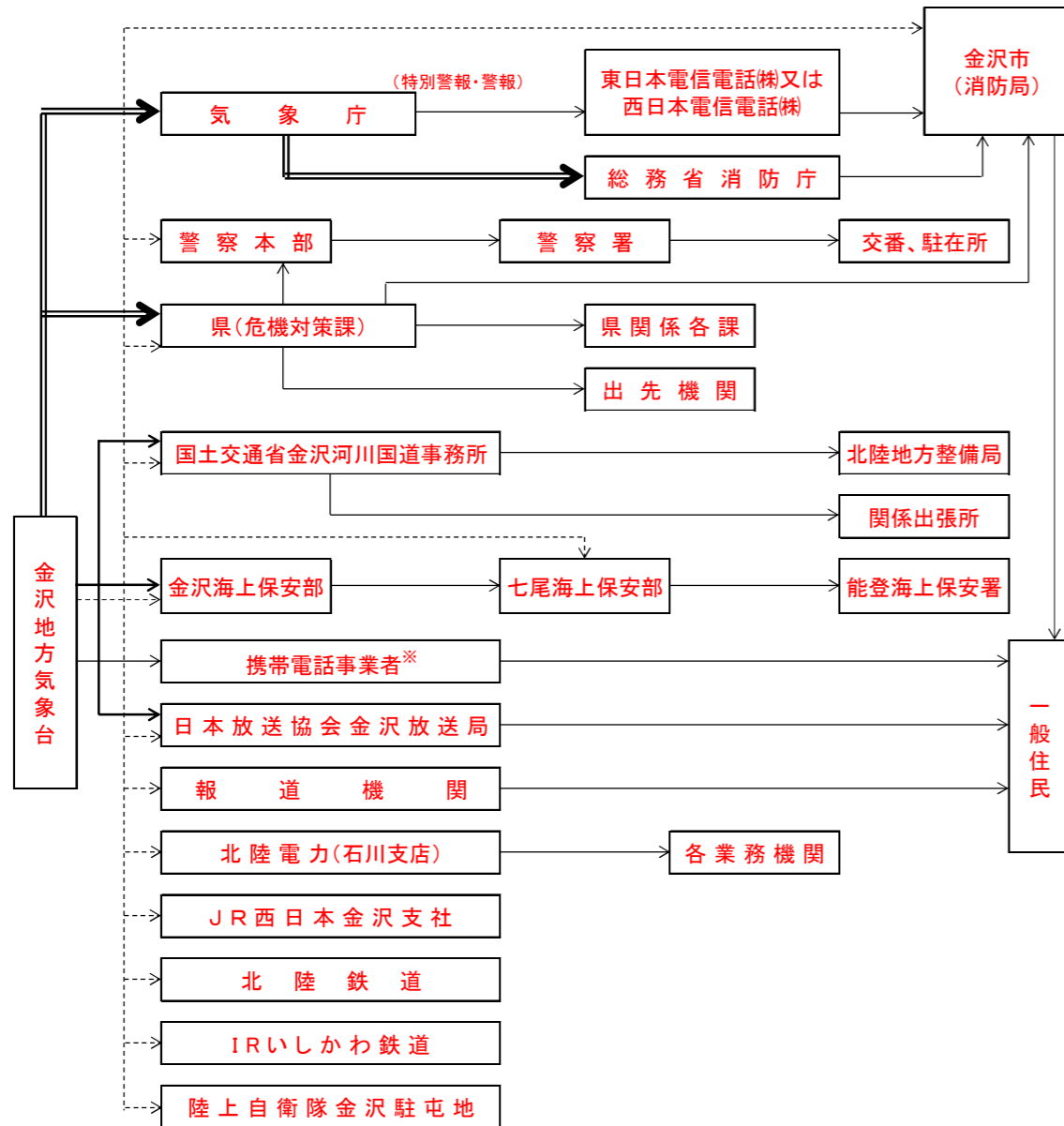
新 (見直し後)

(株)ラジオかなざわ 南町 2-1 265-7800 265-7845

(株)ラジオかなざわ 南町 2-1 265-7800 265-7845

〔金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図〕

〔金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図〕



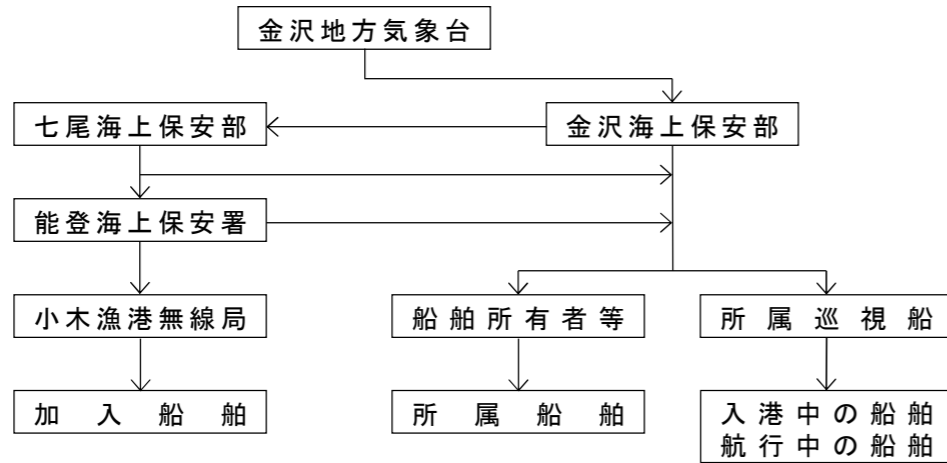
(注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

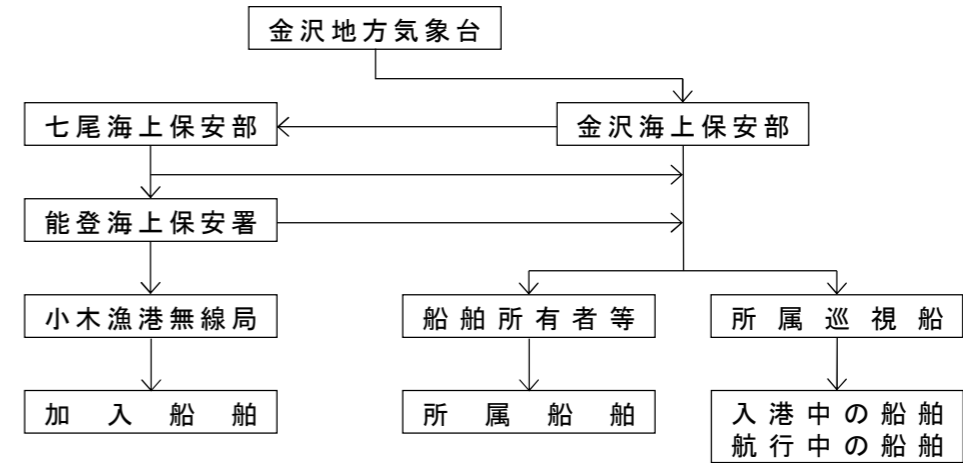
〔金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図〕



備考 船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

図 3 - 5 - 1 気象警報等伝達系統図

〔金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図〕



備考 船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

図 3 - 5 - 1 気象警報等伝達系統図

3 水防警報等の伝達

水防警報の伝達については、次のとおりとする。

- ア 国土交通省金沢河川国道事務所及び県（関係土木事務所）は、水防警報を発し、又は解除したときは、水防計画の定めるところにより（国土交通省金沢河川国道事務所にあつては、県を通じ）、一般の通信施設により関係水防管理者（市）に速やかに伝達する。
- イ 県は、自ら発し、又は受領した水防警報について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- ウ 水位情報周知河川については、県は、水防警報と同様に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）を関係機関に伝達する。市長は、この到達情報をもって、避難指示の発令の目安のひとつとする。
- エ 国土交通省金沢河川国道事務所又は県が水防警報を発しない中小河川の予防予知については、水防管理者（市）が行い、必要がある場合は、警報により措置する。
- オ 石川県水防計画第 10 章第 3 節「水位の観測、通報及び公表」に定める通報があつた場合は、水防管理者（市）は直ちに危機管理課等へ通報する。

3 水防警報等の伝達

水防警報の伝達については、次のとおりとする。

- ア 国土交通省金沢河川国道事務所及び県（関係土木事務所）は、水防警報を発し、又は解除したときは、水防計画の定めるところにより（国土交通省金沢河川国道事務所にあつては、県を通じ）、一般の通信施設により関係水防管理者（市）に速やかに伝達する。
- イ 県は、自ら発し、又は受領した水防警報について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- ウ 水位情報周知河川については、県は、水防警報と同様に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）を関係機関に伝達する。市長は、この到達情報をもって、避難指示の発令の目安のひとつとする。
- エ 国土交通省金沢河川国道事務所又は県が水防警報を発しない中小河川の予防予知については、水防管理者（市）が行い、必要がある場合は、警報により措置する。
- オ 石川県水防計画第 10 章第 3 節「水位の観測、通報及び公表」に定める通報があつた場合は、水防管理者（市）は直ちに危機管理課等へ通報する。

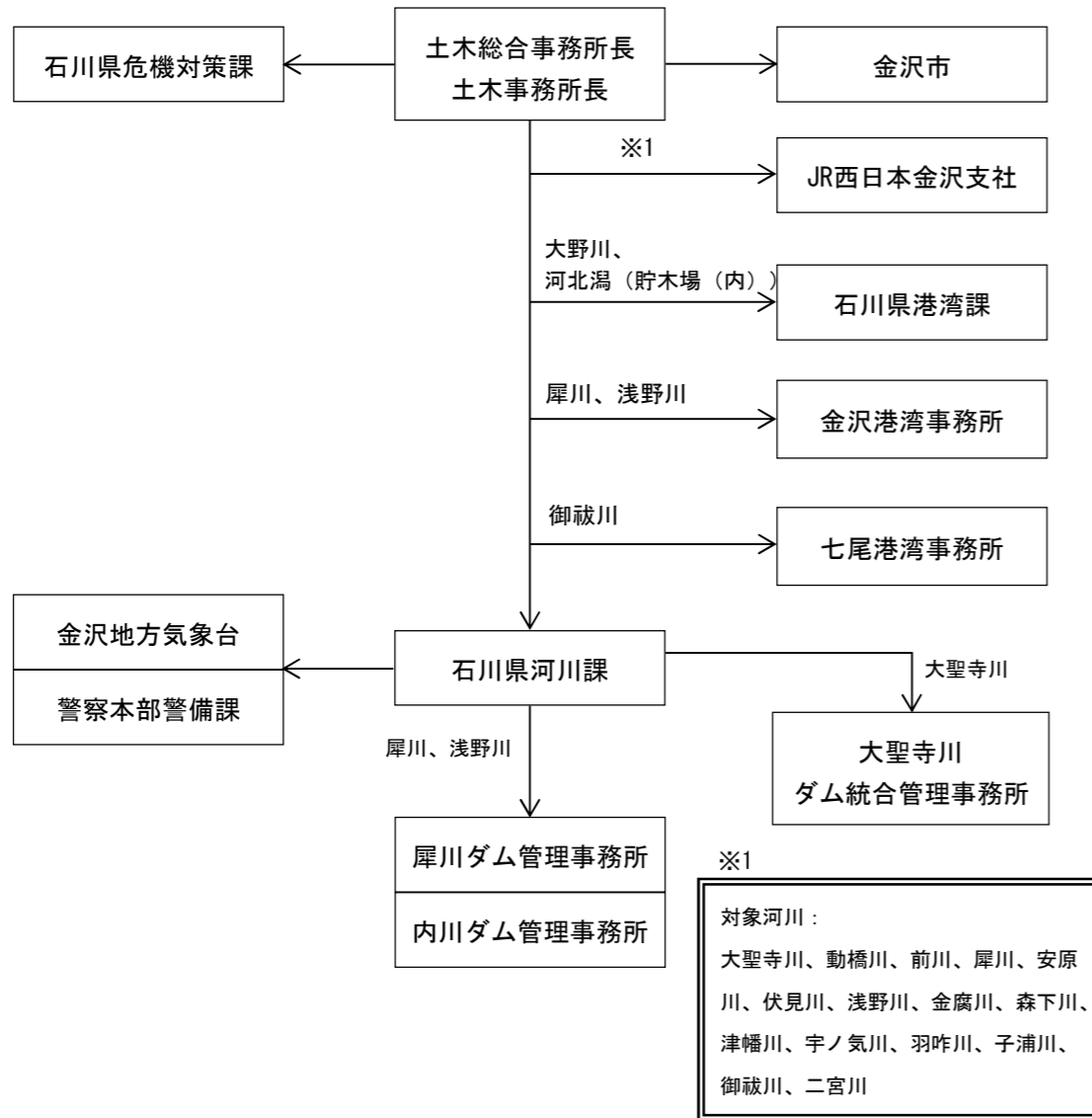


図 3 - 5 - 2 水防警報等伝達系統図（石川県）

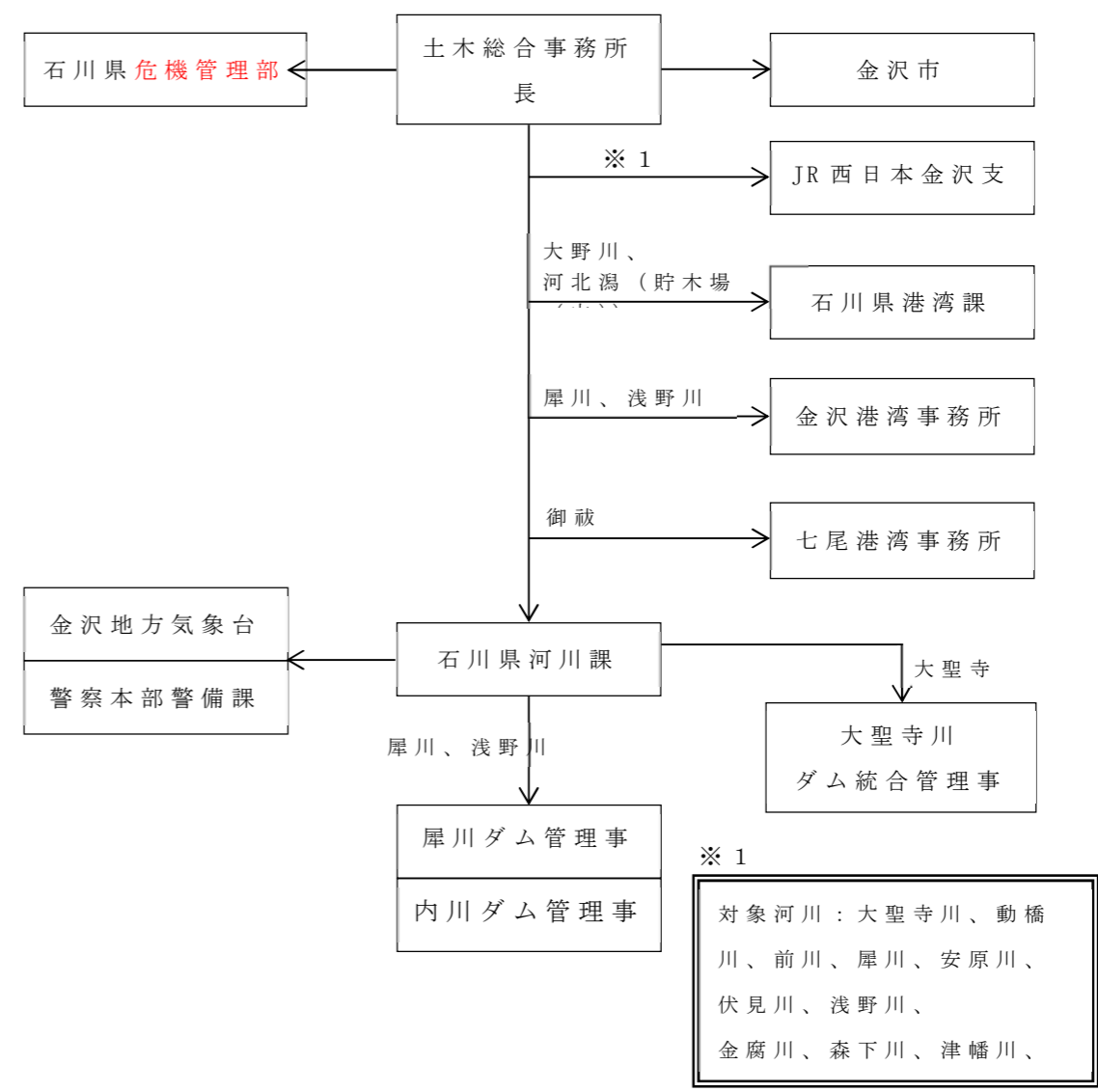


図 3 - 5 - 2 水防警報等伝達系統図（石川県）

4 火災警報の伝達

市は、火災警報を發し、又は解除した場合には、半鐘、サイレン吹鳴、その他本計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底し、県宛てに通報する。

5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

ア 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、西日本電信電話株式会社は市への伝達を行わない。

イ 県から市への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報を取捨選択されることがあり、解除については、原則として行われない。

4 火災警報の伝達

市は、火災警報を發し、又は解除した場合には、半鐘、サイレン吹鳴、その他本計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底し、県宛てに通報する。

5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

ア 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、西日本電信電話株式会社は市への伝達を行わない。

イ 県から市への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報を取捨選択されることがあり、解除については、原則として行われない。

6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県が共同で発表する土砂災害警戒情報は、次のとおり速やかに関係機関へ伝達される。

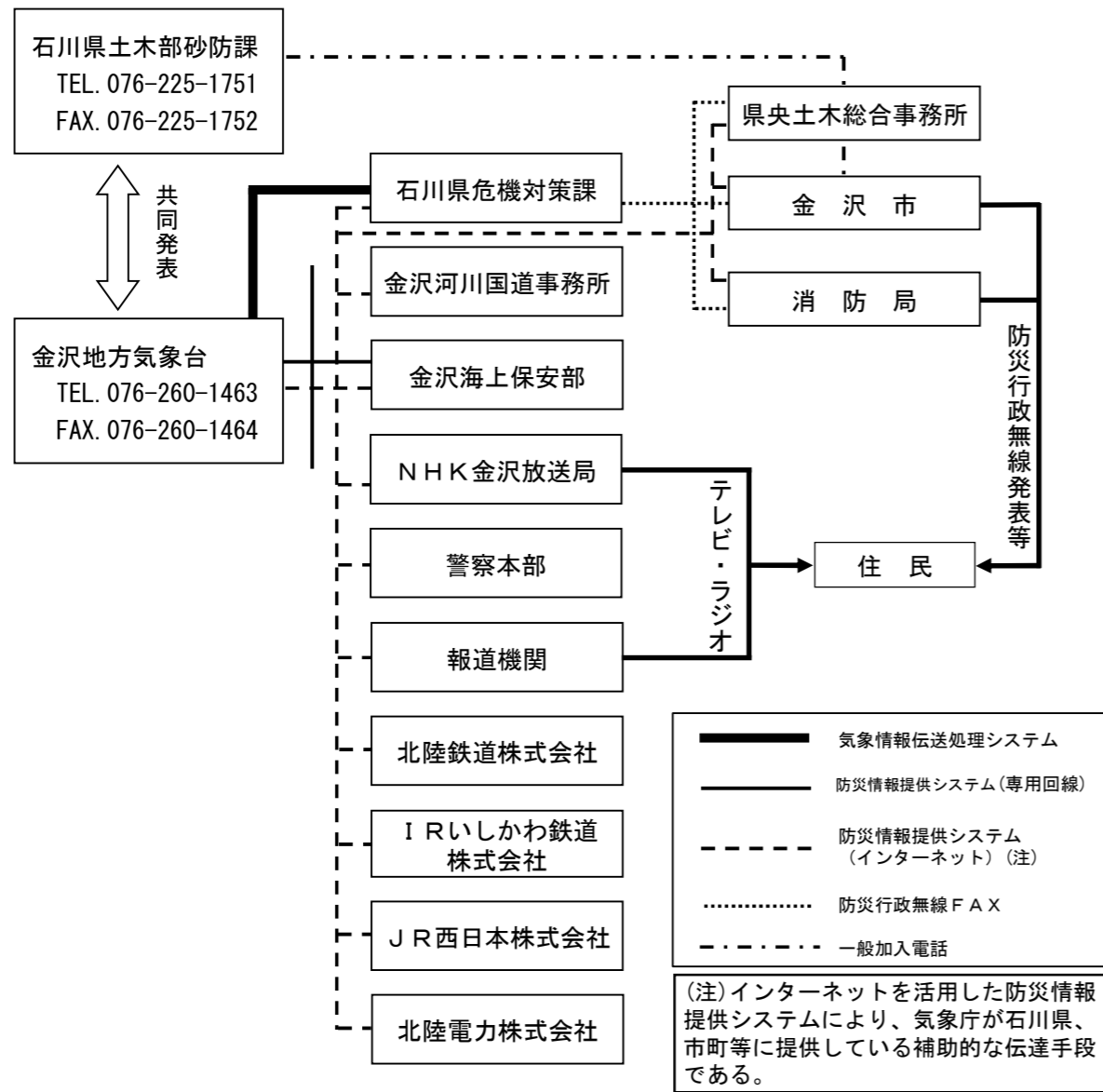


図 3 - 5 - 3 土砂災害警戒情報伝達系統図

6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県が共同で発表する土砂災害警戒情報は、次のとおり速やかに関係機関へ伝達される。

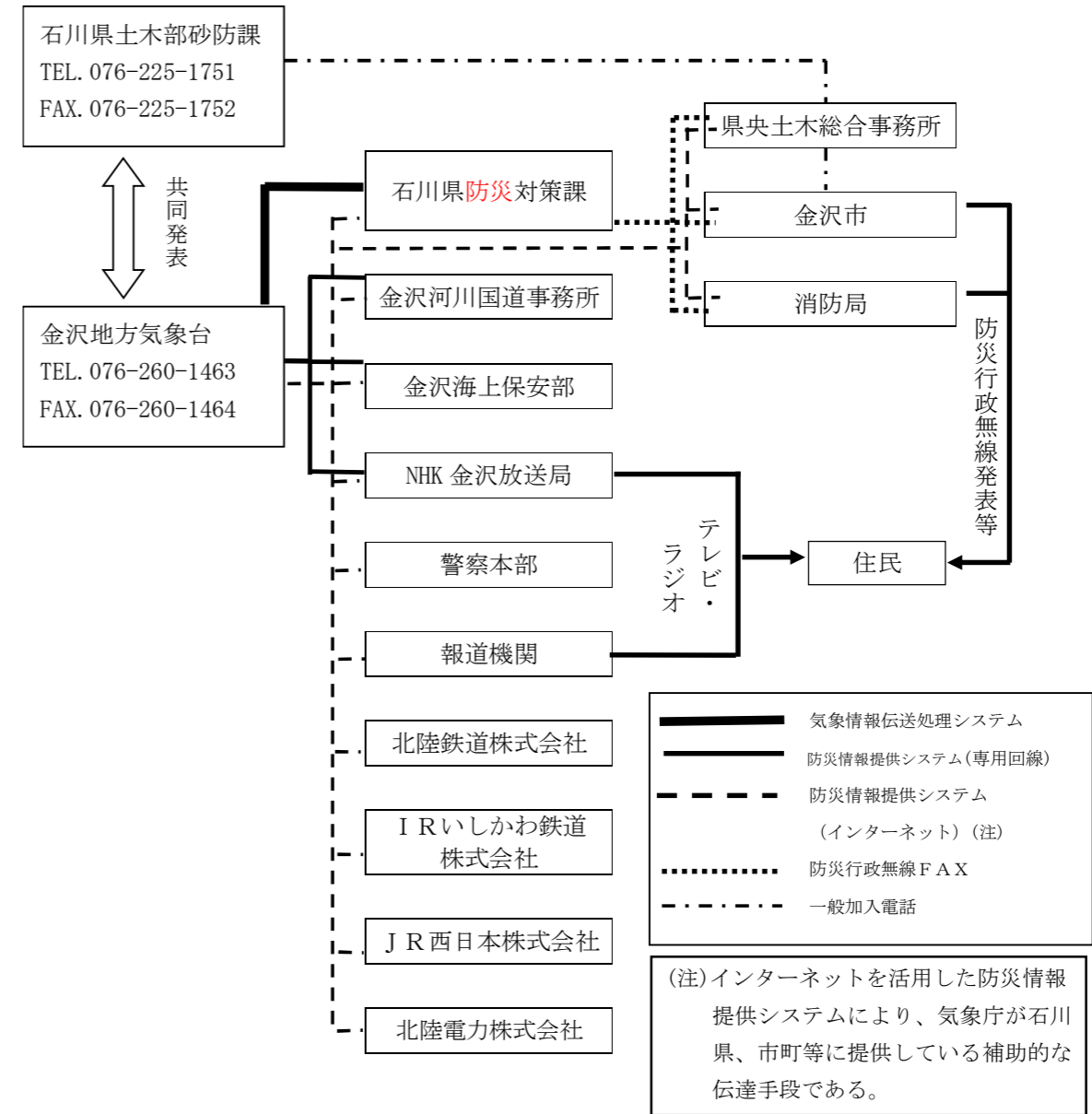


図 3 - 5 - 3 土砂災害警戒情報伝達系統図

7 市長及びその他の機関が行う警告等の伝達

気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市長及び市を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、本計画に定めるところによる（本章第7節「災害情報の収集・伝達」）。市長が発する警告については必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市長の放送要請は、県を通じて行う。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

7 市長及びその他の機関が行う警告等の伝達

気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市長及び市を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、本計画に定めるところによる（本章第7節「災害情報の収集・伝達」）。市長が発する警告については必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市長の放送要請は、県を通じて行う。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

第6節 応援要請

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班 総務局…総務班、人事動員班
 都市政策局…連絡調整班 消防局…消防班 企業局…ライフライン班

1 基本方針

災害時における広域的な後方支援体制を確保するため、県、自衛隊、他市町村等に対して応援要請を行うとともに、海外からの支援を受入れる。

2 応援要請の担当局

応援要請は、本部長の指示に基づき、危機管理監、消防長、企業局長が各関係機関に対して行う。

3 県知事に対する要請

（1）要請の手続

県知事に応援要請又は応急措置を要請する場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対して県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

（2）要請の事項

要請は、次の事項を明らかにして行う（災害対策基本法第68条）。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

第6節 応援要請

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班 総務局…総務班、人事動員班
 都市政策局…連絡調整班 消防局…消防班 企業局…ライフライン班

1 基本方針

災害時における広域的な後方支援体制を確保するため、県、自衛隊、他市町村等に対して応援要請を行うとともに、海外からの支援を受入れる。

近年、総務省による応急対策職員派遣制度の災害マネジメント総括支援員（GADM）や対口支援（被災市区町村を1対1で担当する団体が、自己完結的に支援を行うもの）及び防災関係機関による災害対策リエゾンが派遣されることから、円滑な受入れ、情報共有などに努める。

2 応援要請の担当局

応援要請は、本部長の指示に基づき、危機管理監、消防長、企業局長が各関係機関に対して行う。また、支援の受入れにおいては金沢災害時受援マニュアルを活用する。

また、各種協力団体との災害時協力協定について、連携担当課や活動開始条件を明確化するなど、必要に応じて見直しを行い、災害時の連携体制の強化を図る。

3 県知事に対する要請

（1）要請の手続

県知事に応援要請又は応急措置を要請する場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対して県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

（2）要請の事項

要請は、次の事項を明らかにして行う（災害対策基本法第68条）。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

4 自衛隊の派遣要請の要求（詳細は本章第10節「自衛隊の災害派遣」を参照）

4 自衛隊の派遣要請の要求（詳細は本章第10節「自衛隊の災害派遣」を参照）

(1) 派遣要求の手続き（災害対策基本法第68条の2）

(1) 派遣要求の手続き（災害対策基本法第68条の2）

ア 本部長は、応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣の要請を求める。

ア 本部長は、応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣の要請を求める。

この要求をする場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにして県防災行政無線又は電話等をもって要求し、後日速やかに文書を送付する。

この要求をする場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにして県防災行政無線又は電話等をもって要求し、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ii 派遣を希望する期間
- iii 派遣を希望する区域及び活動内容
- iv その他参考となるべき事項

- i 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ii 派遣を希望する期間
- iii 派遣を希望する区域及び活動内容
- iv その他参考となるべき事項

イ 本部長は、前号の県知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況等を指定部隊等の長に通知する。

イ 本部長は、前号の県知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況等を指定部隊等の長に通知する。

この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

表 3 - 6 - 1 連絡自衛隊機関

防衛大臣の指定する者	有線電話	連絡責任者
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	076-241-2171	第3科長
海上自衛隊 舞鶴地方総監	0773-62-2250	3幕僚室長
航空自衛隊 第6航空団司令	0761-22-2101	防衛班長
自衛隊 石川地方協力本部長	076-291-6250	渉外・広報室長

表 3 - 6 - 1 連絡自衛隊機関

防衛大臣の指定する者	有線電話	連絡責任者
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	076-241-2171	第3科長
海上自衛隊 舞鶴地方総監	0773-62-2250	3幕僚室長
航空自衛隊 第6航空団司令	0761-22-2101	防衛班長
自衛隊 石川地方協力本部長	076-291-6250	渉外・広報室長

(2) 受入措置等

(2) 受入措置等

本部長は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務局長（総務情報班）に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

本部長は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務局長（総務情報班）に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

表 3 - 6 - 2 受入措置等

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と作業計画等について協議・調整の上、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を準備する。
県への報告	防災班、総務情報班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について、県（危機管理監室危機対策課）に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくな

表 3 - 6 - 2 受入措置等

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と作業計画等について協議・調整の上、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を準備する。
県への報告	防災班、総務情報班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について、県（危機管理監室危機対策課）に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくな

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

ったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。
ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(3) 経費の負担

- 次に掲げるものを除き、部隊の派遣を受けた場合の経費は、市の負担とする。
- ア 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通過料を除く）
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食糧費
 - エ その他部隊に直接必要な経費

5 他市町長、指定地方公共機関等への要請

(1) 応援協定締結市長等への要請

- ア 本部長は、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき、他の市町長等に対し、応援要請を行う。

表 3-6-3 最初に要請する項目

人的応援	①各市町の災害対策本部担当課の職員
	②建築・土木担当職員
	③福祉・保健担当職員
物的応援	①飲料水（給水車）
	②食料（調理を要しないもの）
	③毛布
	④仮設トイレ
	⑤燃料

イ 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は文書により応援を要請する。基本的には、急を要するため電話、ファックスなどによるが、有線電話が機能しない事態においては、無線やインターネット等可能な手段で要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び通行可能経路
 - ii 必要とする食料、資材、機械、その他職員の派遣等の種類及び数量
 - iii 必要とする期間
 - iv 希望する場所
 - v 連絡先及び担当者氏名
- ウ 災害時相互応援協定締結市町
- ・ 北陸3都市災害時相互応援協定（平成7年8月7日締結）
富山市（中核市と重複）、福井市
 - ・ 石川県内市災害時相互応援協定

ったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。
ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(3) 経費の負担

- 次に掲げるものを除き、部隊の派遣を受けた場合の経費は、市の負担とする。
- ア 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通過料を除く）
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食糧費
 - エ その他部隊に直接必要な経費

5 他市町長、指定地方公共機関等への要請

(1) 応援協定締結市長等への要請

- ア 本部長は、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき、他の市町長等に対し、応援要請を行う。

表 3-6-3 最初に要請する項目

人的応援	①各市町の災害対策本部担当課の職員
	②建築・土木担当職員
	③福祉・保健担当職員
物的応援	①飲料水（給水車）
	②食料（調理を要しないもの）
	③毛布
	④仮設トイレ
	⑤燃料

イ 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は文書により応援を要請する。基本的には、急を要するため電話、ファックスなどによるが、有線電話が機能しない事態においては、無線やインターネット等可能な手段で要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び通行可能経路
 - ii 必要とする食料、資材、機械、その他職員の派遣等の種類及び数量
 - iii 必要とする期間
 - iv 希望する場所
 - v 連絡先及び担当者氏名
- ウ 災害時相互応援協定締結市町
- ・ 北陸3都市災害時相互応援協定（平成7年8月7日締結）
富山市（中核市と重複）、福井市
 - ・ 石川県内市災害時相互応援協定

旧_R7.5 末時点 新（見直し後）

（平成 7 年 9 月 6 日締結、平成 17 年 8 月 24 日、平成 24 年 1 月 25 日再締結）
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市

- ・ 中核市災害相互応援協定（令和 5 年 4 月 1 日現在）

ア [追加]

（平成 7 年 9 月 6 日締結、平成 17 年 8 月 24 日、平成 24 年 1 月 25 日再締結）
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市

- ・ 中核市災害相互応援協定（令和 ~~7~~ 5 年 4 月 1 日現在）

ア ブロック

ブロック名称	地方	構成市
北海道・東北・関東ブロック（28市）	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、藤沢市、越谷市、川口市、水戸市、つくば市、所沢市、春日部市、草加市、市川市、町田市
中部ブロック（13市）	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、津市、一宮市
近畿・中国ブロック（20市）	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市、吹田市
	中国地方	倉敷市、福山市、下関市、呉市、鳥取市、松江市
四国・九州ブロック（11市）	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市、佐世保市、佐賀市

イ 応援チーム

応援チーム番号	中核市名（62市）
⑦	函館市、郡山市、宇都宮市、岡崎市、奈良市、松山市、長崎市、枚方市、鳥取市、甲府市
⑧	いわき市、高崎市、柏市、長野市、大津市、福山市、大分市、八王子市、明石市、寝屋川市、一宮市
⑨	青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、倉敷市、那覇市、越谷市、八尾市、山形市、松本市
⑩	旭川市、前橋市、豊田市、高槻市、姫路市、高知市、鹿児島市、呉市、福島市、福井市
⑪	秋田市、船橋市、金沢市、西宮市、和歌山市、下関市、宮崎市、佐世保市、川口市、吹田市
⑫	盛岡市、川越市、富山市、東大阪市、高松市、久留米市、豊中市、八戸市、松江市、水戸市

- ・ その他市町

県内	内灘町（金沢市・内灘町災害相互応援協定 平成 17 年 8 月 18 日締結） 津幡町（金沢市・津幡町災害時相互応援協定 平成 20 年 1 月 18 日締結）
県外	高岡市（金沢市・高岡市災害時相互応援協定 平成 8 年 3 月 4 日締結 平成 17 年 12 月 1 日再締結） 静岡市（災害時相互応援に関する協定書 平成 8 年 5 月 31 日締結） 小矢部市（金沢市・小矢部市災害時相互応援協定 昭和 57 年 8 月 12 日締結 平成 17 年 12 月 8 日再締結）

応援チーム番号	中核市名（62市）
①	函館市、郡山市、宇都宮市、岡崎市、奈良市、松山市、長崎市、枚方市、鳥取市、甲府市
②	いわき市、高崎市、柏市、長野市、大津市、福山市、大分市、八王子市、明石市、寝屋川市、一宮市
③	青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、倉敷市、那覇市、越谷市、八尾市、山形市、松本市
④	旭川市、前橋市、豊田市、高槻市、姫路市、高知市、鹿児島市、呉市、福島市、福井市
⑤	秋田市、船橋市、金沢市、西宮市、和歌山市、下関市、宮崎市、佐世保市、川口市、吹田市
⑥	盛岡市、川越市、富山市、東大阪市、高松市、久留米市、豊中市、八戸市、松江市、水戸市

- ・ その他市町

県内	内灘町（金沢市・内灘町災害相互応援協定 平成 17 年 8 月 18 日締結） 津幡町（金沢市・津幡町災害時相互応援協定 平成 20 年 1 月 18 日締結）
県外	高岡市（金沢市・高岡市災害時相互応援協定 平成 8 年 3 月 4 日締結 平成 17 年 12 月 1 日再締結） 静岡市（災害時相互応援に関する協定書 平成 8 年 5 月 31 日締結） 小矢部市（金沢市・小矢部市災害時相互応援協定 昭和 57 年 8 月 12 日締結 平成 17 年 12 月 8 日再締結）

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

南砺市（金沢市・南砺市災害時相互応援協定 平成 20 年 2 月 8 日締結）
 砺波市（金沢市・砺波市災害時相互応援協定 平成 20 年 2 月 8 日締結）
 板橋区（金沢市・板橋区災害時相互応援協定 令和 6 年 2 月 9 日締結）

南砺市（金沢市・南砺市災害時相互応援協定 平成 20 年 2 月 8 日締結）
 砺波市（金沢市・砺波市災害時相互応援協定 平成 20 年 2 月 8 日締結）
 板橋区（金沢市・板橋区災害時相互応援協定 令和 6 年 2 月 9 日締結）

（2）その他市町、指定地方公共機関等への要請

ア その他市町及び指定地方公共機関等への要請については、（1）に準じて行う。

イ 郵便局との災害時相互協力協定

金沢市内 78 局（平成 10 年 1 月 16 日締結）

表 3-6-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話
郵政事業関係、情報の伝達・提供、医療救護活動	日本郵便（株）北陸支社	上堤町 1-15	220-3011

（2）その他市町、指定地方公共機関等への要請

ア その他市町及び指定地方公共機関等への要請については、（1）に準じて行う。

イ 郵便局との災害時相互協力協定

金沢市内 78 局（平成 10 年 1 月 16 日締結）

表 3-6-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話
郵政事業関係、情報の伝達・提供、医療救護活動	日本郵便（株）北陸支社	上堤町 1-15	220-3011

（3）受入体制

他市町及び指定地方公共機関等の応援の受入れについては、災害対策本部組織に定める市民局、総務局、消防局、企業局が中心に行い、応援隊などの宿泊場所、燃料の確保、支援資機材などの集結場所その他応援を受けるために必要な受入体制については、概ね本節 4（2）「受入措置等」に準じて行うものとする。

（3）受入体制

他市町及び指定地方公共機関等の応援の受入れについては、災害対策本部組織に定める市民局、総務局、消防局、企業局が中心に行い、応援隊などの宿泊場所、燃料の確保、支援資機材などの集結場所その他応援を受けるために必要な受入体制については、概ね本節 4（2）「受入措置等」に準じて行うものとする。

6 指定行政機関等への職員の派遣要請

ア 本部長は、必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、また指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条、30 条）

イ 本部長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、県知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める。

ウ 職員の派遣要請手続き及び受入体制については、概ね本節 4（1）「派遣要求の手続き」に準じて行うものとする。

【参照】資料 22 防災関係機関等連絡一覧表

6 指定行政機関等への職員の派遣要請

ア 本部長は、必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、また指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条、30 条）

イ 本部長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、県知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める。

ウ 職員の派遣要請手続き及び受入体制については、概ね本節 4（1）「派遣要求の手続き」に準じて行うものとする。

【参照】資料 22 防災関係機関等連絡一覧表

7 他の都道府県消防機関に対する派遣要請

本章第 9 節「消防・救急活動」に定めるところにより、派遣要請を行う。

7 他の都道府県消防機関に対する派遣要請

本章第 9 節「消防・救急活動」に定めるところにより、派遣要請を行う。

8 経費の負担

援助に関する経費は、自衛隊の災害派遣に伴う経費負担を除き、法令及び相互援助協定の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

8 経費の負担

援助に関する経費は、自衛隊の災害派遣に伴う経費負担を除き、法令及び相互援助協定の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

9 宿泊施設等の確保

これら応援要請した職員等を受入れる宿泊施設及び駐車施設等の確保に努める。

10 広域応援協力体制の確立

県及び市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

また市は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

11 海外支援の受入れ

（1）支援活動の申入れ、受入れ決定

海外からの支援は、外交ルートを通じて外務省から県、市に対して支援の申入れがある場合と、N G O（非政府組織）団体から直接県、市に対して支援の申入れがある場合が想定される。

災害対策本部は、海外支援の申入れ（支援国・団体、支援の種類・人員、到着日時等）があった場合は、災害の状況や対策活動の必要性等を総合的に判断し、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定し、関係機関に回答する。

なお、国は、大規模災害発生時において、実際に海外から支援の申入れがあった場合における迅速な対応を図ることを目的に、平成10年1月20日関係省庁連絡会議申合せにより、支援受入れ分野ごとの対応省庁等を定めている。

【参照】資料23 海外からの支援受入れ可能性のある分野の対応省庁

（2）支援部隊の受入れと撤収

海外支援部隊を受け入れたときには、活動内容、場所の調整や情報の提供、通訳の派遣等を行うほか、宿泊場所の確保など概ね本節4（2）「受入措置等」に準じて必要な受入措置を行う。

海外支援部隊の活動が終了したとき又は活動の必要性がなくなったときには、海外支援部隊の責任者や県と協議のうえ、撤収を要請する。

9 宿泊施設等の確保

これら応援要請した職員等を受入れる宿泊施設及び駐車施設等の確保に努める。

10 広域応援協力体制の確立

県及び市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

また市は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

11 海外支援の受入れ

（1）支援活動の申入れ、受入れ決定

海外からの支援は、外交ルートを通じて外務省から県、市に対して支援の申入れがある場合と、N G O（非政府組織）団体から直接県、市に対して支援の申入れがある場合が想定される。

災害対策本部は、海外支援の申入れ（支援国・団体、支援の種類・人員、到着日時等）があった場合は、災害の状況や対策活動の必要性等を総合的に判断し、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定し、関係機関に回答する。

なお、国は、大規模災害発生時において、実際に海外から支援の申入れがあった場合における迅速な対応を図ることを目的に、平成10年1月20日関係省庁連絡会議申合せにより、支援受入れ分野ごとの対応省庁等を定めている。

【参照】資料23 海外からの支援受入れ可能性のある分野の対応省庁

（2）支援部隊の受入れと撤収

海外支援部隊を受け入れたときには、活動内容、場所の調整や情報の提供、通訳の派遣等を行うほか、宿泊場所の確保など概ね本節4（2）「受入措置等」に準じて必要な受入措置を行う。

海外支援部隊の活動が終了したとき又は活動の必要性がなくなったときには、海外支援部隊の責任者や県と協議のうえ、撤収を要請する。

第7節 災害情報の収集・伝達

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班	<input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班
	<input type="checkbox"/> 総務局…総務班、被害調査班、情報発信班	
	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班	<input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 地区支部

1 基本方針

災害時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い、県及び防災関係機関との有機的な連携を図る。

2 通信手段の確保

(1) 情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、本部と地区支部、本部と県災害対策本部各相互のルートを基本として、警察署、防災関係機関及び報道機関の緊密な連携のもとに行う。

(2) 情報収集伝達の手段

情報の収集、伝達は、あらゆる手段を有効に活用して行う。電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。

- ① 無線システム
ア 同報防災無線

表3-7-1 同報防災無線の設置状況（令和6年度末）

基地局	1局 第1通信所 災害対策本部室 第2通信所 市消防局
中継局	1局 医王山中継局
拡声子局	199局
戸別受信機	422台

(注)・ 拡声子局は、平成6～7年度の2年計画で海岸地域に計画整備
平成8～9年度の2年計画で市内全域に計画整備
平成10年度山間部の不感地区用として中継局及び拡声子局を整備
平成11年度浸水常襲地域に整備
平成24～26年度の3年計画で、デジタル化及び拡声子局増設

第7節 災害情報の収集・伝達

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班	<input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班
	<input type="checkbox"/> 総務局…総務班、被害調査班、情報発信班	
	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班	<input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 地区支部

1 基本方針

災害時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い、県及び防災関係機関との有機的な連携を図る。

2 通信手段の確保

(1) 情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、本部と地区支部、本部と県災害対策本部各相互のルートを基本として、警察署、防災関係機関及び報道機関の緊密な連携のもとに行う。

(2) 情報収集伝達の手段

情報の収集、伝達は、あらゆる手段を有効に活用して行う。電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。また、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用し、災害発生時に早期に把握・推計し、全体状況の正確かつ統合的な情報把握に努める。また、多角的な被災情報の収集と分析手法の検討、時系列・項目の整理など、効果的な情報発信を行うための災害時広報・情報発信マニュアルを整備に努める。

- ② 無線システム
ア 同報防災無線

表3-7-1 同報防災無線の設置状況（令和6年度末）

基地局	1局 第1通信所 災害対策本部室 第2通信所 市消防局
中継局	1局 医王山中継局
拡声子局	199局
戸別受信機	422台

(注)・ 拡声子局は、平成6～7年度の2年計画で海岸地域に計画整備
平成8～9年度の2年計画で市内全域に計画整備
平成10年度山間部の不感地区用として中継局及び拡声子局を整備
平成11年度浸水常襲地域に整備
平成24～26年度の3年計画で、デジタル化及び拡声子局増設

旧_R7.5 末時点 **新（見直し後）**

・ 戸別受信機は、小中学校、高等学校、大学、保育所、幼稚園、公民館、消防署、公共施設、自主防災組織に整備

【参照】資料 24 金沢市同報防災無線配備一覧表

イ 消防無線

- ・ 基地局 8 局(受信専用基地局 3 局含む)、車載型移動局 169 台(消防団 104 台含む)、携帯型移動局 97 台、可搬型移動局 8 台、卓上型移動局 13 台（平成 29 年末）
- ・ 平成 26～27 年度…消防救急デジタル無線整備
- ・ 平成 28 年度……消防救急デジタル無線正式運用

ウ 石川県防災行政無線（衛星系）

- ・ 金 沢 市 局 危機管理課…TEL 外線 1-201 FAX1-201
- ・ 金沢市消防局 情報指令課…TEL 外線 1-451 FAX1-451

エ アマチュア無線

- ・ 1 局 危機管理課…呼出符号 J A 9 Z F A 金沢市役所ハムクラブ

② 情報通信、携帯電話システム

ア 災害時優先電話

- ・ 市災害対策本部 26 回線
- ・ 市庁舎内電話 指定箇所 4 回線
- ・ 市施設 165 回線
- ・ 分団等 13 回線

イ 衛星電話

- ・ 市災害対策本部 8 台
 - 災害対策本部室 半固定型 5 台
 - 移動局 携帯型 3 台
- ・ 拠点避難場所等 半固定型 106 台

ウ 携帯電話

- ・ 市災害対策本部 82 台（全て災害時優先登録）
- ・ ほかに各課で常備

エ F A X

- ・ 市所有の F A X の活用

③ 消防監視カメラ

④ 携帯電話、パソコンを通じて「金沢ぼうさいドットコム」による情報伝達

⑤ 専用 Web サイトに防災行政無線で放送した内容を音声と文字で提供

・ 戸別受信機は、小中学校、高等学校、大学、保育所、幼稚園、公民館、消防署、公共施設、自主防災組織に整備

【参照】資料 24 金沢市同報防災無線配備一覧表

イ 消防無線

- ・ 基地局 8 局(受信専用基地局 3 局含む)、車載型移動局 169 台(消防団 104 台含む)、携帯型移動局 97 台、可搬型移動局 8 台、卓上型移動局 13 台（平成 29 年末）
- ・ 平成 26～27 年度…消防救急デジタル無線整備
- ・ 平成 28 年度……消防救急デジタル無線正式運用

ウ 石川県防災行政無線（衛星系）

- ・ 金 沢 市 局 危機管理課…TEL 外線 1-201 FAX1-201
- ・ 金沢市消防局 情報指令課…TEL 外線 1-451 FAX1-451

エ アマチュア無線

- ・ 1 局 危機管理課…呼出符号 J A 9 Z F A 金沢市役所ハムクラブ

② 情報通信、携帯電話システム

ア 災害時優先電話

- ・ 市災害対策本部 26 回線
- ・ 市庁舎内電話 指定箇所 4 回線
- ・ 市施設 165 回線
- ・ 分団等 13 回線

イ 衛星電話

- ・ 市災害対策本部 8 台
 - 災害対策本部室 半固定型 5 台
 - 移動局 携帯型 3 台
- ・ 拠点避難場所等 半固定型 106 台

ウ 携帯電話

- ・ 市災害対策本部 82 台（全て災害時優先登録）
- ・ ほかに各課で常備

エ F A X

- ・ 市所有の F A X の活用

③ 消防監視カメラ

④ 携帯電話、パソコンを通じて「金沢ぼうさいドットコム」による情報伝達

⑤ 専用 Web サイトに防災行政無線で放送した内容を音声と文字で提供

- ⑥ 災害時情報収集代表電話による情報収集（電話番号：076-220-2112）
- ⑦ 広報用車両及び消防車等による情報伝達（警鐘、サイレンを含む）
- ⑧ 報道機関の協力による情報伝達
- ⑨ 自主防災組織等を通じた情報の収集、伝達
- ⑩ N T T災害用伝言ダイヤル「171」の活用
- ⑪ 携帯電話災害用伝言板サービスの活用
- ⑫ 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達
- ⑬ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報伝達
- ⑭ 災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達
- ⑮ 地域活動発信アプリ（結ネット）による情報伝達
- ⑯ [追加]

- ⑥ 災害時情報収集代表電話による情報収集（電話番号：076-220-2112）
- ⑦ 広報用車両及び消防車等による情報伝達（警鐘、サイレンを含む）
- ⑧ 報道機関の協力による情報伝達
- ⑨ 自主防災組織等を通じた情報の収集、伝達
- ⑩ N T T災害用伝言ダイヤル「171」の活用
- ⑪ 携帯電話災害用伝言板サービスの活用
- ⑫ 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達
- ⑬ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報伝達
- ⑭ 災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達
- ⑮ 地域活動発信アプリ（結ネット）による情報伝達
- ⑯ 衛星通信ネットワーク（スターリンク）の活用

3 気象警報、災害情報等の受理、伝達

3 気象警報、災害情報等の受理、伝達

(1) 受理・伝達系統

(1) 受理・伝達系統

- ① 気象警報・注意報が発表された場合

危機管理課より関係課にFAX等で通報するほか、必要に応じて庁内放送等により周知徹底を図る。

- ① 気象警報・注意報が発表された場合

危機管理課より関係課にFAX等で通報するほか、必要に応じて庁内放送等により周知徹底を図る。

- ② 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合

消防局、県その他の防災機関より災害情報等の通報があったときは、危機管理監を通じて、市長、副市長に報告するとともに、庁内放送等により関係局課長及び職員に伝達する。

- ② 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合

消防局、県その他の防災機関より災害情報等の通報があったときは、危機管理監を通じて、市長、副市長に報告するとともに、庁内放送等により関係局課長及び職員に伝達する。

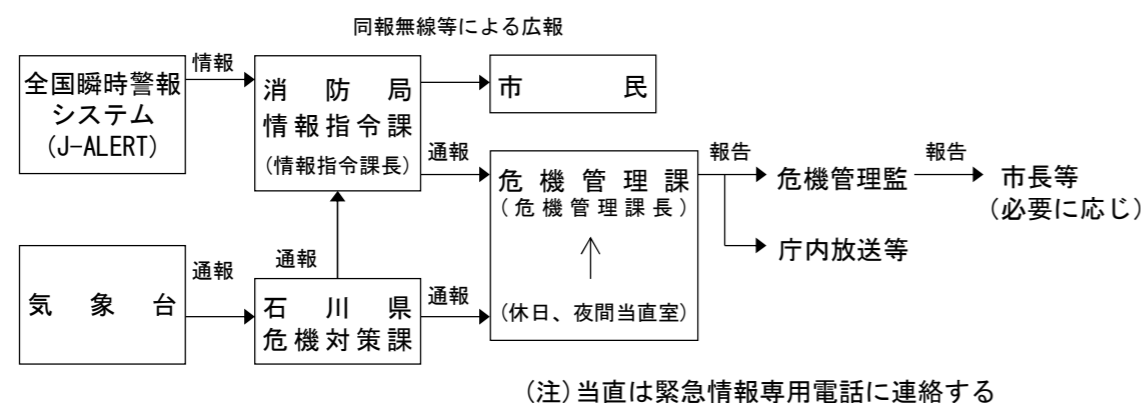


図 3-7-1 気象警報、災害情報等の受理・伝達系統

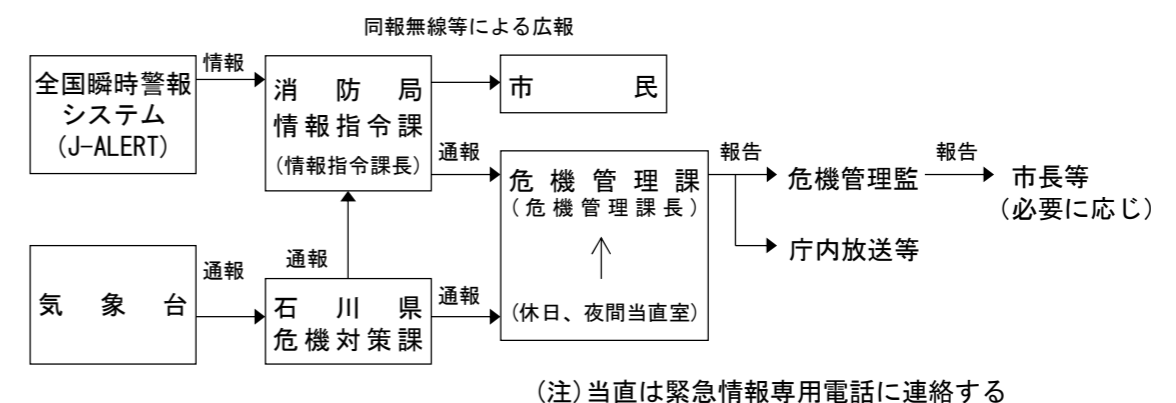


図 3-7-1 気象警報、災害情報等の受理・伝達系統

(2) 受理、伝達の方法

ア 県災害対策本部から通知される気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部準備室、危機管理課）において受理する。

イ 本部の各局長は、重要情報を受理したときは、危機管理監を通じ、本部長、副本部長へ報告する。

ウ 気象情報、災害情報等は、同報防災無線、広報用車両及び消防車等を活用して、

(2) 受理、伝達の方法

ア 県災害対策本部から通知される気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部準備室、危機管理課）において受理する。

イ 本部の各局長は、重要情報を受理したときは、危機管理監を通じ、本部長、副本部長へ報告する。

ウ 気象情報、災害情報等は、同報防災無線、広報用車両及び消防車等を活用して、

住民等に対して周知徹底を図る。

4 災害発生直後の災害情報等の収集、伝達

(1) 情報の処理

ア 地区支部担当職員、消防団員及び自主防災組織の責任者等は、地域における災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を迅速、的確に収集し、本部又は消防局へ通報する。

イ 本部担当職員は、自宅から本部に参集するルートにおける災害の状況及び災害応急活動に必要な情報を収集し、本部及び消防局へ通報する。

ウ 本部は、有線、無線、ラジオ、テレビ等あらゆる手段を通じて、災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を収集、伝達する。

エ 本部は、災害対策本部の設置に当たって、情報の収集・伝達に必要な通信手段の被害状況把握、確保を図る。

オ 本部は、災害に関するすべての情報を受理し、災害状況を整理分析し、災害に関する全体状況の常時把握に努める。

災害情報種別には、消防情報、警察情報、海上保安情報、職員参集時情報、災害対策本部各局情報、地区支部又は自主防災組織情報、ボランティア情報、ライフライン情報、交通情報、応援情報、マスコミ・市民その他からの多様な情報があり、これらを可能な限り収集整理し、逐次現況等を確認しながら、正確かつ総合的な情報把握に努める。状況に応じて、地理情報システム（GIS）も活用して災害情報を整理し、関係機関との情報共有を図る。

カ 本部は、災害情報のうち緊急を要する事項は直ちに関係部局に連絡し、適切な応急活動を実施する。

(2) 収集、伝達すべき情報

ア 被害状況（人的、建物、公共施設等）

イ 人命危険、救助情報及び安否状況

ウ 火災発生、延焼拡大状況

エ 山、がけ崩れ情報

オ ガス、危険物漏洩その他二次災害状況

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況

キ 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況

ク 傷病者の収容状況

ケ 遺体検案、遺体安置状況

コ 避難情報、避難状況

サ 避難場所の設置状況及び避難生活状況

シ 応急給食、応急給水必要情報

ス 生活必需品等物資在庫及び供給の状況

住民等に対して周知徹底を図る。

4 災害発生直後の災害情報等の収集、伝達

(1) 情報の処理

ア 地区支部担当職員、消防団員及び自主防災組織の責任者等は、地域における災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を迅速、的確に収集し、本部又は消防局へ通報する。

イ 本部担当職員は、自宅から本部に参集するルートにおける災害の状況及び災害応急活動に必要な情報を収集し、本部及び消防局へ通報する。

ウ 本部は、有線、無線、ラジオ、テレビ等あらゆる手段を通じて、災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を収集、伝達する。

エ 本部は、災害対策本部の設置に当たって、情報の収集・伝達に必要な通信手段の被害状況把握、確保を図る。

オ 本部は、災害に関するすべての情報を受理し、災害状況を整理分析し、災害に関する全体状況の常時把握に努める。

災害情報種別には、消防情報、警察情報、海上保安情報、職員参集時情報、災害対策本部各局情報、地区支部又は自主防災組織情報、ボランティア情報、ライフライン情報、交通情報、応援情報、マスコミ・市民その他からの多様な情報があり、これらを可能な限り収集整理し、逐次現況等を確認しながら、正確かつ総合的な情報把握に努める。状況に応じて、地理情報システム（GIS）も活用して災害情報を整理し、関係機関との情報共有を図る。

カ 本部は、災害情報のうち緊急を要する事項は直ちに関係部局に連絡し、適切な応急活動を実施する。

(2) 収集、伝達すべき情報

ア 被害状況（人的、建物、公共施設等）

イ 人命危険、救助情報及び安否状況

ウ 火災発生、延焼拡大状況

エ 山、がけ崩れ情報

オ ガス、危険物漏洩その他二次災害状況

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況

キ 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況

ク 傷病者の収容状況

ケ 遺体検案、遺体安置状況

コ 避難情報、避難状況

サ 避難場所の設置状況及び避難生活状況

シ 応急給食、応急給水必要情報

ス 生活必需品等物資在庫及び供給の状況

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
<p>セ 支援物資状況 ソ 市災害対策本部、地区支部設置状況 タ 災害応急対策実施状況 チ 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 ツ ボランティア、民間支援団体等の状況 テ 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 ト 交通規制情報 ナ ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 ニ 金銭債務処理状況及び金融の動向 ヌ 物資の価格、役務の対価状況 ネ 観光客等の状況 ノ その他必要な情報</p> <p>【参照】資料 25 金沢市災害情報緊急報告書 資料 26 金沢市災害状況等報告書 資料 27 避難状況報告書</p>	<p>セ 支援物資状況 ソ 市災害対策本部、地区支部設置状況 タ 災害応急対策実施状況 チ 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 ツ ボランティア、民間支援団体等の状況 テ 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 ト 交通規制情報 ナ ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 ニ 金銭債務処理状況及び金融の動向 ヌ 物資の価格、役務の対価状況 ネ 観光客等の状況 ノ その他必要な情報</p> <p>【参照】資料 25 金沢市災害情報緊急報告書 資料 26 金沢市災害状況等報告書 資料 27 避難状況報告書</p>

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

表 3-7-2 時系列ごとの収集、伝達すべき状況

	時 期		
	警戒期（発災前）	初動期（発災～3日目程度）	収拾・復旧期（3日後～）
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 警報、注意報等の情報 高齢者等避難、避難指示等の情報 警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 警報、注意報等の情報 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報 警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 警報、注意報等の情報（二次災害に備えて）
被害情報	<ul style="list-style-type: none"> 他地域の被害情報全般（テレビ・ラジオ等の情報） 	<ul style="list-style-type: none"> 山、がけ崩れ情報 被害状況（人的、建物、公共施設等） 人命危険、救助情報及び安否状況 火災発生、延焼拡大状況 ガス、危険物漏洩その他二次災害情報 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（人的被害、建物被害、公共施設等） 人命危険、救助情報及び安否状況 ガス、危険物漏洩その他二次災害状況
避難・避難生活情報	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 傷病者の収容状況 遺体検案、遺体安置状況 避難情報、避難状況 避難所の設置状況及び避難生活状況 応急給食、応急給水必要情報 生活必需品等物資在庫及び供給の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 傷病者の収容状況 遺体検案、遺体安置状況 避難情報、避難状況 避難所の設置状況及び避難生活状況 応急給食、応急給水状況 生活必需品等物資在庫及び供給の状況 支援物資状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 傷病者の収容状況 遺体検案、遺体安置状況 避難情報、避難状況 避難所の設置状況及び避難生活状況 応急給食、応急給水状況 生活必需品等物資在庫及び供給の状況 支援物資状況
体制確保情報	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、地区支部設置情報 災害応急対策実施状況 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、地区支部設置情報 災害応急対策実施状況 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 ボランティア、民間支援団体等の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、地区支部設置情報 災害応急対策実施状況 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況
道路・ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 交通規制状況 ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 交通規制状況 ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 交通規制状況 ライフライン施設の被害情報及び復旧状況
その他の情報			<ul style="list-style-type: none"> 金銭債務処理状況及び金融の動向 物資の価格、役務の対価状況 観光客等の状況 その他必要な情報

(3) 被害状況の調査

被害状況の調査は、調査担当員を現地に派遣し、各自主防災組織（町会）、農林漁業団

表 3-7-2 時系列ごとの収集、伝達すべき状況

	時 期		
	警戒期（発災前）	初動期（発災～3日目程度）	収拾・復旧期（3日後～）
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 警報、注意報等の情報 高齢者等避難、避難指示等の情報 警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 警報、注意報等の情報 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報 警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 警報、注意報等の情報（二次災害に備えて）
被害情報	<ul style="list-style-type: none"> 他地域の被害情報全般（テレビ・ラジオ等の情報） 	<ul style="list-style-type: none"> 山、がけ崩れ情報 被害状況（人的、建物、公共施設等） 人命危険、救助情報及び安否状況 火災発生、延焼拡大状況 ガス、危険物漏洩その他二次災害情報 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（人的被害、建物被害、公共施設等） 人命危険、救助情報及び安否状況 ガス、危険物漏洩その他二次災害状況
避難・避難生活情報	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 傷病者の収容状況 遺体検案、遺体安置状況 避難情報、避難状況 避難所の設置状況及び避難生活状況 応急給食、応急給水必要情報 生活必需品等物資在庫及び供給の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 傷病者の収容状況 遺体検案、遺体安置状況 避難情報、避難状況 避難所の設置状況及び避難生活状況 応急給食、応急給水状況 生活必需品等物資在庫及び供給の状況 支援物資状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は警戒区域設定必要状況 医療救護必要情報、施設設置状況及び活動状況 傷病者の収容状況 遺体検案、遺体安置状況 避難情報、避難状況 避難所の設置状況及び避難生活状況 応急給食、応急給水状況 生活必需品等物資在庫及び供給の状況 支援物資状況
体制確保情報	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、地区支部設置情報 災害応急対策実施状況 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、地区支部設置情報 災害応急対策実施状況 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況 ボランティア、民間支援団体等の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部、地区支部設置情報 災害応急対策実施状況 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況
道路・ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 交通規制状況 ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 交通規制状況 ライフライン施設の被害情報及び復旧状況 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急道路、鉄道等の被害情報及び復旧状況 交通規制状況 ライフライン施設の被害情報及び復旧状況
その他の情報			<ul style="list-style-type: none"> 金銭債務処理状況及び金融の動向 物資の価格、役務の対価状況 観光客等の状況 その他必要な情報

(3) 被害状況の調査

被害状況の調査は、調査担当員を現地に派遣し、各自主防災組織（町会）、農林漁業団

体、商工業団体、民間団体等の協力を得て、迅速かつ正確な調査の実施に努める。

体、商工業団体、民間団体等の協力を得て、迅速かつ正確な調査の実施に努める。

5 県、防災関係機関、報道機関との連携

5 県、防災関係機関、報道機関との連携

(1) 県災害対策本部への報告及び要請

(1) 県災害対策本部への報告及び要請

本部は、逐次災害状況を取りまとめ、速やかに県災害対策本部に対して次の事項について報告し、要請を行う。

本部は、逐次災害状況を取りまとめ、速やかに県災害対策本部に対して次の事項について報告し、要請を行う。

なお、県災害対策本部への報告、要請ができない場合は、直ちに消防庁へ報告し、要請を行う。

なお、県災害対策本部への報告、要請ができない場合は、直ちに消防庁へ報告し、要請を行う。

また、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

また、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

ア 被害状況

ア 被害状況

イ 災害応急対策実施状況

イ 災害応急対策実施状況

ウ 緊急要請事項

ウ 緊急要請事項

(2) 防災関係機関との連携

(2) 防災関係機関との連携

本部は、県及び各種の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

本部は、県及び各種の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

【参照】資料 22 防災関係機関等連絡一覧表

【参照】資料 22 防災関係機関等連絡一覧表

(3) 報道機関との連携

(3) 報道機関との連携

本部は、広範囲の住民に情報を伝達する場合は、報道機関に対して情報を提供し、ラジオ、テレビ等による周知徹底を図る。

本部は、広範囲の住民に情報を伝達する場合は、報道機関に対して情報を提供し、ラジオ、テレビ等による周知徹底を図る。

6 通信・情報施設の応急対策

6 通信・情報施設の応急対策

(1) 有線・無線通信施設等

(1) 有線・無線通信施設等

直ちに災害時優先電話、衛星電話、同報防災無線等の重要通信設備の状況を点検調査し、電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。同時に、あらかじめ想定された多様な情報伝達・収集手段（無線、有線、衛星ネットワークなど）の中から、即時可能な情報伝達・収集手段を確保するとともに、必要に応じて北陸総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。また、通信設備に障害を生じた場合には、西日本電信電話株式会社、携帯電話通信事業者等電気通信事業者に要請し、防災関係機関の通信回復を最優先に応急回復措置及び臨時代替措置を講ずる。

直ちに災害時優先電話、衛星電話、同報防災無線等の重要通信設備の状況を点検調査し、電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。同時に、あらかじめ想定された多様な情報伝達・収集手段（無線、有線、衛星ネットワークなど）の中から、即時可能な情報伝達・収集手段を確保するとともに、必要に応じて北陸総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。また、通信設備に障害を生じた場合には、西日本電信電話株式会社、携帯電話通信事業者等電気通信事業者に要請し、防災関係機関の通信回復を最優先に応急回復措置及び臨時代替措置を講ずる。

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

（２）コンピュータ・システム

コンピュータ・システム及びネットワークの状況を点検調査し、障害が生じた場合には速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

（２）コンピュータ・システム

コンピュータ・システム及びネットワークの状況を点検調査し、障害が生じた場合には速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第8節 災害広報

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班
 総務局…総務班、情報発信班 消防局…消防班

1 基本方針

災害等の情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確な災害応急対策をできるよう、防災関係機関の協力を得て、必要な広報を行う。**市としての広報の方針を定め**、問い合わせへの対応に終始することなく、積極的な広報を心がけることとする。

2 広報事項

広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 災害発生時の注意事項、被害の防止に関する注意事項
- イ 気象、水防、火災注意報、警報情報等
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定
- エ 自主防災組織等に対する防災活動実施要請
- オ 民心安定のための市民に対する呼びかけ
- カ 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧状況
- キ 防災関係機関の対応状況
- ク 被災者の安否情報
- ケ その他生活情報

第8節 災害広報

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班
 総務局…総務班、情報発信班 消防局…消防班

1 基本方針

地震災害等の情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確な災害応急対策をできるよう、防災関係機関の協力を得て、必要な広報を行う。**市としての効果的な緊急情報の発信手法や報道機関との調整事項などについて明記した災害時広報マニュアルを作成し**、問い合わせへの対応に終始することなく、積極的な広報を心がけることとする。

2 広報事項

広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 災害発生時の注意事項、被害の防止に関する注意事項
- イ 気象、水防、火災注意報、警報情報等
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定
- エ 自主防災組織等に対する防災活動実施要請
- オ 民心安定のための市民に対する呼びかけ
- カ 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧状況
- キ 防災関係機関の対応状況
- ク 被災者の安否情報
- ケ その他生活情報

表 3 - 8 - 1 災害時に伝達、広報する主要情報と情報整理

主 要 情 報	情 報 整 理
1. 災害情報、避難等情報 ① 気象情報、災害情報、避難時注意情報 ② 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難開始、警戒区域設定情報 ③ 二次災害防止情報	災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部
2. 救援活動情報 ① 自主防災組織、団体等への防災活動実施要請 ② 救援活動情報、防災関係機関の対応状況 ③ 民心安定のための呼びかけ ④ 市長からのメッセージ情報 ⑤ ボランティア活動要請情報	災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 福祉健康局
3. 災害被害情報 ① ライフライン被害、復旧情報 ② 公共交通機関の被害、代替情報、復旧情報 ③ 道路情報（被害状況、交通規制、通行止め）	企業局、関係機関 交通関係機関 警察、土木局
4. 生活情報 ① 被災者の安否情報、遺体安置情報 ② 避難所等情報 ③ 水、食料、生活必需物資配給情報 ④ ごみ、し尿処理情報、仮設トイレ情報 ⑤ 生鮮食料品その他物資情報、商工業等の経済情報 ⑥ 医療情報 ⑦ 応急危険度判定、危険建物立入禁止等情報 ⑧ 教育情報（学校の休校、再開等情報） ⑨ 各種相談窓口情報 ⑩ その他生活情報、行政サービス情報	警察、消防局、市民局、福祉健康局 危機管理課、市民局 危機管理課、市民局、経済局 経済局、環境局 経済局、農林水産局 福祉健康局 都市整備局 教育委員会 各局 各局
5. 行政施策情報 ① 災害対策本部情報 ② り災証明 ③ 各種減免・延期措置情報 ④ 災害義援金・見舞金・弔慰金等情報 ⑤ 経済活動支援情報 ⑥ 各種融資制度・災害対策その他の情報	災害対策本部 総務局、消防局 総務局 福祉健康局、総務局、会計課 経済局 各局

表 3 - 8 - 1 災害時に伝達、広報する主要情報と情報整理

主 要 情 報	情 報 整 理
1. 災害情報、避難等情報 ① 気象情報、災害情報、避難時注意情報 ② 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難開始、警戒区域設定情報 ③ 二次災害防止情報	災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部
2. 救援活動情報 ① 自主防災組織、団体等への防災活動実施要請 ② 救援活動情報、防災関係機関の対応状況 ③ 民心安定のための呼びかけ ④ 市長からのメッセージ情報 ⑤ ボランティア活動要請情報	災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 災害対策本部 福祉健康局
3. 災害被害情報 ① ライフライン被害、復旧情報 ② 公共交通機関の被害、代替情報、復旧情報 ③ 道路情報（被害状況、交通規制、通行止め）	企業局、関係機関 交通関係機関 警察、土木局
4. 生活情報 ① 被災者の安否情報、遺体安置情報 ② 避難所等情報 ③ 水、食料、生活必需物資配給情報 ④ ごみ、し尿処理情報、仮設トイレ情報 ⑤ 生鮮食料品その他物資情報、商工業等の経済情報 ⑥ 医療情報 ⑦ 応急危険度判定、危険建物立入禁止等情報 ⑧ 教育情報（学校の休校、再開等情報） ⑨ 各種相談窓口情報 ⑩ その他生活情報、行政サービス情報	警察、消防局、市民局、福祉健康局 危機管理課、市民局 危機管理課、市民局、経済局 経済局、環境局 経済局、農林水産局 福祉健康局 都市整備局 教育委員会 各局 各局
5. 行政施策情報 ① 災害対策本部情報 ② り災証明 ③ 各種減免・延期措置情報 ④ 災害義援金・見舞金・弔慰金等情報 ⑤ 経済活動支援情報 ⑥ 各種融資制度・災害対策その他の情報	災害対策本部 総務局、消防局 総務局 福祉健康局、総務局、会計課 経済局 各局

3 実施方法

(1) 広報の手段

災害応急対策に必要な事項の周知は、本部が行う。なお、豪雨時等には、下記の手段のうちアやオは聞き取れないことがあることに注意し、他の複数の手段を組み合わせ住民への伝達を行う。

なお、同報防災無線などが、電源喪失などにより利用できなくなった場合は、広報車、職員による地域巡回や報道機関の活用など、その他の取り得る代替手段を用いて的確な広報を実施する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は

3 実施方法

(1) 広報の手段

災害応急対策に必要な事項の周知は、本部が行う。なお、豪雨時等には、下記の手段のうちアやオは聞き取れないことがあることに注意し、他の複数の手段を組み合わせ住民への伝達を行う。

なお、同報防災無線などが、電源喪失などにより利用できなくなった場合は、広報車、職員による地域巡回や報道機関の活用など、その他の取り得る代替手段を用いて的確な広報を実施する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は

情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。さらに、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。

- ア 同報防災無線、サイレン、半鐘
- イ 災害緊急ラジオ放送設備によるコミュニティFM放送への緊急割込放送
- ウ ケーブルテレビを利用した緊急放送
- エ 避難所や自主防災組織を通じた連絡
- オ 広報用車両、消防車
- カ ラジオ、テレビ、新聞等による市政広報
- キ 掲示板広報や臨時災害対策広報誌の発行
- ク 紙媒体（チラシの張り出し、配布）や FAX
- ケ インターネット（メール、ホームページ、フェイスブックや X（エックス）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS））、電光情報表示システム、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用した情報の提供

表 3-8-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢ケーブル（株）	南町 2-1	224-1152	224-8300
（株）ラジオかなざわ	南町 2-1	265-7800	265-7845

（2）報道機関の協力による広報

報道機関担当広報職員を配置し、報道機関と緊密な連携協力体制をとり、ラジオ、テレビ、新聞等による呼び掛けや被災者への生活情報等を提供する。

なお、報道機関に対しては、災害対策本部職員に対する個別の取材・照会等は避けるよう要請するとともに、定時の記者会見、情報を貼付する専用ボードの設置等を行い、災害応急対策業務の実施と報道機関への情報提供を両立させる。

（3）要配慮者への広報

被災外国人や聴覚、視覚等の障害のある人に対しては、各種国際交流団体、障害者団体（ボランティア含む。）やマスコミ等の連携協力を得て、外国語による情報提供、外国語放送、文字情報、点字広報、手話通訳による放送などの情報提供に努める。

（4）観光客や帰宅困難者への広報

市は、市内中心部などにおいて災害に遭遇した観光客等の外来者や帰宅困難者に対して、一時的に観光施設や駅、設定された避難場所などにとどまり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報を行い、一斉帰宅の抑制を図る。

情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。さらに、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。

- ア 同報防災無線、サイレン、半鐘
- イ 災害緊急ラジオ放送設備によるコミュニティFM放送への緊急割込放送
- ウ ケーブルテレビを利用した緊急放送
- エ 避難所や自主防災組織を通じた連絡
- オ 広報用車両、消防車
- カ ラジオ、テレビ、新聞等による市政広報
- キ 掲示板広報や臨時災害対策広報誌の発行
- ク 紙媒体（チラシの張り出し、配布）や FAX
- ケ インターネット（メール、ホームページ、フェイスブックや X（エックス）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS））、電光情報表示システム、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用した情報の提供

表 3-8-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢ケーブル（株）	南町 2-1	224-1152	224-8300
（株）ラジオかなざわ	南町 2-1	265-7800	265-7845

（2）報道機関の協力による広報

報道機関担当広報職員を配置し、報道機関と緊密な連携協力体制をとり、ラジオ、テレビ、新聞等による呼び掛けや被災者への生活情報等を提供する。

なお、報道機関に対しては、災害対策本部職員に対する個別の取材・照会等は避けるよう要請するとともに、定時の記者会見、情報を貼付する専用ボードの設置等を行い、災害応急対策業務の実施と報道機関への情報提供を両立させる。

（3）要配慮者への広報

被災外国人や聴覚、視覚等の障害のある人に対しては、各種国際交流団体、障害者団体（ボランティア含む。）やマスコミ等の連携協力を得て、外国語による情報提供、外国語放送、文字情報、点字広報、手話通訳による放送などの情報提供に努める。

（4）観光客や帰宅困難者への広報

市は、市内中心部などにおいて災害に遭遇した観光客等の外来者や帰宅困難者に対して、一時的に観光施設や駅、設定された避難場所などにとどまり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報を行い、一斉帰宅の抑制を図る。

表 3 - 8 - 3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	

(5) 県に対する広報要請

災害応急対策上必要に応じて県に要請する。

(6) 災害に関する記録

広報活動や情報活動等を通じて、災害の救援・復旧・復興に関する資料を収集、整理し、災害活動に関する総合的な記録整理を行う。

4 地域住民が災害応急活動上必要な情報を入手する方法

ア ラジオ、テレビ

気象情報、警報、交通機関運行状況等

イ 同報防災無線、広報用車両、消防車

主として市域内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じての連絡

主として市からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン、半鐘

火災等が発生し、又はおそれがあることの伝達

オ インターネット（ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、緊急速報メール等）、コミュニティFM放送等

気象情報、警報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所情報、災害時生活支援情報等

5 社会秩序維持活動

社会の混乱を鎮め、市民生活を安定し、社会秩序を維持するため、警察等関係機関と連携して社会秩序を維持するための活動を行う。

ア 災害に関する流言飛語の動向調査と正確な災害情報の広報

イ 社会秩序維持のための自主防災活動の要請

ウ 生活物資の需給など生活情報の提供

エ 道路、避難、買出し、電話の混乱状況の把握と復旧情報等の提供

表 3 - 8 - 3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	

(5) 県に対する広報要請

災害応急対策上必要に応じて県に要請する。

(6) 災害に関する記録

広報活動や情報活動等を通じて、災害の救援・復旧・復興に関する資料を収集、整理し、災害活動に関する総合的な記録整理を行う。

4 地域住民が災害応急活動上必要な情報を入手する方法

ア ラジオ、テレビ

気象情報、警報、交通機関運行状況等

イ 同報防災無線、広報用車両、消防車

主として市域内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じての連絡

主として市からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン、半鐘

火災等が発生し、又はおそれがあることの伝達

オ インターネット（ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、緊急速報メール等）、コミュニティFM放送等

気象情報、警報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所情報、災害時生活支援情報等

5 社会秩序維持活動

社会の混乱を鎮め、市民生活を安定し、社会秩序を維持するため、警察等関係機関と連携して社会秩序を維持するための活動を行う。

ア 災害に関する流言飛語の動向調査と正確な災害情報の広報

イ 社会秩序維持のための自主防災活動の要請

ウ 生活物資の需給など生活情報の提供

エ 道路、避難、買出し、電話の混乱状況の把握と復旧情報等の提供

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
<p>オ 県知事委任に基づく権限の行使又は強制措置 カ 県及び警察等関係機関に対する応急措置等の実施の要請 キ 犯罪情勢及び予防対策の広報</p> <p>6 被災地域の相談・要望等の対応</p> <p>市は、臨時相談窓口を設置して住民の相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。 また、その対策を積極的に広報する。</p> <p>7 ライフライン情報の提供等</p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。</p>	<p>オ 県知事委任に基づく権限の行使又は強制措置 カ 県及び警察等関係機関に対する応急措置等の実施の要請 キ 犯罪情勢及び予防対策の広報</p> <p>6 被災地域の相談・要望等の対応</p> <p>市は、臨時相談窓口を設置して住民の相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。 また、その対策を積極的に広報する。</p> <p>7 ライフライン情報の提供等</p> <p>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。</p>

<p style="text-align: center;">第9節 消防・救急活動</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 消防局…消防班</p>	<p>※変更無し</p>
---	--------------

<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊の災害派遣</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班</p>	<p>※変更無し</p>
---	--------------

<p style="text-align: center;">第11節 救出・救助活動</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…保健救護班</p>	<p>※変更無し</p>
---	--------------

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
------------	---------

<p>第 12 節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬</p> <hr/> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 管</td> <td> <input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…福祉班 <input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班 <input type="checkbox"/> 地区支部 </td> </tr> </table> <hr/>	所 管	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…福祉班 <input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班 <input type="checkbox"/> 地区支部	<p>※変更無し</p>
所 管	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…福祉班 <input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班 <input type="checkbox"/> 地区支部		

<p style="text-align: center;">第 13 節 災害警備</p> <hr/> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 管</td> <td> <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 県警 <input type="checkbox"/> 海上保安部 </td> </tr> </table> <hr/>	所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 県警 <input type="checkbox"/> 海上保安部	<p>※変更無し</p>
所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 県警 <input type="checkbox"/> 海上保安部		

<p style="text-align: center;">第 14 節 交通確保・緊急輸送</p> <hr/> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 管</td> <td> <input type="checkbox"/> 土木局…道路対策班 </td> </tr> </table> <hr/>	所 管	<input type="checkbox"/> 土木局…道路対策班	<p>※変更無し</p>
所 管	<input type="checkbox"/> 土木局…道路対策班		

第15節 避難誘導

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班
	<input type="checkbox"/> 福祉健康局…災害時要援護者支援班	<input type="checkbox"/> 地区支部要員…（避難所協力）
	<input type="checkbox"/> 教育委員会…学校教育班、社会教育班（避難所協力）	

1 基本方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命の安全を確保するため、市民の迅速な避難の誘導を行う。住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。

2 警戒レベルを用いた防災情報の発信

避難指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、時間経過に伴い、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示【警戒レベル5】緊急安全確保と段階的な情報提供に考慮し、住民が自主的に家屋損害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるよう努める。また、夜間や豪雨時の避難を避け明るい時間帯の早期避難、局所的な豪雨による河川の水位上昇、地盤災害への対応など、状況に即した早期発令に努める。

なお、【警戒レベル1】早期注意情報及び【警戒レベル2】注意報は、気象庁が発表する。

（1）市長の避難の指示等

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

市長は、洪水や土砂災害等により、人的被害の発生する可能性があるときと認めるときは、要配慮者等、避難に時間を要する人が円滑に避難できるよう高齢者等避難を発令することができる。

② 【警戒レベル4】避難指示の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。（災害対策基本法第60条）。

市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者

第15節 避難誘導

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班
	<input type="checkbox"/> 福祉健康局…災害時要援護者支援班	<input type="checkbox"/> 地区支部要員…（避難所協力）
	<input type="checkbox"/> 教育委員会…学校教育班、社会教育班（避難所協力）	

1 基本方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命の安全を確保するため、市民の迅速な避難の誘導を行う。住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。

2 警戒レベルを用いた防災情報の発信

避難指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、時間経過に伴い、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示【警戒レベル5】緊急安全確保と段階的な情報提供に考慮し、住民が自主的に家屋損害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるよう努める。また、夜間や豪雨時の避難を避け明るい時間帯の早期避難、局所的な豪雨による河川の水位上昇、地盤災害への対応など、状況に即した早期発令に努める。

なお、【警戒レベル1】早期注意情報及び【警戒レベル2】注意報は、気象庁が発表する。

（1）市長の避難の指示等

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

市長は、洪水や土砂災害等により、人的被害の発生する可能性があるときと認めるときは、要配慮者等、避難に時間を要する人が円滑に避難できるよう高齢者等避難を発令することができる。

② 【警戒レベル4】避難指示の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。（災害対策基本法第60条）。

市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者

旧_R7.5 末時点

新(見直し後)

等に対し、「緊急安全確保措置」を指示することができる。(災害対策基本法第60条)。
 災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

等に対し、「緊急安全確保措置」を指示することができる。(災害対策基本法第60条)。
 災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

表3-15-1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の基準

表3-15-1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の基準

種別	発令の基準	住民に求める行動	市の避難誘導活動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (令和3年5月内閣府)	要配慮者等、避難に時間を要する人が避難を開始する時点 人的被害の発生する可能性が高まった段階	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する	必要な避難所の開設を完了して避難者の受入を開始
【警戒レベル4】 避難指示 災害対策基本法第60条	通常の避難行動ができる者が避難を開始する時点 具体的に人的被害が発生する前兆が差し迫った時点	危険な場所から全員避難 警戒レベル4までに必ず避難	避難誘導活動対象区域の拡大を検討 避難所の増設を検討
【警戒レベル5】 緊急安全確保 災害対策基本法第60条	人的被害が発生する危険性が非常に高い段階 決壊や越水・溢水が発生した場合 災害が実際に発生している段階	命の危険 直ちに安全確保！ いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する	

種別	発令の基準	住民に求める行動	市の避難誘導活動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (令和3年5月内閣府)	要配慮者等、避難に時間を要する人が避難を開始する時点 人的被害の発生する可能性が高まった段階	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する	必要な避難所の開設を完了して避難者の受入を開始
【警戒レベル4】 避難指示 災害対策基本法第60条	通常の避難行動ができる者が避難を開始する時点 具体的に人的被害が発生する前兆が差し迫った時点	危険な場所から全員避難 警戒レベル4までに必ず避難	避難誘導活動対象区域の拡大を検討 避難所の増設を検討
【警戒レベル5】 緊急安全確保 災害対策基本法第60条	人的被害が発生する危険性が非常に高い段階 決壊や越水・溢水が発生した場合 災害が実際に発生している段階	命の危険 直ちに安全確保！ いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する	

※高齢者等避難については「避難情報に関するガイドライン」による。

※高齢者等避難については「避難情報に関するガイドライン」による。

④ 水位周知河川の避難行動の基準

水防法の改正により、県が水位情報周知河川の避難判断水位を指定したことに伴う避難行動の基準については、次のとおりとする。

④ 水位周知河川の避難行動の基準

水防法の改正により、県が水位情報周知河川の避難判断水位を指定したことに伴う避難行動の基準については、次のとおりとする。

表3-15-2 水位情報周知河川の避難行動の基準

平時から設定されている河川の危険水位	水位	増水時に左記項目から知事が発する警報	判断の時期	避難所の目安
水防団待機水位	低	水防警報(準備)		避難所開設準備
氾濫注意水位	↓	水防警報(出動)		避難所開設(自主避難に対応)
避難判断水位			【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令	
氾濫危険水位			【警戒レベル4】 避難指示 発令	
氾濫の発生	高		【警戒レベル5】 緊急安全確保 発令	

表3-15-2 水位情報周知河川の避難行動の基準

平時から設定されている河川の危険水位	水位	増水時に左記項目から知事が発する警報	判断の時期	避難所の目安
水防団待機水位	低	水防警報(準備)		避難所開設準備
氾濫注意水位	↓	水防警報(出動)		避難所開設(自主避難に対応)
避難判断水位			【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令	
氾濫危険水位			【警戒レベル4】 避難指示 発令	
氾濫の発生	高		【警戒レベル5】 緊急安全確保 発令	

※上記判断目安を基に、降雨、水位等の状況判断を加味して迅速に決定するもの。また、局

※上記判断目安を基に、降雨、水位等の状況判断を加味して迅速に決定するもの。また、局

所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。
 ※水位周知河川…本章第3節表3-3-5を参照。

⑤ [追記]

⑥ [追記]

⑤ 土砂災害における避難行動の基準

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域（未指定の場合は土砂災害危険箇所・区域）における避難行動の基準については、次のとおりとするが、気象・降雨状況や現地での状況等を総合的に勘案し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努め、夜間や豪雨時の避難をなるべく避け、明るい時間に避難できるよう、早めの情報提供に努めるとともに、迅速かつ適切な対応をとるものとする。

また、土砂災害においては早期警戒、早期避難が重要であること、市内全ての土砂災害危険箇所の監視は困難であることから、住民に対し、前兆現象や降雨状況を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。

表3-15-3 土砂災害の避難行動の基準

避難情報	土砂災害に関する情報	避難所状況	県土砂災害情報システム【SABOアイ】	前兆現象等
【警戒レベル3】 高齢者等避難発令	大雨警報(土砂災害)発表	避難所開設準備 ----- 避難所開設	[追加]	近隣で湧き水・地下水の濁り、量の変化等の確認
【警戒レベル4】 避難指示発令	土砂災害警戒情報発表		2時間後予測雨量が土砂災害発生危険基準線を越えたとき。	近隣で斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等の確認
【警戒レベル5】 緊急安全確保発令	大雨特別警報(土砂災害)発表		実況雨量が土砂災害発生基準線を越えたとき。	近隣で土砂災害の発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の確認

所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。
 ※水位周知河川…本章第3節表3-3-5を参照。

⑤ 水位周知河川以外の2級河川の避難行動の基準

河川管理者が設置する危機管理型水位計において、氾濫の目安となる水位や氾濫のおそれのある水位等が定められており、避難行動の基準は、次のとおりとする。

表3-15-3 水位情報周知河川以外の2級河川の避難行動の基準

平時から設定されている河川の危険水位	水位	判断の時期	避難所の目安
観測開始水位	低	【警戒レベル3】 高齢者等避難発令	避難所開設 (自主避難に対応)
危険水位	↓	【警戒レベル4】 避難指示発令	
氾濫開始水位	高	【警戒レベル5】 緊急安全確保発令	

⑥ 内水氾濫の避難行動の基準

気象庁が発表する防災気象情報（レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報等）等に基づき、避難所開設、避難指示等の発令を判断する。

⑦ 土砂災害における避難行動の基準

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域（未指定の場合は土砂災害危険箇所・区域）における避難行動の基準については、次のとおりとするが、気象・降雨状況や現地での状況等を総合的に勘案し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努め、夜間や豪雨時の避難をなるべく避け、明るい時間に避難できるよう、早めの情報提供に努めるとともに、迅速かつ適切な対応をとるものとする。

また、土砂災害においては早期警戒、早期避難が重要であること、市内全ての土砂災害危険箇所の監視は困難であることから、住民に対し、前兆現象や降雨状況を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。

表3-15-4 土砂災害の避難行動の基準

避難情報	土砂災害に関する情報	避難所状況	県土砂災害情報システム【SABOアイ】	前兆現象等
【警戒レベル3】 高齢者等避難発令	レベル3土砂災害警報発表	避難所開設準備 ----- 避難所開設	3時間後予測雨量が土砂災害発生危険基準線を越えたとき。	近隣で湧き水・地下水の濁り、量の変化等の確認
【警戒レベル4】 避難指示発令	レベル4土砂災害危険警報発表		2時間後予測雨量が土砂災害発生危険基準線を越えたとき。	近隣で斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等の確認
【警戒レベル5】 緊急安全確保発令	レベル5土砂災害特別警報発表		実況雨量が土砂災害発生基準線を越えたとき。	近隣で土砂災害の発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の確認

⑥ 孤立集落の集団避難

災害により孤立した集落については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

⑦ 浸水想定区域内にある地下街等への情報伝達等（水防法第15条）

ア 浸水想定区域内にある地下街等で、当該地下街等の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関する情報を、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。

また、地下街等の所有者又は管理者は、洪水等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

イ 地下街等の範囲については、次のとおりとする。

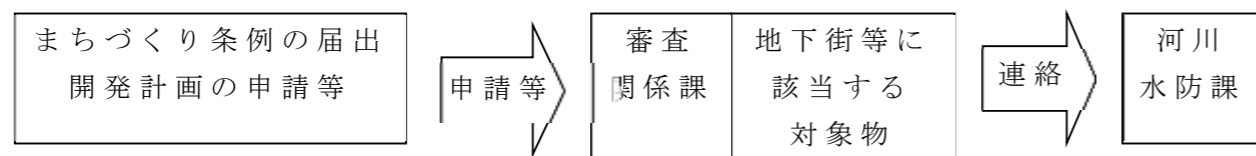
表 3 - 1 5 - 4 地下街等の範囲

地下街等の範囲	1	延べ面積が 1,000 m ² 以上の地下街
	2	地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の防火対象物
	3	その他、市長が必要と認めるもの

ウ 地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難ができるよう避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

なお、内水整備課は、避難確保計画の作成に必要な指導を行い、地下街等の届出・申請等を把握した課は、内水整備課に連絡しなければならない。

表 3 - 1 5 - 5 地下街等把握フロー



⑧ 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達等（水防法第15条）

ア 浸水想定区域内にある高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する要配慮者関連施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示、又は緊急安全確保に関する情報を、電話又は FAX、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。

また、要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、洪水等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

⑧ 孤立集落の集団避難

災害により孤立した集落については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

⑨ 浸水想定区域内にある地下街等への情報伝達等（水防法第15条）

ア 浸水想定区域内にある地下街等で、当該地下街等の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関する情報を、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。

また、地下街等の所有者又は管理者は、洪水等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

イ 地下街等の範囲については、次のとおりとする。

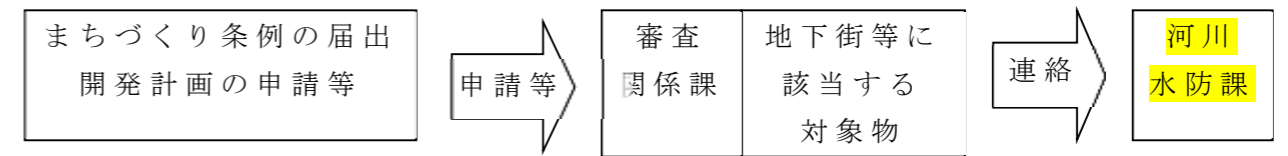
表 3 - 1 5 - 5 地下街等の範囲

地下街等の範囲	1	延べ面積が 1,000 m ² 以上の地下街
	2	地階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の防火対象物
	3	その他、市長が必要と認めるもの

ウ 地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難ができるよう避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

なお、内水整備課は、避難確保計画の作成に必要な指導を行い、地下街等の届出・申請等を把握した課は、内水整備課に連絡しなければならない。

表 3 - 1 5 - 6 地下街等把握フロー



⑩ 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達等（水防法第15条）

ア 浸水想定区域内にある高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する要配慮者関連施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示、又は緊急安全確保に関する情報を、電話又は FAX、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達する。

また、要配慮者関連施設の所有者又は管理者は、洪水等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

イ 要配慮者関連施設の範囲については、次のとおりとする。

表 3 - 1 5 - 6 要配慮者関連施設の範囲

分類	施設	所管課
高齢者施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、軽費老人ホーム（ケアハウス等）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、特定施設入居者生活介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、認知症対応型通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	・福祉政策課 ・介護保険課
障害児・者施設等	障害児通所支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム、地域活動支援センター等	・障害福祉課 ・こども相談センター
乳幼児施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、シヨートステイ、トワイライトステイ、病児保育実施医療機関、子育て広場、ファミリーサポートセンター、無認可保育（ベビーホテルに限る）、一時保護所、幼児相談所、幼稚園等	・こども相談センター ・子育て支援課 ・保育幼稚園課 ・教育総務課
その他	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、病院、診療所（有床に限る）、特別支援学校等	・生活支援課 ・地域保健課 ・教育総務課

【参照】資料 58 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧表

- ⑨ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達等
 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第7条）
 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関する情報を、電話又は FAX、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達す

イ 要配慮者関連施設の範囲については、次のとおりとする。

表 3 - 1 5 - 7 要配慮者関連施設の範囲

分類	施設	所管課
高齢者施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、軽費老人ホーム（ケアハウス等）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、特定施設入居者生活介護施設、認知症対応型共同生活介護施設、認知症対応型通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	・福祉政策課 ・介護保険課
障害児・者施設等	障害児通所支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム、地域活動支援センター等	・障害福祉課 ・こども相談センター
乳幼児施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、シヨートステイ、トワイライトステイ、病児保育実施医療機関、子育て広場、ファミリーサポートセンター、無認可保育（ベビーホテルに限る）、一時保護所、幼児相談所、幼稚園等	・こども相談センター ・子育て支援課 ・保育幼稚園課 ・教育総務課
その他	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、病院、診療所（有床に限る）、特別支援学校等	・生活支援課 ・地域保健課 ・教育総務課

【参照】資料 58 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧表

- ⑩ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設への情報伝達等
 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第7条）
 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合には、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、該当施設に対し、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関する情報を、電話又は FAX、電子メール（金沢ぼうさいドットコム）等により伝達す

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

る。

また、施設関係者は、土砂災害等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

（２）その他の避難の指示等

そのほか、関係法令に基づき避難の指示を行う者とその措置は、概ね次のとおりである。

- ア 知事及びその命を受けた職員…立ち退きの指示（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- イ 水防管理者（市長）…立ち退きの指示（水防法第 29 条）
- ウ 警察官…避難の指示、警告、避難等の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- エ 海上保安官…立ち退きの指示（災害対策基本法第 61 条）
- オ 自衛官…避難等の措置（自衛隊法第 94 条）
- カ 消防吏員又は消防団員…消防・水防警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第 28 条第 1 項、水防法第 21 条）
- キ 消防長又は消防署長…火災警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第 23 条の 2）

（３）避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（４）避難指示の内容

避難の指示をする場合、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

（５）避難指示の時期

避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水

る。

また、施設関係者は、土砂災害等に関する情報を入手するよう努めなければならない。

（２）その他の避難の指示等

そのほか、関係法令に基づき避難の指示を行う者とその措置は、概ね次のとおりである。

- ア 知事及びその命を受けた職員…立ち退きの指示（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- イ 水防管理者（市長）…立ち退きの指示（水防法第 29 条）
- ウ 警察官…避難の指示、警告、避難等の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- エ 海上保安官…立ち退きの指示（災害対策基本法第 61 条）
- オ 自衛官…避難等の措置（自衛隊法第 94 条）
- カ 消防吏員又は消防団員…消防・水防警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第 28 条第 1 項、水防法第 21 条）
- キ 消防長又は消防署長…火災警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第 23 条の 2）

（３）避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（４）避難指示の内容

避難の指示をする場合、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

（５）避難指示の時期

避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水

位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

（６）避難指示の伝達方法

ア 避難対象地区の住民等に対し、同報防災無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT））、Ｌアラート、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な伝達方法により避難指示を行う。

イ 警察、海上保安部及び報道機関に対し、避難指示の周知徹底について、協力を要請する。

ウ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

エ 発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

オ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

カ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

（７）知事への報告等

ア 市長は、避難指示を行った場合、その旨を知事に報告する。

イ 市長は、避難の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を同報防災無線、広報車等により公表するとともに、知事に報告する（災害対策基本法第60条）。

3 警戒区域の設定

（１）警戒区域設定権等（災害対策基本法第63条）

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場

位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

（６）避難指示の伝達方法

ア 避難対象地区の住民等に対し、同報防災無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT））、Ｌアラート、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な伝達方法により避難指示を行う。

イ 警察、海上保安部及び報道機関に対し、避難指示の周知徹底について、協力を要請する。

ウ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

エ 発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

オ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

カ 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

（７）知事への報告等

ア 市長は、避難指示を行った場合、その旨を知事に報告する。

イ 市長は、避難の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を同報防災無線、広報車等により公表するとともに、知事に報告する（災害対策基本法第60条）。

3 警戒区域の設定

（１）警戒区域設定権等（災害対策基本法第63条）

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定したときは、当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。

イ 市長、警察官又は海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 一時避難場所及び指定避難場所

(1) 一時避難場所

家庭や自主防災組織、職場などであらかじめ話し合っていた近くの公園や空地、幼稚園、保育所、コミュニティセンターなどの一時避難場所に、災害発生時は自主的かつ一時的に避難する。

(2) 指定避難場所〔指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）〕

火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきたときには、学校や公共施設、公園など市が指定する指定避難場所に避難する。なお、石川県による地震被害想定の見直しや各施設の状態変化などを踏まえ、随時見直しを行うものとし、ホテルや旅館等の民間施設も活用する。

【参照】資料12 金沢市指定避難場所一覧表（指定緊急避難場所）

(3) 避難所〔指定避難所（災害対策基本法第49条の7）〕

本部長は、被災者で住宅などを失って引き続き避難生活が必要な住民を収容する施設（以下「避難所」という。）が必要と認めた場合、又は広域的な災害の発生が予測され、事前避難が必要と認めた場合に、指定避難場所の中から屋内施設を優先に避難所を指定する。

ただし、やむを得ず屋外施設を避難所に指定する場合は、必要に応じてテント、仮設トイレの設置など必要な措置を講ずるものとする。

【参照】資料32 校下別屋内施設一覧表（指定避難所）

(4) 拠点避難所

避難所のうち、小学校など地域において地区支部や自主防災組織の拠点となる施設を市が指定し、情報の収集伝達や医療救護、救援活動等を行う。

(5) 福祉避難所

本部長は、避難所において日常生活を送ることが困難と認められる高齢者など要介護者を収容する施設として、次の福祉避難所を指定する。ただし、必要に応じ、特別養護老人ホームなど社会福祉施設に協力を要請するものとする。

にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定したときは、当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。

イ 市長、警察官又は海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 一時避難場所及び指定避難場所

(1) 一時避難場所

家庭や自主防災組織、職場などであらかじめ話し合っていた近くの公園や空地、幼稚園、保育所、コミュニティセンターなどの一時避難場所に、災害発生時は自主的かつ一時的に避難する。

(2) 指定避難場所〔指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）〕

火災等の二次災害により一時避難場所に危険が迫ってきたときには、学校や公共施設、公園など市が指定する指定避難場所に避難する。なお、石川県による地震被害想定の見直しや各施設の状態変化などを踏まえ、随時見直しを行うものとし、ホテルや旅館等の民間施設も活用する。

【参照】資料12 金沢市指定避難場所一覧表（指定緊急避難場所）

(3) 避難所〔指定避難所（災害対策基本法第49条の7）〕

本部長は、被災者で住宅などを失って引き続き避難生活が必要な住民を収容する施設（以下「避難所」という。）が必要と認めた場合、又は広域的な災害の発生が予測され、事前避難が必要と認めた場合に、指定避難場所の中から屋内施設を優先に避難所を指定する。

ただし、やむを得ず屋外施設を避難所に指定する場合は、必要に応じてテント、仮設トイレの設置など必要な措置を講ずるものとする。

【参照】資料32 校下別屋内施設一覧表（指定避難所）

(4) 拠点避難所

避難所のうち、小学校など地域において地区支部や自主防災組織の拠点となる施設を市が指定し、情報の収集伝達や医療救護、救援活動等を行う。

(5) 福祉避難所

本部長は、避難所において日常生活を送ることが困難と認められる高齢者など要介護者を収容する施設として、次の福祉避難所を指定する。ただし、必要に応じ、特別養護老人ホームなど社会福祉施設に協力を要請するものとする。

表 3 - 1 5 - 7 福祉避難所（市有施設）

収容施設名	所在地	電話	F A X	備考
老人福祉センター松寿荘	金石北 3-3-33	268-6757	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
〃 万寿苑	大桑町 ヤ 1-4	244-6745	同左	
〃 鶴寿園	額谷町ヌ 1	298-9355	同左	
卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	東長江町 辺 2-1	222-0008	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
金沢市障害者高齢者体育館 （駅西むつみ体育館）	駅西本町 2-3-27	221-9065	同左	体育館・ホール等利用 障害のある人等対象
金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	十一屋町 4-34	243-6786	同左	遊戯室等利用 障害のある人等対象

(6) [追加]

(7) [追加]

5 避難の方法・留意点

災害の状況により異なるが、原則として図 3 - 1 5 - 1「洪水、土砂災害などの兆候性災害時における避難方法等」による。また、避難の留意点を以下にまとめるが、自然現象のため不測の事態も想定されることから、事態の進行や状況に応じて自らの命を守る適切な避難行動をとることが必要である。

ア 避難は原則的に徒歩により行うが、要配慮者の存在、指定避難場所までの距離、道路状況（冠水等のおそれがないこと）など、事情によっては自動車の使用を認めることとし、あらかじめ自動車による避難を予定する住民を把握しておくこととする。

イ 避難時が、夜間であったり、すでに浸水が始まり避難が困難になってしまったときには、自宅や隣接建物の 2 階に垂直避難するなど、屋内退避等による安全確保を図ることも考慮する。また、避難にあたっては、日頃より避難場所にたどりつけない場合を

表 3 - 1 5 - 7 福祉避難所（市有施設）

収容施設名	所在地	電話	F A X	備考
老人福祉センター松寿荘	金石北 3-3-33	268-6757	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
〃 万寿苑	大桑町 ヤ 1-4	244-6745	同左	
〃 鶴寿園	額谷町ヌ 1	298-9355	同左	
卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	東長江町 辺 2-1	222-0008	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
金沢市障害者高齢者体育館 （駅西むつみ体育館）	駅西本町 2-3-27	221-9065	同左	体育館・ホール等利用 障害のある人等対象
金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	十一屋町 4-34	243-6786	同左	遊戯室等利用 障害のある人等対象

(6) 届出避難所

地震発生時は、町会等の申請による地域の集会所や民間施設等を事前登録した「届出避難所」に、必要に応じて避難する。届出避難所の開設や運営については、町会や自主防災組織による自主的なものとし、物資支援等は市が支援する。

(7) 避難者

市は以下の（ア）～（ウ）の全ての方に対し、必要な支援物資や情報の提供に努める。また、避難は要しないが必要物資等の支援を受ける方にも、同様の提供を実施する。

（ア）指定避難場所の避難者 （イ）避難所外避難者

（ウ）帰宅困難者

地震発生時に外出している方のうち、近距離を徒歩で帰宅する方を除き自宅が遠距離にあること等により、帰宅できない方及び遠距離を徒歩で帰宅する方。

（参考：金沢市帰宅困難者対応マニュアル）

5 避難の方法・留意点

災害の状況により異なるが、原則として図 3 - 1 5 - 1「洪水、土砂災害などの兆候性災害時における避難方法等」による。また、避難の留意点を以下にまとめるが、自然現象のため不測の事態も想定されることから、事態の進行や状況に応じて自らの命を守る適切な避難行動をとることが必要である。

ア 避難は原則的に徒歩により行うが、要配慮者の存在、指定避難場所までの距離、道路状況（冠水等のおそれがないこと）など、事情によっては自動車の使用を認めることとし、あらかじめ自動車による避難を予定する住民を把握しておくこととする。

イ 避難時が、夜間であったり、すでに浸水が始まり避難が困難になってしまったときには、自宅や隣接建物の 2 階に垂直避難するなど、屋内退避等による安全確保を図ることも考慮する。また、避難にあたっては、日頃より避難場所にたどりつけない場合を

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

想定した、近隣での一時避難先を決めておくことが求められる。

ウ 避難途中に浸水等により、進むことや指定された避難場所への避難が困難になってしまったときには、近くの丈夫な高い建物に緊急避難を行うなど、高く安全な場所に身をおく。

想定した、近隣での一時避難先を決めておくことが求められる。

ウ 避難途中に浸水等により、進むことや指定された避難場所への避難が困難になってしまったときには、近くの丈夫な高い建物に緊急避難を行うなど、高く安全な場所に身をおく。

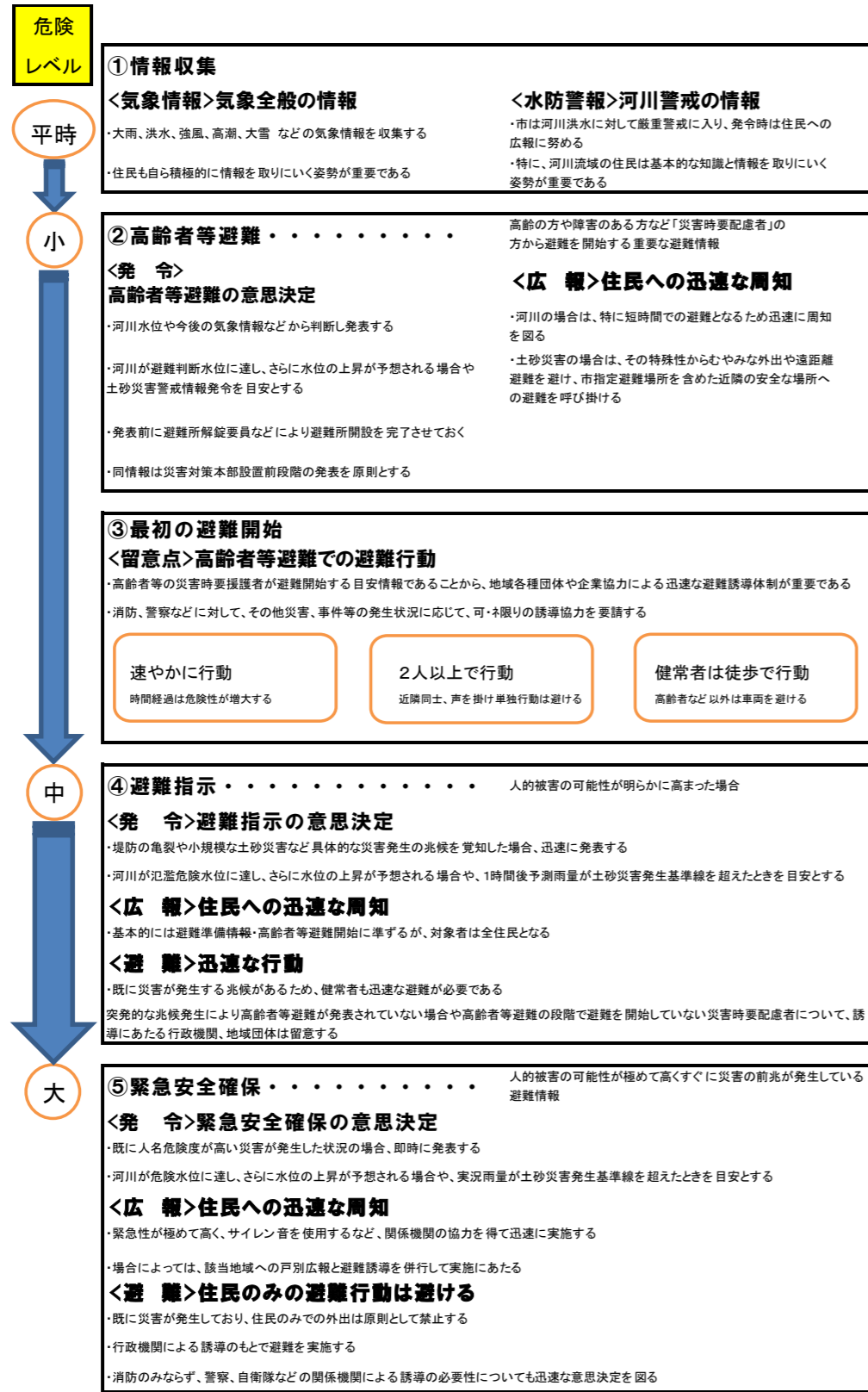


図 3 - 1 5 - 1 洪水、土砂災害などの兆候性災害時における避難方法等

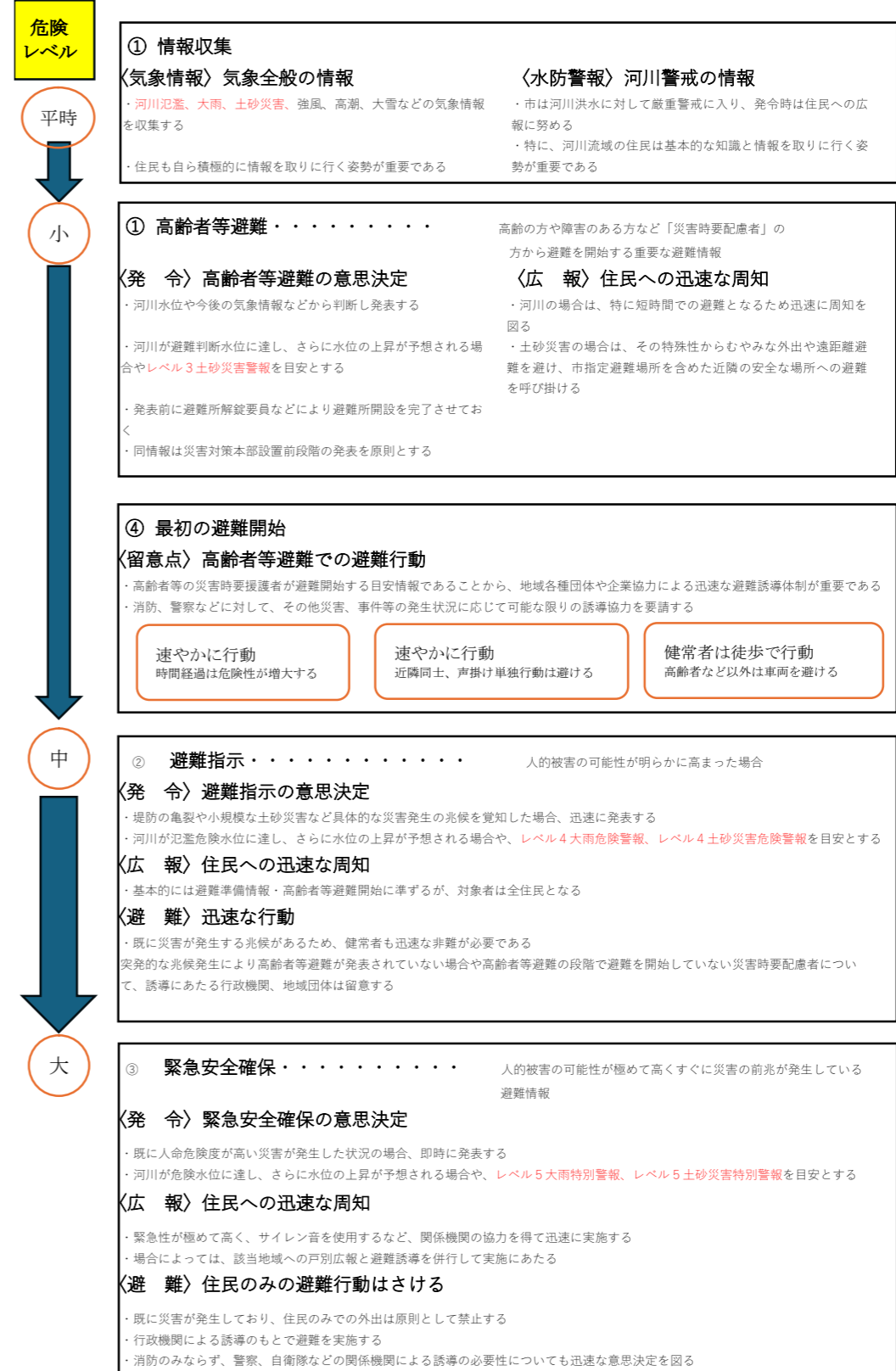


図 3 - 1 5 - 1 洪水、土砂災害などの兆候性災害時における避難方法等

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

6 避難誘導

避難の誘導は、避難行動要支援者名簿等を活用し、次の点に留意して行う。

- ア 発災初動期は、住民はパニック状態になることが予想されることから、自主防災組織や警察官、消防団員などの誘導により迅速に避難を行う。
- イ 避難の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人、傷病者、幼児、外国人などの要配慮者を優先する。このとき、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- ウ 要配慮者の避難にあたって、市のみでは対処ができない場合には、DMAT等の派遣要請を検討する。

表3-15-8 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（情報収集・避難誘導関係）

団体名	所在地	電話	F A X
(公社)隊友会石川県隊友会	額乙丸町口 96	090-3888-4489	298-8957

エ 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

オ 県及び市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難状況報告

自主防災組織の長及び地区支部担当職員等は、随時本部に対し避難状況について報告する。その際、指定避難場所及び避難所だけでなく、自家用車等に避難している住民の存在にも留意する。

【参照】資料27 避難状況報告書

8 避難所における救護及び生活の確保

避難所に派遣する地区支部担当職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険状況の把握及び避難した者への情報伝達
- イ 地区内の避難者の掌握
- ウ 必要な応急救護
- エ 状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し、避難所への収容
- オ 給食、給水等生活の確保
- カ その他避難所の運営に関する事項

6 避難誘導

避難の誘導は、避難行動要支援者名簿等を活用し、次の点に留意して行う。

- ア 発災初動期は、住民はパニック状態になることが予想されることから、自主防災組織や警察官、消防団員などの誘導により迅速に避難を行う。
- イ 避難の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人、傷病者、幼児、外国人などの要配慮者を優先する。このとき、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- ウ 要配慮者の避難にあたって、市のみでは対処ができない場合には、DMAT等の派遣要請を検討する。

表3-15-8 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（情報収集・避難誘導関係）

団体名	所在地	電話	F A X
(公社)隊友会石川県隊友会	額乙丸町口 96	090-3888-4489	298-8957

エ 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

オ 県及び市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難状況報告

自主防災組織の長及び地区支部担当職員等は、随時本部に対し避難状況について報告する。その際、指定避難場所及び避難所だけでなく、自家用車等に避難している住民の存在にも留意する。

【参照】資料27 避難状況報告書

8 避難所における救護及び生活の確保

避難所に派遣する地区支部担当職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険状況の把握及び避難した者への情報伝達
- イ 地区内の避難者の掌握
- ウ 必要な応急救護
- エ 状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し、避難所への収容
- オ 給食、給水等生活の確保
- カ その他避難所の運営に関する事項

9 避難所の開設

(1) 開設の指示

① 避難所の開設

ア 避難所解錠要員は、市長の指示に従い、指定された避難所の施設の解錠を行うとともに、初期の避難者の受入れを行う。

イ 本部長は、被災者のうち家屋の倒壊や焼失により生活拠点を失っている住民が多数発生していると判断したときは、浸水等の二次災害の危険がないこと等、あらかじめ施設の安全を確認した上で避難所を指定し、開設する。

ウ 本部は、避難所運営要員として地区支部担当職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

エ 地区支部担当職員は建物の点検を実施し、著しい損傷がなく使用可能と判断された場合に開設する。使用不能と判断された場合、その旨を本部に報告する。本部は代替施設の検討を実施する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該施設に避難所を設置維持することの適否を検討する。

オ 本部長は、市のみで対応が困難なときには、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県及び応援協定締結自治体等に応援を要請する。

カ 複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

キ 指定避難所における各種感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

② 避難所開設の報告

本部は、避難所を開設したときは、次の事項を県へ報告するとともに、管轄警察署、消防署等の関係機関に連絡する。

ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに）

- ・ 避難所の名称
- ・ 開設の日時、場所
- ・ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者も含める。）
- ・ 開設期間の見込み
- ・ 必要な救助・救援の内容

イ 避難所収容状況報告（日報）

- ・ 収容人員（避難所別）

③ 避難等の状況把握

9 避難所の開設等

(1) 開設の指示

① 避難所の開設

ア 避難所解錠要員は、市長の指示に従い、指定された避難所の施設の解錠を行うとともに、初期の避難者の受入れを行う。

イ 本部長は、被災者のうち家屋の倒壊や焼失により生活拠点を失っている住民が多数発生していると判断したときは、浸水等の二次災害の危険がないこと等、あらかじめ施設の安全を確認した上で避難所を指定し、開設する。

ウ 本部は、避難所運営要員として地区支部担当職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

エ 地区支部担当職員は建物の点検を実施し、著しい損傷がなく使用可能と判断された場合に開設する。使用不能と判断された場合、その旨を本部に報告する。本部は代替施設の検討を実施する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該施設に避難所を設置維持することの適否を検討する。

オ 本部長は、市のみで対応が困難なときには、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県及び応援協定締結自治体等に応援を要請する。

カ 複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

キ 指定避難所における各種感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

② 避難所開設の報告

本部は、避難所を開設したときは、次の事項を県へ報告するとともに、管轄警察署、消防署等の関係機関に連絡する。

ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに）

- ・ 避難所の名称
- ・ 開設の日時、場所
- ・ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者も含める。）
- ・ 開設期間の見込み
- ・ 必要な救助・救援の内容

イ 避難所収容状況報告（日報）

- ・ 収容人員（避難所別）

③ 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。状況把握にあたっては、避難所での受付や開設状況等のデータのDX化により、情報の収集・集約を迅速化するとともに、多様なツールを利用して市民等へ避難情報を発信する。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

④ [追加]

- ④ 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）

（２）避難所生活

屋内避難生活を原則とし、避難所の指定及び生活方法は次のとおりとする。

① 指定

ア 市の指定する避難場所にある建物を優先して指定する。

イ 学校の場合の使用順位は、体育館、校舎の順とする。

ウ 建物使用可否区分を明示する（避難生活スペース、相談所、物資集積所、共有部分、使用禁止部分等）。

エ 避難生活スペースは、1人概ね 3 m²とする。

② 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難住民による自主防災組織役員及び学校等施設管理者、市派遣職員等による協力体制により円滑な運営を行う。運営にあたっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

ウ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

エ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

オ 在宅避難者などの避難所外避難者に対する食糧等の必要物資の配布及び情報収集に努める。また、車中泊等による避難者に対しては、巡回健康診断を行うなど、エコノミークラス症候群の予防対策に努める。

③ 仮設トイレの設置

避難所の状況により仮設トイレや簡易型トイレを設置管理する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害のある

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。状況把握にあたっては、避難所での受付や開設状況等のデータのDX化により、情報の収集・集約を迅速化するとともに、多様なツールを利用して市民等へ避難情報を発信する。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

④ 避難所退所者及び在宅避難者の状況把握

家庭環境や避難所環境により、やむを得ず避難所を退所する場合があります、退所後の健康状態や生活再建支援に留意する。

- ⑤ 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）

（２）避難所生活

屋内避難生活を原則とし、避難所の指定及び生活方法は次のとおりとする。

① 指定

ア 市の指定する避難場所にある建物を優先して指定する。

イ 学校の場合の使用順位は、体育館、校舎の順とする。

ウ 建物使用可否区分を明示する（避難生活スペース、相談所、物資集積所、共有部分、使用禁止部分等）。

エ 避難生活スペースは、**スフィア基準にあわせ** 1人概ね 3.5 m²とする。

② 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難住民による自主防災組織役員及び学校等施設管理者、市派遣職員等による協力体制により円滑な運営を行う。運営にあたっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

ウ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

エ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

オ 在宅避難者などの避難所外避難者に対する食糧等の必要物資の配布及び情報収集に努める。また、車中泊等による避難者に対しては、巡回健康診断を行うなど、エコノミークラス症候群の予防対策に努める。

③ 仮設トイレの設置

避難所の状況により仮設トイレや簡易型トイレを設置管理する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害のある

人等の利用に配慮した避難所運営に努める。なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティアが自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。また、トイレ不足に関する初動期や局所的措置として、移動型トイレ車両を配備するよう努める。

④ 男女共同参画と多様性配慮の視点の取り入れ

運営に当たっては、男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画や性的マイノリティの視点に立った運営を行い、多様なニーズの違いに応じた支援を行うよう心掛け、次の事項について配慮する。

- ・ プライバシーの確保など、男女のニーズの違い、性別に配慮した避難所のレイアウト設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室、女性専用エリア、女性専用の物干し場等の設置）
- ・ 女性スタッフの配置
- ・ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置
- ・ 女性向け物資の備蓄（生理用品・女性用下着の女性による配布）
- ・ その他、避難所における夜間照明の設置等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

⑤ 要配慮者等に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者がいると確認した場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

エ 市は在宅避難者に対し、適切な支援が届くよう市社会福祉協議会や NPO 法人と連携して措置を講ずる。

⑥ 収容施設の確保

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

表 3 - 1 5 - 9 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（収容施設・輸送関係）

団体名	所在地	電話	F A X
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233

人等の利用に配慮した避難所運営に努める。なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティアが自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。また、トイレ不足に関する初動期や局所的措置として、移動型トイレ車両を配備するよう努める。

④ 男女共同参画と多様性配慮の視点の取り入れ

運営に当たっては、男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画や性的マイノリティの視点に立った運営を行い、多様なニーズの違いに応じた支援を行うよう心掛け、次の事項について配慮する。

- ・ プライバシーの確保など、男女のニーズの違い、性別に配慮した避難所のレイアウト設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室、女性専用エリア、女性専用の物干し場等の設置）
- ・ 女性スタッフの配置
- ・ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置
- ・ 女性向け物資の備蓄（生理用品・女性用下着の女性による配布）
- ・ その他、避難所における夜間照明の設置等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

⑤ 要配慮者等に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者がいると確認した場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

エ 市は在宅避難者に対し、適切な支援が届くよう市社会福祉協議会や NPO 法人と連携して措置を講ずる。

⑥ 収容施設の確保

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

表 3 - 1 5 - 9 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（収容施設・輸送関係）

団体名	所在地	電話	F A X
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	
金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

⑦ 避難者の住生活の早期確保
市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

⑧ 生活基本計画
避難所生活基本計画による。

【参照】資料 33 避難所生活基本計画
資料 34 避難所における基本組織図

表 3 - 1 5 - 1 0 時期別活動内容

時 期	活動内容
緊急避難期 (警戒期～発災～ 2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握・点検 ・施設の安全確認と応急措置の実施 ・避難所の開設 ・避難所の暫定運営体制の構築（役割分担等） ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等（遺族対応） ・施設使用区分の明確化（男女別の配慮） （生活スペース、物資集積所、トイレの場所、ゴミ集積所等） など

湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	
金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

⑦ 避難者の住生活の早期確保
市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

⑧ 生活基本計画
避難所生活基本計画による。

【参照】資料 33 避難所生活基本計画
資料 34 避難所における基本組織図

表 3 - 1 5 - 1 0 時期別活動内容

時 期	活動内容
緊急避難期 (警戒期～発災～ 2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握・点検 ・施設の安全確認と応急措置の実施 ・避難所の開設 ・避難所の暫定運営体制の構築（役割分担等） ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等（遺族対応） ・施設使用区分の明確化（男女別の配慮） （生活スペース、物資集積所、トイレの場所、ゴミ集積所等） など

旧_R7.5 末時点

新(見直し後)

<p>避難期・救護期 (3日～1カ月程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等(遺族対応) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレの場所、ゴミ集積所等) ・仮設風呂、シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の確保 ・避難所自治組織づくり ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力体制確立(集団生活における役割分担等) ・安否情報、り災世帯情報、避難者名簿の作成 ・健康管理、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、給水、生活必需物資の確保、分配 ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレ場所、ゴミ集積所等) ・人間関係、プライバシー保護への配慮 ・居住環境の整備(掃除、ゴミ、トイレ、防疫、寒暑対策等) ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など
<p>安定期 (1カ月以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力(避難生活集団から避難生活者個々へ視点に移す) ・避難者名簿の管理 ・避難所使用箇所の縮小、統廃合 ・被災者の自立支援、仮設住宅移転等 ・健康管理、メンタルヘルス、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、居住環境整備等生活活動 ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など

<p>避難期・救護期 (3日～1カ月程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等(遺族対応) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレの場所、ゴミ集積所等) ・仮設風呂、シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の確保 ・避難所自治組織づくり ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力体制確立(集団生活における役割分担等) ・安否情報、り災世帯情報、避難者名簿の作成 ・健康管理、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、給水、生活必需物資の確保、分配 ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレ場所、ゴミ集積所等) ・人間関係、プライバシー保護への配慮 ・居住環境の整備(掃除、ゴミ、トイレ、防疫、寒暑対策等) ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など
<p>安定期 (1カ月以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力(避難生活集団から避難生活者個々へ視点に移す) ・避難者名簿の管理 ・避難所使用箇所の縮小、統廃合 ・被災者の自立支援、仮設住宅移転等 ・健康管理、メンタルヘルス、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、居住環境整備等生活活動 ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など

⑨ ペット動物の飼育場所の確保等

避難所ではペット動物を屋外で飼育する「同行避難」を原則とし、市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努める。また、避難所運営やペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者、専門のNPO法人等から受けられるよう、連携に努める。

さらに、災害発生時における被災者及び感染症のまん延による感染症罹患患者等から犬及び猫を一時的に預かるために動物収容設備を整備する。

⑨ ペット動物の飼育場所の確保等

避難所ではペット動物を屋外で飼育する「同行避難」を原則とし、市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努める。また、避難所運営やペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者、専門のNPO法人及び相互応援協定団体等から受けられるよう、連携に努める。

さらに、災害発生時における被災者及び感染症のまん延による感染症罹患患者等から犬及び猫を一時的に預かるために動物収容設備を整備する。

表3-15-11 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(災害時ペット関係)

団体名	所在地	電話	FAX
学校法人国際ビジネス学院	白山市横江町 5250	275-6873	

表3-15-11 [追加]

10 広域避難対策

ア 被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない若しくは被害の少ない近隣市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 市が被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、被災者を受入れた市町は協力する。

エ 被災者の移送は市の輸送能力をもって実施する。市の輸送能力が不足の場合、県にバス、貨物自動車等の輸送手段の調達・確保を要請する。

オ 市長は、広域の避難路を確保する必要があるときは、知事を通じて、自衛隊、警察、建設業者等に対し、避難路確保を要請する。

カ 市が、県から他市町村の被災者の受け入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

キ 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の受け入れについては県に対し協議を求める。

また市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

11 帰宅困難者対策

本市には、通勤・通学、出張、買い物、観光等で、日中多くの人々が流入しており、災害が発生して鉄道や道路の被害によって列車運行や道路通行が不可能となった場合、多くの帰宅困難者及び徒歩帰宅者の発生が予測される。

（１）基本スタンス

市は、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、公共・商業・交通施設などの事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに観光案内所等におけるデジタルサイネージによる**帰宅困難者等**へ開設状況の広報や、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。

（２）混乱の防止

市は、金沢駅等における混乱を防止するため、帰宅困難者対応の職員を派遣するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、災害情報等の広報及び、それぞれの機

10 広域避難対策

ア 被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない若しくは被害の少ない近隣市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 市が被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、被災者を受入れた市町は協力する。

エ 被災者の移送は市の輸送能力をもって実施する。市の輸送能力が不足の場合、県にバス、貨物自動車等の輸送手段の調達・確保を要請する。

オ 市長は、広域の避難路を確保する必要があるときは、知事を通じて、自衛隊、警察、建設業者等に対し、避難路確保を要請する。

カ 市が、県から他市町村の被災者の受け入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

キ 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の受け入れについては県に対し協議を求める。

また市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

11 帰宅困難者対策

本市には、通勤・通学、出張、買い物、観光等で、**外国人を含む**日中多くの人々が流入しており、災害が発生して、鉄道や道路の被害によって列車運行や道路通行が不可能となった場合、多くの帰宅困難者及び徒歩帰宅者の発生が予測される。

（１）基本スタンス

市は、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、公共・商業・交通施設などの事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに観光案内所等における**大型ビジョン**やデジタルサイネージによる**一時滞在施設の開設状況等**の広報や、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。

（２）混乱の防止

市は、金沢駅等における混乱を防止するため、帰宅困難者対応の職員を派遣するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、災害情報等の広報及び、それぞれの機

関の施設に加えて、駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた**地域の避難所**に避難誘導を実施する。ひがし茶屋街などの主要な観光地においても、観光客等の帰宅困難者に対して円滑な避難誘導を行う。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

（３）事業所等における対応

事業所や学校などの組織的対応が可能な場所では、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、従業員、訪問者・利用者の無理な帰宅の抑制を図り、在留者に対する食料や飲料水、就寝環境の提供を行う。その後の災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

（４）学校、幼稚園等における対応

学校、幼稚園等では、発災時には児童・生徒、園児等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者の引き取りや児童・生徒の帰宅が困難な場合や、その間の危険性に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる。このため、食料や飲料水、就寝環境の確保を図り、災害時における学校、幼稚園等と保護者との連絡方法、対応などをあらかじめルール化し、共有化を図る。

（５）徒歩帰宅者への支援

市は、徒歩帰宅者の支援拠点（水、トイレ、災害関連情報の提供）として、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアに協力を要請し、事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設する。

表 3 - 1 5 - 1 1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（徒歩帰宅者支援関係）

団体名	所在地	電話	F A X
石川県石油販売協同組合金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

（６）帰宅困難者への支援

市は、必要に応じ、観光客等の帰宅困難者のための一時宿泊場所及び一時滞在施設等を開設し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。ホテル・旅館等の宿泊施設が利用可能な場合は、観光客等の受入れ、宿泊を要請する。なお、観光施設等で災害が起きた場合は、施設管理者は市とともに、災害の状況を見極めた上で、観光客などの施設利用者の現地滞在、一時避難所への誘導を判断し、安全に留意し避難誘導を行う。

関の施設に加えて、駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた**一時滞在施設やホテル・旅館等の宿泊施設**に避難誘導を実施する。ひがし茶屋街などの主要な観光地においても、観光客等の帰宅困難者に対して円滑な避難誘導を行う。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

（３）事業所等における対応

事業所や学校などの組織的対応が可能な場所では、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、従業員、訪問者・利用者の無理な帰宅の抑制を図り、在留者に対する食料や飲料水、就寝環境の提供を行う。その後の災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

（４）学校、幼稚園等における対応

学校、幼稚園等では、発災時には児童・生徒、園児等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者の引き取りや児童・生徒の帰宅が困難な場合や、その間の危険性に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる。このため、食料や飲料水、就寝環境の確保を図り、災害時における学校、幼稚園等と保護者との連絡方法、対応などをあらかじめルール化し、共有化を図る。

（５）徒歩帰宅者への支援

市は、徒歩帰宅者の支援拠点（水、トイレ、災害関連情報の提供）として、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアに協力を要請し、事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設する。

表 3 - 1 5 - 1 2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（徒歩帰宅者支援関係）

団体名	所在地	電話	F A X
石川県石油販売協同組合金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

（６）帰宅困難者への支援

市は、必要に応じ、観光客等の帰宅困難者のための一時宿泊場所及び一時滞在施設等を開設し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。ホテル・旅館等の宿泊施設が利用可能な場合は、観光客等の受入れ、宿泊を要請する。なお、観光施設等で災害が起きた場合は、施設管理者は市とともに、災害の状況を見極めた上で、観光客などの施設利用者の現地滞在、一時避難所への誘導を判断し、安全に留意し避難誘導を行う。

表 3-15-12 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(帰宅困難者関係)

団体名	所在地	電話	F A X
ユニー(株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
コーシンスントリービバレッジサービス(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297
石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5262	259-5963
生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	
金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	

(7) 代替交通機関の確保

必要に応じ、鉄道が運行している駅等までのバス等の代替交通機関を確保する。

表 3-15-13 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(交通輸送関係)

団体名	所在地	電話	F A X
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

表 3-15-13 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(帰宅困難者関係)

団体名	所在地	電話	F A X
ユニー(株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
コーシンスントリービバレッジサービス(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297
石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5262	259-5963
生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
湖南学院	上中町口 11-1	229-1077	
金沢少年鑑別所	小立野 5-2-14	231-1603	

(7) 代替交通機関の確保

必要に応じ、鉄道が運行している駅等までのバス等の代替交通機関を確保する。

表 3-15-14 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(交通輸送関係)

団体名	所在地	電話	F A X
石川県バス協会加盟金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

第16節 飲料・食料品・生活必需物資の供給

所 管	<input type="checkbox"/> 総務局…総務班	<input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班	<input type="checkbox"/> 経済局…経済対策班
	<input type="checkbox"/> 農林水産局…農林・市場対策班	<input type="checkbox"/> 教育委員会…学校教育班、社会教育班	

1 基本方針

災害時における食料及び生活必需品等の供給について定める。

市は過去の大災害における課題を踏まえ、今後の備蓄のあり方等に関する基本的な方針を示す「金沢市防災備蓄計画」を策定し、公的な備蓄のほか、市民による日頃からの家庭内備蓄及び自主防災組織を含めた地域での備蓄や、ローリングストックの実施などを規定し、大規模災害にも対応可能な備蓄体制の構築に努める。

2 食料の供給

(1) 実施体制

- ア 市は、必要に応じて被災者等に対し食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。なお、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。
- イ 市は、必要に応じて県に対し食料の調達及び輸送の手配を要請する。
- ウ 市は、必要に応じて食料の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 食料の確保（詳細は、第1編「震災対策計画」第13節を参照）

① 供給する食料の品目

- ア 給与する食料は、災害発生当初はアルファ米又は米飯の炊き出しを原則とする。また、必要に応じて梅干、佃煮等の副食及び調味料を支給する。
- イ 流通輸送が可能になれば、米飯の炊き出しのほか、給食業者等からの調達によるおにぎり、弁当、パン等により行う。

② 調達先

- 市が給与する食料は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。これによって調達できないときは、他の業者又は市域外の業者から調達する。
- 市限りで確保できない場合は、近接市町、相互支援協定締結市場、応援協定締結地方公共団体、県、国その他関係機関に対して協力を求める。

第16節 飲料・食料品・生活必需物資の供給

所 管	<input type="checkbox"/> 総務局…総務班	<input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班	<input type="checkbox"/> 経済局…経済対策班
	<input type="checkbox"/> 農林水産局…農林・市場対策班	<input type="checkbox"/> 教育委員会…学校教育班、社会教育班	

1 基本方針

災害時における食料及び生活必需品等の供給について定める。

市は過去の大災害における課題を踏まえるとともに、国指針による備蓄品目の必要量の確保に向けて、今後の備蓄のあり方等に関する基本的な方針を示す「金沢市防災備蓄計画」を改定し、公的な備蓄のほか、市民による日頃からの家庭内備蓄及び自主防災組織を含めた地域での備蓄や、ローリングストックの実施などを規定し、大規模災害にも対応可能な備蓄体制の構築に努める。

2 食料の供給

(1) 実施体制

- ア 市は、必要に応じて被災者等に対し食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。なお、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。
- イ 市は、必要に応じて県に対し食料の調達及び輸送の手配を要請する。
- ウ 市は、必要に応じて食料の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 食料の確保（詳細は、第1編「震災対策計画」第13節を参照）

① 供給する食料の品目

- ア 給与する食料は、災害発生当初はアルファ米又は米飯の炊き出しを原則とする。また、必要に応じて梅干、佃煮等の副食及び調味料を支給する。
- イ 流通輸送が可能になれば、米飯の炊き出しのほか、給食業者等からの調達によるおにぎり、弁当、パン等により行う。

② 調達先

- 市が給与する食料は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。これによって調達できないときは、他の業者又は市域外の業者から調達する。
- 市限りで確保できない場合は、近接市町、相互支援協定締結市場、応援協定締結地方公共団体、県、国その他関係機関に対して協力を求める。

表 3-16-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(食料等の供給)

(表 2-9-2 再掲)

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
飲料・食料・生活必需物資供給計画	金沢市農業協同組合	松寺町末 59-1	237-0002	237-2209
	金沢中央農業協同組合	入江 1-1	291-5000	291-4111
	(一社)金沢市中央市場運営協会	西念 4-7-1	220-2717	222-2903
	(社)石川県パン協同組合	武蔵町 8-2	221-1653	同左
	石川県製麺工業協同組合	増泉 5-10-24	247-3305	247-3306
	(一社)石川県食品協会	鞍月 2-20	268-2400	268-6082
	協同組合金沢問屋センター	問屋町 2-61	237-8585	237-5240
	石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5262	259-5963
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
	ユニー(株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
	アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
	ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
コーシンサントリービバレッジサービス(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297	
	行 [追加]			

③ 供給場所、方法及び輸送

災害発生当初は、「拠点避難所」(小学校等)を供給拠点として、各避難所に配分する。

④ 中央卸売市場

中央卸売市場は、生鮮食料品の安定的な供給を図るため、業界の協力を得る。

ア 市場機能の早期回復に努める。

イ 本市場への優先配送を国、産地、相互支援協定締結市場等へ要請する。

(3) 炊き出しの実施

ア 食料の炊き出しは、避難所及び共同調理場など炊事設備を有する施設において実施する。

イ 避難所を開設した場合、開設の3時間後に、食材、水、燃料及び資機材の確保等、炊き出しの準備を始め、6時間後には実施態勢を整えて、必要に応じて炊き出しは、自主防災組織及びボランティアの協力を得て行うとともに、必要に応じて民間の給食業者等へ米穀を支給して依頼する。また、必要な場合、自衛隊に対して炊き出し活動を要請する。

表 3-16-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(食料等の供給)

(表 2-9-2 再掲)

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
飲料・食料・生活必需物資供給計画	金沢市農業協同組合	松寺町末 59-1	237-0002	237-2209
	金沢中央農業協同組合	入江 1-1	291-5000	291-4111
	(一社)金沢市中央市場運営協会	西念 4-7-1	220-2717	222-2903
	(社)石川県パン協同組合	武蔵町 8-2	221-1653	同左
	石川県製麺工業協同組合	増泉 5-10-24	247-3305	247-3306
	(一社)石川県食品協会	鞍月 2-20	268-2400	268-6082
	協同組合金沢問屋センター	問屋町 2-61	237-8585	237-5240
	石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5262	259-5963
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
	ユニー(株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
	アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
	ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
	サントリービバレッジソリューション(株)	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297
	スギホールディングス(株)	愛知県大府市横根町新江 62-1	0562-45-2700	0562-45-2702

③ 供給場所、方法及び輸送

災害発生当初は、「拠点避難所」(小学校等)を供給拠点として、各避難所に配分する。

④ 中央卸売市場

中央卸売市場は、生鮮食料品の安定的な供給を図るため、業界の協力を得る。

ア 市場機能の早期回復に努める。

イ 本市場への優先配送を国、産地、相互支援協定締結市場等へ要請する。

(3) 炊き出しの実施

ア 食料の炊き出しは、避難所及び共同調理場など炊事設備を有する施設において実施する。

イ 避難所を開設した場合、開設の3時間後に、食材、水、燃料及び資機材の確保等、炊き出しの準備を始め、6時間後には実施態勢を整えて、必要に応じて炊き出しを開始する。

ウ 炊き出しは、自主防災組織及びボランティアの協力を得て行うとともに、必要に応じて民間の給食業者等へ米穀を支給して依頼する。また、必要な場合、自衛隊に対して炊き出し活動を要請する。

表 3-16-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(食料等の供給)

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
L P ガスの供給	石川県エルピーガス協会 金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320

(4) 災害救助法による炊き出しその他による食品の給与

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである(同法及び運用方針)。

① 対象者

- ア 避難所に入所した住民
- イ 住家が全焼、全壊、流失、床上浸水のため炊事ができない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地へ避難する必要がある者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者等で他に食品を得る手段のない者

② 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、承認を受けた期間とする。

表 3-16-3 小・中学校及び共同調理場の使用熱源

小学校	都市ガス(併用含む)	39校	L P ガス(併用含む)	16校
中学校	都市ガス(併用含む)	19校	L P ガス(併用含む)	6校
調理場	都市ガス(併用含む)	9場	L P ガス(併用含む)	8場

※ 炊事設備を有する施設
ふれあいの里、保健所、長町研修館、女性センター
老人福祉センター、デイサービスセンター、地区公民館

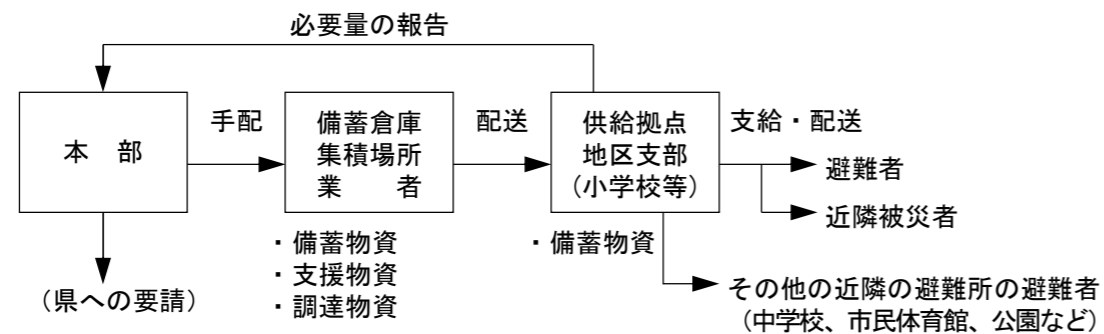


図 3-16-1 支給系統

表 3-16-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体(食料等の供給)

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
L P ガスの供給	石川県エルピーガス協会 金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320

(4) 災害救助法による炊き出しその他による食品の給与

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである(同法及び運用方針)。

① 対象者

- ア 避難所に入所した住民
- イ 住家が全焼、全壊、流失、床上浸水のため炊事ができない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地へ避難する必要がある者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者等で他に食品を得る手段のない者

② 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、承認を受けた期間とする。

表 3-16-3 小・中学校及び共同調理場の使用熱源

小学校	都市ガス(併用含む)	39校	L P ガス(併用含む)	16校
中学校	都市ガス(併用含む)	19校	L P ガス(併用含む)	6校
調理場	都市ガス(併用含む)	9場	L P ガス(併用含む)	8場

※ 炊事設備を有する施設
ふれあいの里、保健所、長町研修館、女性センター
老人福祉センター、デイサービスセンター、地区公民館

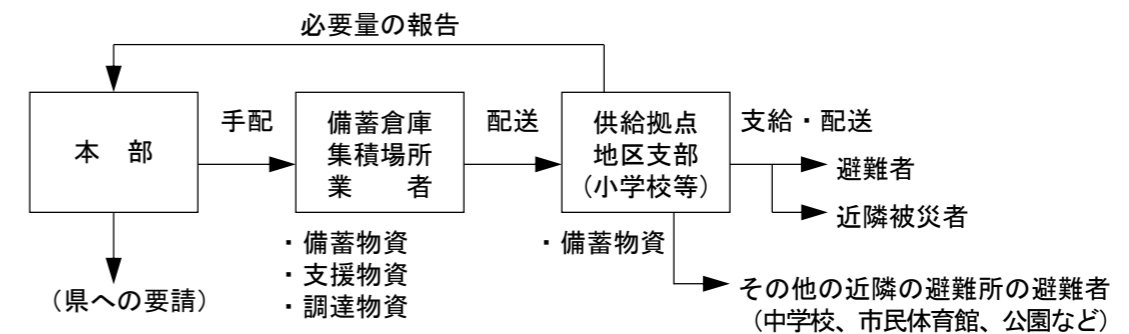


図 3-16-1 支給系統

3 生活必需品等の供給**(1) 実施体制**

ア 市は、被災者に対し生活必需品等の供給を実施する。

イ 市限りで対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ウ 市は、必要に応じて生活必需品等の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 生活必需品等の確保

市が給与する生活必需品等は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(3) 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである。

① 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

② 給与又は貸与する品目

ア 被服、寝具及び身回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

③ 給与又は貸与の方法

県知事から委任を受ける市長が一括購入し、又は備蓄物資から放出し、配分する。

3 生活必需品等の供給**(1) 実施体制**

ア 市は、被災者に対し生活必需品等の供給を実施する。

イ 市限りで対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ウ 市は、必要に応じて生活必需品等の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 生活必需品等の確保

市が給与する生活必需品等は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(3) 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである。

① 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

② 給与又は貸与する品目

ア 被服、寝具及び身回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

③ 給与又は貸与の方法

県知事から委任を受ける市長が一括購入し、又は備蓄物資から放出し、配分する。

④ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

（４）緊急車両等の燃料の供給・確保

市は、災害時に応急対策活動を行う緊急車両等の燃料を調達する必要があると認めるときには、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し、緊急車両等の燃料の供給・確保について、協力を要請し、組合は可能な限りの協力をを行う。優先給油を必要とする車両に対し、「災害時優先給油標章」を交付するものとする。

表3-16-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（緊急車両等燃料供給活動）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
緊急車両等燃料供給活動	石川県石油販売協同組合 石川県石油販売協同組合 金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

4 支援物資の受入れ

（１）支援物資の要請

災害発生により食料、水、生活必需物資が不足すると判断した場合には、被災後の時間経過によって変化する物資のニーズを的確に捉え、県、国、他の自治体等に応援を要請するほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて全国へ支援物資の要請を行う。

支援物資の要請を行う場合は、受入れを希望するもの、希望しないものを早期に把握し、必要とする物資の内容、量、送付方法等について適時的確に情報を提供するとともに、受付窓口の開設など適切な広報活動を行う。

また、物資が充足した時点で、要請の打切りを決定し、報道機関を通じて全国へ公表する。

（２）支援物資の受付

ア 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、支援の申出を受けたときは、申出者、受付時間、受付担当者、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発時間、到着時間、集積拠点、配送先などの受付リストを作成し、申出者及び配送先担当者に確認、伝達する。

イ 支援物資のうち、被災者ニーズに合わないもの、仕分け作業困難なもの、長期保存困難なものなどは受入れないこととする。

ウ 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、避難所（地区支部）や医療機関等からの需要（ニーズ）情報及び支援物資の受付・集積・配分情報を集中管理し、支援物資の迅速かつ効率的な管理、配分を行う。

④ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認により延長することができる。

（４）緊急車両等の燃料の供給・確保

市は、災害時に応急対策活動を行う緊急車両等の燃料を調達する必要があると認めるときには、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し、緊急車両等の燃料の供給・確保について、協力を要請し、組合は可能な限りの協力をを行う。優先給油を必要とする車両に対し、「災害時優先給油標章」を交付するものとする。

表3-16-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（緊急車両等燃料供給活動）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
緊急車両等燃料供給活動	石川県石油販売協同組合 石川県石油販売協同組合 金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

4 支援物資の受入れ

（１）支援物資の要請

災害発生により食料、水、生活必需物資が不足すると判断した場合には、被災後の時間経過によって変化する物資のニーズを的確に捉え、県、国、他の自治体等に応援を要請するほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて全国へ支援物資の要請を行う。

支援物資の要請を行う場合は、受入れを希望するもの、希望しないものを早期に把握し、必要とする物資の内容、量、送付方法等について適時的確に情報を提供するとともに、受付窓口の開設など適切な広報活動を行う。

また、物資が充足した時点で、要請の打切りを決定し、報道機関を通じて全国へ公表する。

（２）支援物資の受付

ア 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、支援の申出を受けたときは、申出者、受付時間、受付担当者、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発時間、到着時間、集積拠点、配送先などの受付リストを作成し、申出者及び配送先担当者に確認、伝達する。

イ 支援物資のうち、被災者ニーズに合わないもの、仕分け作業困難なもの、長期保存困難なものなどは受入れないこととする。

ウ 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、避難所（地区支部）や医療機関等からの需要（ニーズ）情報及び支援物資の受付・集積・配分情報を集中管理し、支援物資の迅速かつ効率的な管理、配分を行う。

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

(3) 支援物資の集積・配分

ア 支援物資の集積拠点（救援物資集配センター）

- ・ 支援物資の集積拠点は、陸上、海上、航空輸送手段を考慮し、次の集積拠点候補地のうちから、災害状況に応じて指定する。

表 3-16-5 支援物資集積拠点（救援物資集配センター）候補地

地区等	集積拠点候補地	所在地	航空手段（臨時ヘリポート）	海上手 段	その他
西部	県産業展示館	袋島町南	県西部緑地公園駐車場		県と共同
北部	城北市民運動公園	磯部町ニ 45	城北市民運動公園金沢スタジアム		
中央	市民芸術村	大和町 1-1	大和町防災拠点広場		
南部	泉本町防災拠点施設	泉本町 5・7 丁目	南総合運動公園市営陸上競技場		
東部	大桑防災拠点広場	大桑 3-80	大桑防災拠点広場		
湊	湊簡易グラウンド	湊 3 丁目	湊簡易グラウンド	金沢港	
医薬品	金沢市保健所	西念 3-4-25	姉妹都市公園		

イ 自治体、民間からの支援物資については、救援物資集配センターで仕分けし、受入・搬出数量等を管理し、避難所（地区支部）や医療機関等からの情報に応じて配分する。なお、災害状況及び支援物資の内容等に応じて、輸送可能な場合は、直接、避難所（地区支部）や医療機関等への配送を指示することができる。

ウ 大量のトラック配送が想定される国からのプッシュ型支援物資の受入れについては、上記の集積拠点候補地以外に民間倉庫を活用する。

エ 支援物資には、現金・金券、腐敗物などが混載されている可能性があることから、早急に義援金としての処理や物資の仕分け作業を行う。

オ 支援物資の内容の確認、仕分け等には市職員を動員するほか、物流の専門家・企業等の協力を得て効率的な作業を行い、さらに航空輸送の自衛隊の協力やボランティアの支援を得る。

(3) 支援物資の集積・配分

ア 支援物資の集積拠点（救援物資集配センター）

- ・ 支援物資の集積拠点は、陸上、海上、航空輸送手段を考慮し、次の集積拠点候補地のうちから、災害状況に応じて指定する。

表 3-16-5 支援物資集積拠点（救援物資集配センター）候補地

地区等	集積拠点候補地	所在地	航空手段（臨時ヘリポート）	海上手 段	その他
西部	県産業展示館	袋島町南	県西部緑地公園駐車場		県と共同
北部	城北市民運動公園	磯部町ニ 45	城北市民運動公園金沢スタジアム		
中央	市民芸術村	大和町 1-1	大和町防災拠点広場		
南部	泉本町防災拠点施設	泉本町 5・7 丁目	南総合運動公園市営陸上競技場		
東部	大桑防災拠点広場	大桑 3-80	大桑防災拠点広場		
湊	湊簡易グラウンド	湊 3 丁目	湊簡易グラウンド	金沢港	
医薬品	金沢市保健所	西念 3-4-25	姉妹都市公園		

イ 自治体、民間からの支援物資については、救援物資集配センターで仕分けし、受入・搬出数量等を管理し、避難所（地区支部）や医療機関等からの情報に応じて配分する。なお、災害状況及び支援物資の内容等に応じて、輸送可能な場合は、直接、避難所（地区支部）や医療機関等への配送を指示することができる。

ウ 大量のトラック配送が想定される国からのプッシュ型支援物資の受入れについては、上記の集積拠点候補地以外に民間倉庫を活用する。

エ 支援物資には、現金・金券、腐敗物などが混載されている可能性があることから、早急に義援金としての処理や物資の仕分け作業を行う。

オ 支援物資の内容の確認、仕分け等には市職員を動員するほか、物流の専門家・企業等の協力を得て効率的な作業を行い、さらに航空輸送の自衛隊の協力やボランティアの支援を得る。

(4) 配送

本部が所管する車両で対応することが困難な場合には、民間が所有する車両による配送協力を要請する。

- ア 運送業者、宅配業者等との協力協定の締結の推進
- イ 自主防災組織及びボランティアの協力

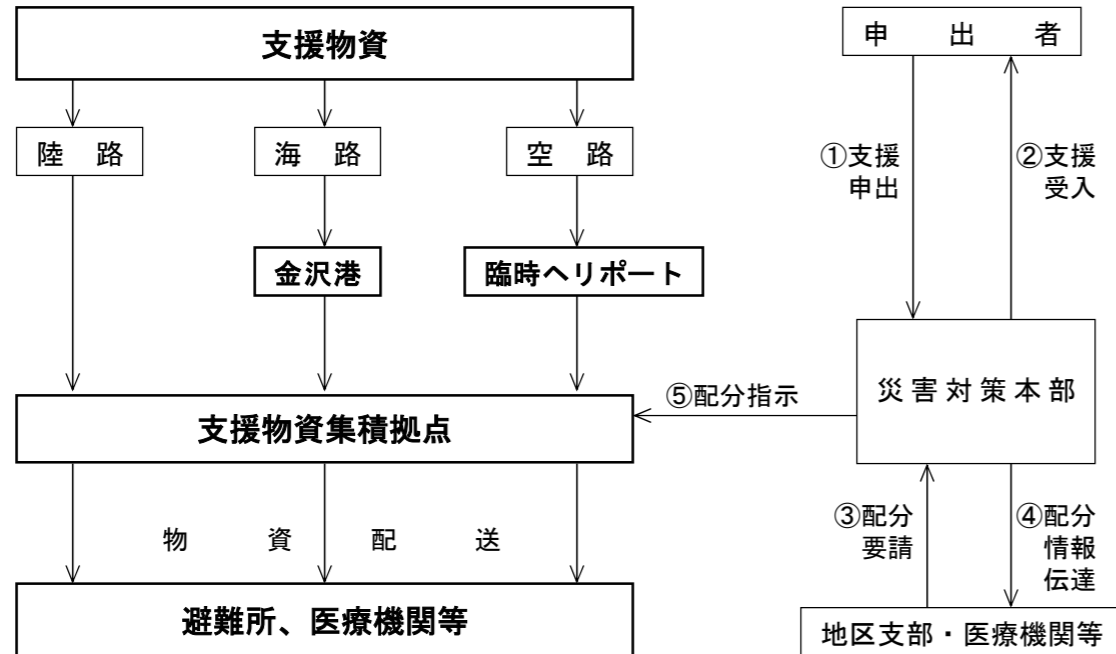


表 3 - 1 6 - 6 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（支援物資の配送）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
支援物資の配送	(一社)石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287
	佐川急便株式会社	木越町ト80 (北陸支店)	0570-55-0163	

(4) 配送

本部が所管する車両で対応することが困難な場合には、民間が所有する車両による配送協力を要請する。

- ア 運送業者、宅配業者等との協力協定の締結の推進
- イ 自主防災組織及びボランティアの協力

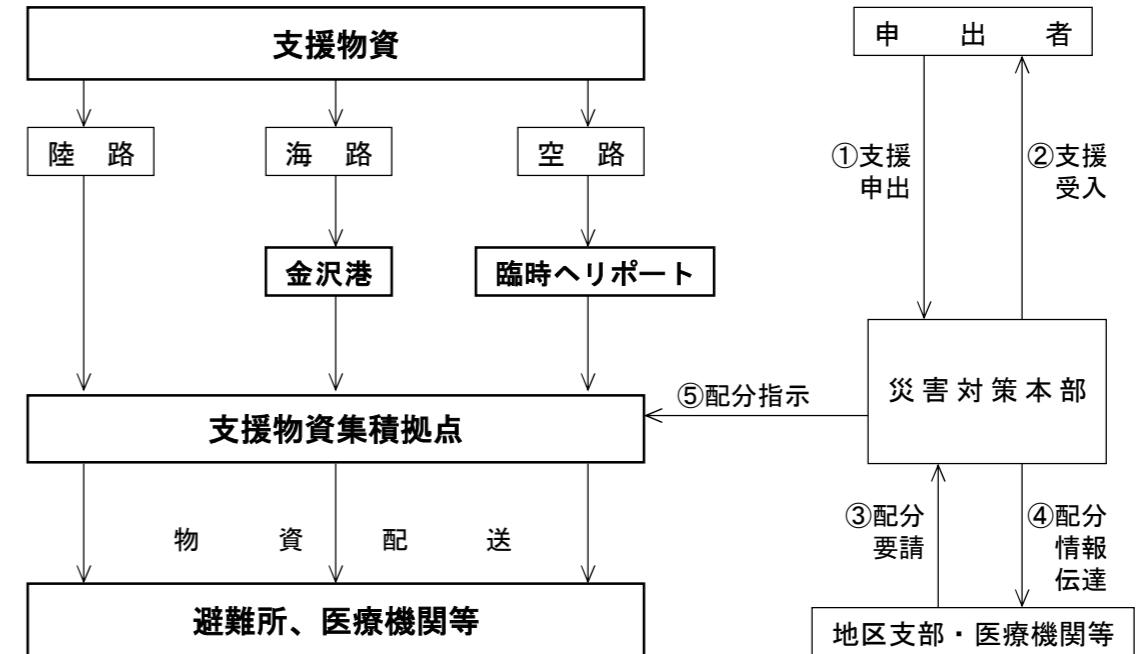


表 3 - 1 6 - 6 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（支援物資の配送）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
支援物資の配送	(一社)石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287
	佐川急便株式会社	木越町ト80 (北陸支店)	0570-55-0163	

第17節 給水活動

所 管 □企業局…ライフライン班

1 基本方針

災害の発生により水道施設が被害を受けた場合に、市民生活に必要な水を確保し、飲料水を得ることができない市民に対して速やかに応急給水を行う。

詳細は、別に定める「企業局総合防災計画」によるが、以下に概要を掲げる。

2 飲料水の確保方針

(1) 一人一日必要水量

ア 生命維持に必要な水量	3ℓ／日
イ 飲料、炊事、洗面等に必要な水量	20ℓ／日
ウ 飲料、トイレ、炊事、洗面、最小限の浴用等に必要な水量	100ℓ／日
エ ほぼ通常の生活水量	250ℓ／日

(2) 必要水量の確保策

必要水量は、次の手段により総合的に確保する。なお、飲料用水に必要な水量は、主として水道水で確保する。

① 水道水

- ア 浄水場の浄水池、配水池
- イ 大口径耐震管路、耐震性貯水槽
- ウ 周辺市町との水道連絡管

② 水道水以外の水

- ア 小学校防災井戸の使用
- イ 防災消雪井戸の使用
- ウ 災害時協力井戸の活用
- エ ペットボトル
- オ プールの貯留水、河川水、用水、わき水等の利用

表3-17-1 金沢市災害時防災活動協定締結団体（応急給水関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
応急給水活動	石川県さく井協会	示野町西7	267-3262	267-3271
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町1-33-1	239-2350	239-9177
	コーシンサントリービバレッジサービス(株)	野々市市押野2-219	248-8850	248-5297

第17節 給水活動

所 管 □企業局…ライフライン班

1 基本方針

災害の発生により水道施設が被害を受けた場合に、市民生活に必要な水を確保し、飲料水を得ることができない市民に対して速やかに応急給水を行う。

詳細は、別に定める「企業局総合防災計画」によるが、以下に概要を掲げる。

2 飲料水の確保方針

(1) 一人一日必要水量

ア 生命維持に必要な水量	3ℓ／日
イ 飲料、炊事、洗面等に必要な水量	20ℓ／日
ウ 飲料、トイレ、炊事、洗面、最小限の浴用等に必要な水量	100ℓ／日
エ ほぼ通常の生活水量	250ℓ／日

(2) 必要水量の確保策

必要水量は、次の手段により総合的に確保する。なお、飲料用水に必要な水量は、主として水道水で確保するとともに、**個人備蓄と公的備蓄の拡充によりこれを補完する。**

① 水道水

- ア 浄水場の浄水池、配水池
- イ 大口径耐震管路、耐震性貯水槽
- ウ 周辺市町との水道連絡管

② 水道水以外の水

- ア 小学校防災井戸の使用
- イ 防災消雪井戸の使用
- ウ 災害時協力井戸の活用
- エ ペットボトル
- オ プールの貯留水、河川水、用水、わき水等の利用

表3-17-1 金沢市災害時防災活動協定締結団体（応急給水関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
応急給水活動	石川県さく井協会	示野町西7	267-3262	267-3271
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	東蚊爪町1-33-1	239-2350	239-9177
	サントリービバレッジソリューション(株)	野々市市押野2-219	248-8850	248-5297

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

③ その他

- ア 家庭内での備蓄（飲料水のほか、風呂の溜め水など）
- イ 船、タンクローリーなどの手段による浄水の輸送

（3）応急給水用資機材等

応急給水に必要な資材等を逐次備蓄整備する。
（例） 給水車、給水及び貯水タンク、仮設給水栓、浄水機など

3 応急給水活動

市（水道事業者）は、緊急な対策が必要と認めたときには、企業局長を長とする「企業局災害対策本部」を設置し、情報収集・連絡及び応急給水活動並びに施設の応急復旧活動を敏速かつ効率的に実施する。

（1）要員等の配備体制

- ア あらかじめ定められている動員計画に基づき対策要員を配置する。
- イ 装備している給水車等の応急給水用資機材を配備する。
- ウ あらかじめ指定している水道工事等関係業者に、必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 単独で給水作業ができない場合は、他の水道事業者に応援要請を行う。

（2）情報の収集及び連絡

あらかじめ定められている実施要領に基づき、水道施設の被害状況の把握など情報を正確かつ迅速に収集、伝達する。

【参照】資料 35 金沢市企業局MCA無線配備一覧表

（3）応急給水活動

- ア 市（水道事業者）は、水道施設の応急復旧事業にあわせて、本節4「給水の方法」に定めるところにより、応急給水活動を実施する。
- イ 市は、応急給水活動の実施状況（給水の時間帯・場所等）及び衛生上の注意等について報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し、市民に対して確実に広報を行う。

（4）施設応急復旧活動

- ア 市（水道事業者）は、住民からの通報や職員の施設巡回により被害状況を把握し、二次災害を防止するとともに、施設の機能を保持するためのバルブ操作等を的確に実施し、緊急措置後の応急復旧のための情報収集を実施する。
- イ 市（水道事業者）は、収集した被害状況情報をもとに、本節5「応急復旧の方法」に定めるところにより、施設応急復旧計画を策定し、応急復旧活動を実施する。

③ その他

- ア 家庭内での備蓄（飲料水のほか、風呂の溜め水など）
- イ 船、タンクローリーなどの手段による浄水の輸送

（3）応急給水用資機材等

応急給水に必要な資材等を逐次備蓄整備する。
（例） 給水車、給水及び貯水タンク、仮設給水栓、浄水機など

3 応急給水活動

市（水道事業者）は、緊急な対策が必要と認めたときには、企業局長を長とする「企業局災害対策本部」を設置し、情報収集・連絡及び応急給水活動並びに施設の応急復旧活動を敏速かつ効率的に実施する。

（1）要員等の配備体制

- ア あらかじめ定められている動員計画に基づき対策要員を配置する。
- イ 装備している給水車等の応急給水用資機材を配備する。
- ウ あらかじめ指定している水道工事等関係業者に、必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 単独で給水作業ができない場合は、他の水道事業者に応援要請を行う。

（2）情報の収集及び連絡

あらかじめ定められている実施要領に基づき、水道施設の被害状況の把握など情報を正確かつ迅速に収集、伝達する。

【参照】資料 35 金沢市企業局MCA無線配備一覧表

（3）応急給水活動

- ア 市（水道事業者）は、水道施設の応急復旧事業にあわせて、本節4「給水の方法」に定めるところにより、応急給水活動を実施する。
- イ 市は、応急給水活動の実施状況（給水の時間帯・場所等）及び衛生上の注意等について報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し、市民に対して確実に広報を行う。

（4）施設応急復旧活動

- ア 市（水道事業者）は、住民からの通報や職員の施設巡回により被害状況を把握し、二次災害を防止するとともに、施設の機能を保持するためのバルブ操作等を的確に実施し、緊急措置後の応急復旧のための情報収集を実施する。
- イ 市（水道事業者）は、収集した被害状況情報をもとに、本節5「応急復旧の方法」に定めるところにより、施設応急復旧計画を策定し、応急復旧活動を実施する。

旧_R7.5 末時点

新（見直し後）

ウ 市（水道事業者）は、応急復旧活動の実施状況（断水区域、復旧見通し）について市民に対し適切な広報に努める。

（５） 応援の要請

ア 市（水道事業者）は、単独で給水活動や施設応急復旧活動ができないときには、県及び日本水道協会（地方自治体）、相互応援協定締結自治体、自衛隊、海上保安庁に対して、次の事項を示して応援を要請する。

- i 給水、応急復旧作業に必要とする人員数
- ii 給水、応急復旧作業を必要とする期間及び給水量
- iii 給水する場所、応急復旧作業場所
- iv 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量、応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

イ 市（水道事業者）は、必要に応じて民間企業・団体に対して給水活動等の応援協力を要請する。また、応援部隊を含め、給水車等の燃料の供給・確保について、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し協力を要請し、組合は可能な限りの協力を行う。

表 3 - 1 7 - 2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（水道関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
救出、水道・下水道等応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
緊急輸送活動	（一社）石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287

4 給水の方法

（１） 給水拠点

ア 応急給水活動は、小中学校などの拠点避難所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等の重要拠点へ緊急給水を中心に行う。特に、人命にかかわる医療施設を最優先とし、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、治療に支障がないように配慮する。

イ 拠点への給水は、給水車等による運搬給水を主体に、給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

ウ 小中学校などの拠点避難所には、応急給水タンクを設置する。

（２） 運搬給水の方法

運搬給水の水源は、主要配水場及び応急復旧した送配水管路とし、地域ごとに定めた給水拠点（避難所等）に給水車等で運搬する。

ウ 市（水道事業者）は、応急復旧活動の実施状況（断水区域、復旧見通し）について市民に対し適切な広報に努める。

（５） 応援の要請

ア 市（水道事業者）は、単独で給水活動や施設応急復旧活動ができないときには、県及び日本水道協会（地方自治体）、相互応援協定締結自治体、自衛隊、海上保安庁に対して、次の事項を示して応援を要請する。

- i 給水、応急復旧作業に必要とする人員数
- ii 給水、応急復旧作業を必要とする期間及び給水量
- iii 給水する場所、応急復旧作業場所
- iv 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量、応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

イ 市（水道事業者）は、必要に応じて民間企業・団体に対して給水活動等の応援協力を要請する。また、応援部隊を含め、給水車等の燃料の供給・確保について、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し協力を要請し、組合は可能な限りの協力を行う。

表 3 - 1 7 - 2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（水道関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
救出、水道・下水道等応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
緊急輸送活動	（一社）石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287

4 給水の方法

（１） 給水拠点

ア 応急給水活動は、小中学校などの拠点避難所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等の重要拠点へ緊急給水を中心に行う。特に、人命にかかわる医療施設を最優先とし、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、治療に支障がないように配慮する。

イ 拠点への給水は、給水車等による運搬給水を主体に、給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

ウ 小中学校などの拠点避難所には、応急給水タンクを設置する。

（２） 運搬給水の方法

運搬給水の水源は、主要配水場及び応急復旧した送配水管路とし、地域ごとに定めた給水拠点（避難所等）に給水車等で運搬する。

表 3-17-3 主要配水池容量と災害時の確保水量

給水基地	容量 (m ³)	確保水量 (m ³)		水 源	緊急遮断弁
末浄水場	10,400		10,400	末浄水場	
犀川浄水場	3,690		3,690	犀川浄水場	
四十万中配水場	26,000	有効容量の50%	13,000	県水	○
大乘寺丘陵配水場	15,000	〃	7,500	末浄水場	○
大桑配水場	5,000	〃	2,500	〃	○
館山配水場	2,640	〃	1,320	〃	○
浅川配水場	2,200		350	〃	○
犀川配水場（計画）	22,000		8,000	犀川浄水場	○
若松配水場	20,000	有効容量の50%	10,000	〃	○
浅野配水制御所		配水本管	-	県水・犀川	
西念配水制御所		大口径耐震管路	20,000	県水	
八日市配水制御所		〃		〃	
犀川緑地内		送水管	400	末浄水場	
計	106,990		77,190		

(3) その他の拠点給水の方法

運搬給水と平行し、地域の状況に応じて次の方法により給水を行う。

ア 防災拠点広場給水基地（大和町防災拠点広場）

表 3-17-4 防災拠点広場給水基地

名 称	位 置	内 容
大和町防災拠点広場	大和町 1-1	給水井戸 2カ所
大桑防災拠点広場	大桑 3-80	防災井戸・耐震性貯水槽

イ 小学校防災井戸

ウ 防災消雪用井戸

エ 災害時協力井戸

オ プール貯留水、河川水、用水、わき水等の生活用水使用及び浄水処理使用

【参照】資料 36 小学校防災井戸一覧表

資料 37 防災消雪井戸一覧表

資料 38 災害時協力井戸登録一覧表

(4) 仮設給水の方法

水道施設の応急復旧に努め、応急復旧した配水管に仮設給水栓を順次設置し、給水を行う。

5 応急復旧の方法

応急復旧は、被害施設を早期に復旧するため、以下の方法により効率的な復旧作業に努

表 3-17-3 主要配水池容量と災害時の確保水量

給水基地	容量 (m ³)	確保水量 (m ³)		水 源	緊急遮断弁
末浄水場	10,400		10,400	末浄水場	
犀川浄水場	3,690		3,690	犀川浄水場	
四十万中配水場	26,000	有効容量の50%	13,000	県水	○
大乘寺丘陵配水場	15,000	〃	7,500	末浄水場	○
大桑配水場	5,000	〃	2,500	〃	○
館山配水場	2,640	〃	1,320	〃	○
浅川配水場	2,200		350	〃	○
犀川配水場（計画）	22,000		8,000	犀川浄水場	○
若松配水場	20,000	有効容量の50%	10,000	〃	○
浅野配水制御所		配水本管	-	県水・犀川	
西念配水制御所		大口径耐震管路	20,000	県水	
八日市配水制御所		〃		〃	
犀川緑地内		送水管	400	末浄水場	
計	106,990		77,190		

(3) その他の拠点給水の方法

運搬給水と平行し、地域の状況に応じて次の方法により給水を行う。

ア 防災拠点広場給水基地（大和町防災拠点広場）

表 3-17-4 防災拠点広場給水基地

名 称	位 置	内 容
大和町防災拠点広場	大和町 1-1	給水井戸 2カ所
大桑防災拠点広場	大桑 3-80	防災井戸・耐震性貯水槽

イ 小学校防災井戸

ウ 防災消雪用井戸

エ 災害時協力井戸

オ プール貯留水、河川水、用水、わき水等の生活用水使用及び浄水処理使用

【参照】資料 36 小学校防災井戸一覧表

資料 37 防災消雪井戸一覧表

資料 38 災害時協力井戸登録一覧表

(4) 仮設給水の方法

水道施設の応急復旧に努め、応急復旧した配水管に仮設給水栓を順次設置し、給水を行う。

5 応急復旧の方法

応急復旧は、被害施設を早期に復旧するため、以下の方法により効率的な復旧作業に努

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
-------------------	----------------

める。

（１）復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水機能の確保を図る。浄水場が被災し機能が失われた場合は、応急復旧による浄水機能の回復までの間、相互連絡管などにより他系統から振替送水などにより給水を補完する。

イ 配水場の貯留機能を確保し、浄水場からの送水管路を復旧する。

ウ 主要配水管路及び避難所、救護病院などの重要な給水拠点に至る管路の配水調整を行いながら、管路等の被害が軽微な路線を選定、復旧する。

エ その他の配水管及び給水管を復旧し、段階的に断水区域を解消する。

（２）早期給水措置

早期の給水を図るため、次の処置を講ずる。

ア 主要送配水管路の復旧にあわせ、消火栓等を使用し、一定の間隔で仮設給水栓を設置する。

イ 配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間をバルブ等により断水し、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

ウ 他系統からのバックアップ給水を検討し、断水区域への早期給水を行う。

（３）応急復旧用資機材

応急復旧用資機材は、緊急用保管修繕材料及び水道工事関係業者の保有資材を使用する。

応急復旧用資機材が不足するときは、メーカー及び他都市より調達する。

6 市民及び自主防災組織等との連携

ア 災害発生直後は、家庭での備蓄飲料水をもって充てる。

イ 地域内の井戸等によって飲料水を確保する。

- ・ 災害時に民間所有井戸を市民に開放する「災害時協力井戸登録制度」を平成9年度に導入。

ウ 井戸等の水を飲用に使用する場合は、煮沸や消毒するなど衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水活動に対して、運搬、配給等に協力する。

オ ボランティアとの活動の連携に努める。

【参照】資料 38 災害時協力井戸登録一覧表

める。

（１）復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水機能の確保を図る。浄水場が被災し機能が失われた場合は、応急復旧による浄水機能の回復までの間、相互連絡管などにより他系統から振替送水などにより給水を補完する。

イ 配水場の貯留機能を確保し、浄水場からの送水管路を復旧する。

ウ 主要配水管路及び避難所、救護病院などの重要な給水拠点に至る管路の配水調整を行いながら、管路等の被害が軽微な路線を選定、復旧する。

エ その他の配水管及び給水管を復旧し、段階的に断水区域を解消する。

（２）早期給水措置

早期の給水を図るため、次の処置を講ずる。

ア 主要送配水管路の復旧にあわせ、消火栓等を使用し、一定の間隔で仮設給水栓を設置する。

イ 配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間をバルブ等により断水し、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

ウ 他系統からのバックアップ給水を検討し、断水区域への早期給水を行う。

（３）応急復旧用資機材

応急復旧用資機材は、緊急用保管修繕材料及び水道工事関係業者の保有資材を使用する。

応急復旧用資機材が不足するときは、メーカー及び他都市より調達する。

6 市民及び自主防災組織等との連携

ア 災害発生直後は、家庭での備蓄飲料水をもって充てる。

イ 地域内の井戸等によって飲料水を確保する。

- ・ 災害時に民間所有井戸を市民に開放する「災害時協力井戸登録制度」を平成9年度に導入。

ウ 井戸等の水を飲用に使用する場合は、煮沸や消毒するなど衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水活動に対して、運搬、配給等に協力する。

オ ボランティアとの活動の連携に努める。

【参照】資料 38 災害時協力井戸登録一覧表

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
<p style="text-align: center;">第 18 節 災害医療及び救急医療</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…保健救護班 <input type="checkbox"/> 市立病院…病院救護班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 19 節 防疫・保健衛生活動</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…保健救護班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 20 節 要配慮者の安全確保</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…要配慮者支援班、福祉班 <input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 21 節 ごみ、し尿の処理</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 環境局…災害環境対策班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 22 節 自主防災活動</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 危機管理監…防災班 <input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 23 節 ボランティア活動の支援</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…福祉班、保健救護班 <input type="checkbox"/> 関係各局</p>	<p>※変更無し</p>

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
<p style="text-align: center;">第 23 節 ボランティア活動の支援</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…福祉班、保健救護班 <input type="checkbox"/> 関係各局</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 24 節 作業要員の確保</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 総務局…人事動員班 <input type="checkbox"/> 関係各局</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 25 節 応急教育</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 教育委員会…学校教育班、社会教育班 <input type="checkbox"/> 文化スポーツ局…施設班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 26 節 建築物対策、住宅の応急対策</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 都市整備局…建築住宅班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 27 節 公共土木施設等の応急対策</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 都市整備局…公園等施設対策班、建築住宅班 <input type="checkbox"/> 土木局…河川・がけ地対策班、道路対策班 <input type="checkbox"/> 農林水産局…農林・市場対策班 <input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 総務局…総務班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 28 節 障害物の除去</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 土木局…河川・がけ地対策班、道路対策班</p>	<p>※変更無し</p>

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
<p style="text-align: center;">第 29 節 防災関係機関の対策</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 30 節 水防計画</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 土木局…河川・がけ地対策班 <input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 農林水産局…農林・市場対策班 <input type="checkbox"/> 消防局…消防班 <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班、<input type="checkbox"/> 総務局…情報発信班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 31 節 除雪・雪害対策計画</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 土木局…河川・がけ地対策班 <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 <input type="checkbox"/> 都市政策局…広報班 <input type="checkbox"/> 関係各局</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 32 節 木材流出防止対策</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 石川県 <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班</p>	<p>※変更無し</p>
<p style="text-align: center;">第 33 節 農林水産物災害応急対策</p> <hr/> <p>所 管 <input type="checkbox"/> 農林水産局…農林・市場対策班 <input type="checkbox"/> 福祉健康局…保健救護班</p>	<p>※変更無し</p>